

ご契約のしおり・契約規定

ご契約に関する大切な事柄
必ずお読みください。

こくみん共済

終身生命共済 個人長期生命共済
個人賠償責任共済

終身医療保障タイプ

引受基準緩和タイプ

終身医療保障

こども保障
満期金付タイプ

個人賠償プラス

たすけあい
の
輪をむすぶ



全労済から「こくみん共済 coop」へ

こくみん共済
coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいから
生まれた
保障の生協です

こくみん共済 coopは當利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にのっとり、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

はじめに

契約者(組合員)の皆さま、こくみん共済 coopの共済をご契約いただきまして、ありがとうございました。

この「ご契約のしおり」は、
こくみん共済のご契約内容に関する大切な事柄を
わかりやすくご説明しています。
詳しくは「契約規定」をご覧ください。

必ずご一読され、契約内容をご確認いただき、
共済契約証書とともに大切に保管してください。

また、内容についてご不明な点がございましたら、
当会までお尋ねください。
(所在地、電話番号は巻末にございます。)

新しく組合員になられた方へ(出資金について)

こくみん共済 coopは消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛け金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、またはご契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに当会へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいたしていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

掛け金の払込方法(月払い)——1,200円(毎月100円×12ヵ月)

ご契約のしおり

主な用語のご説明	4~5
こくみん共済商品対比表	6
ご契約に際して	6
1. 契約者について	6
2. 告知義務について	6
3. お申し込みから契約の発効まで	6
4. クーリングオフについて	7
5. 共済掛け金の払込経路について	7
税金について	8
1. 共済掛け金の控除について	8
2. 生命保険料控除のしくみ	8
3. 控除額について	8
4. 生命保険料控除の手続き	8
5. 共済金等の税法上の取り扱い	9
割り戻し金について	9
氏名・住所や指定口座等の変更について	9
管轄裁判所	10

<こくみん共済(終身生命共済・個人長期生命共済)>

ご契約に際して	12
1. 加入できる方(被共済者になることができる方)	12
2. 加入できない方(被共済者になることができない方)	12
3. 共済期間	12
4. 契約できる限度について	13
5. 共済掛け金の払込方法について	13
共済金のお支払いについて	14
1. 共済金受取人について	15
2. 共済金のご請求について	16
3. 共済金のお支払いにあたって	17
4. 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)	17
5. 共済金をお支払いできない主な場合	17
6. 天災や戦争などの非常な出来事の場合	17
契約の終了について	18
1. 契約が無効となる場合	18
2. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合	18
3. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合	18
4. 契約が解除となる場合	18
5. 契約を解約する場合	19
6. 契約が消滅する場合	19

7. 契約が失効する場合	19
8. 被共済者が契約の解除を請求する場合	19
9. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について	20
共済掛金の払い込みについて	21
1. 共済掛金の払込期日と充当期間	21
2. 共済掛金の払込免除について	22
共済金請求の時効について	22
契約者の変更(契約の権利義務の承継)について	22
 ＜こくみん共済(個人賠償責任共済)＞	
付帯される契約との関係	23
主たる被共済者の範囲	23
共済期間	23
契約の更新	23
共済金のお支払いについて	23
1. 共済事由発生時の義務	23
2. 当会による援助・解決	24
3. 共済金のお支払いにあたって	24
4. 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払い	24
5. 共済金請求の時効について	25
契約の終了について	25
1. 付帯される契約が終了となる場合	25
2. 契約が無効となる場合	25
3. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合	25
4. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合	25
5. 重大事由による契約の解除	25
6. 契約が解除となる場合	26
7. 契約を解約する場合	26
8. 契約が失効する場合	26
契約者の変更(契約の権利義務の承継)について	27

契約規定

終身医療プラン(2019)

契約規定	30～59
------	-------

引受基準緩和型プラン(2019)

契約規定	60～84
------	-------

別表	85～95
----	-------

定期生命プラン(2019)

契約規定	96～122
------	--------

別表	123～132
----	---------

個人賠償責任共済事業(個人賠償プラス)

契約規定	134～151
別表	152
 ＜巻末資料＞	
組合員および出資金について	154
個人情報および特定個人情報にかかる保護方針	155
ご加入者の個人情報の共同利用について	156
個人情報の第三者提供について	158
共通報告基準(CRS)に関するお願い	158
苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて	159
連絡先一覧	164

共通項目

主な用語のご説明

【当会】

こくみん共済 coop(正式名称「全国労働者共済生活協同組合連合会」。以下「当会」といいます)をさします。

【基本契約】

入院や手術や生命の保障をする、各タイプの基本となる契約をいいます。

【特約】

基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。

【被共済者】

その人の生死などが共済金の支払いの対象となる方です。

【生計を一にする】

日常生活において、互いの収入および支出を共同して計算することをいい、同居であることを要しません。

【共済金受取人】

共済金を受け取る方のこと、契約者です。ただし、契約者が被共済者となっている場合の死亡を原因とする共済金については、別に定める順位および順序によります。

【指定代理請求人】

契約者が共済金等(いかなる名称であるかを問いません)また、返戻金、契約者割り戻し金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです)を請求できない特別な事情がある場合に、契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。

【代理請求人】

契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。

【共済契約証書】

共済金額や共済期間など契約の内容を具体的に記載したものです。

【発効日】

契約年齢や期間の計算の基準となる日で、当会が契約に関する責任(保障)を開始する日のことです。

【発効応当日】

契約後の共済期間中に迎える発効日に対応する日のことです。

- 月応当日とは、発効日の各月の同日(応当する日)のことをいいます。
- 年応当日とは、発効日の各年の同月日(応当する日)のことをいいます。

【共済期間】

当会が契約にもとづき保障を提供する期間をいいます。

【契約年齢】

発効日における年齢を契約年齢といい、被共済者の契約年齢は共済掛金額算出等の基準となります。契約年齢は発効日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

【共済掛金】

契約者に払い込みいただくお金のことをいいます。

【払込期日】

毎月の共済掛金を払い込んでいただく期日をいい、月ごとの発効応当日の前日の属する月の末日となります。

【割り戻し金】

毎年の決算によって剰余が生じた場合に、その中から当会が、契約者に還元する

お金のことをいいます。

【低解約返戻金特則】

解約返戻金をなくしたり、少なくすることで共済掛金を安くする特則です。

【重度障がい】

別表第1「身体障害等級別支払割合表」のうち第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障がいの状態、または当会が認めるものをいいます。

【身体障がい】

別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。

※「身体障害等級別支払割合表」について労働者災害補償保険法施行規則が改正された場合には、当会でお支払いする基準も変更になる場合があります。

※「身体障害等級別支払割合表」における「労務」には、一般にいう労働者が賃金報酬を得るための労務ばかりでなく、家事や、学生・児童の就学等も含まれます。

【不慮の事故等】

別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故(交通事故を含みます)および感染症をいいます。

※持病(骨粗しょう症等)が原因で、日常生活中に起きたけが(骨折等)は不慮の事故に含みません。

【入院】

医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【病院または診療所】

医療法第1条の5(定義)第1項に定める病院または同条第2項に定める診療所をいいます。

【医科診療報酬点数表】

健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第76条(療養の給付に関する費用)第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)第71条(療養の給付に関する基準)第1項(以下、この号において「法令」といいます)にもとづき厚生労働大臣が定める医科診療報酬点数表をいい、「歯科診療報酬点数表」とは、法令にもとづき厚生労働大臣が定める歯科診療報酬点数表をいいます。

【悪化】

疾病または傷害の症状について、入院、手術および放射線治療のいずれも不要な程度であったものが、入院、手術または放射線治療を要する程度になることをいいます。入院、手術および放射線治療のいずれも不要な程度の症状である疾患について、その疾患と医学上重要な関係にある疾患を発病し、その発病した新たな疾患の症状が、入院、手術または放射線治療を要する程度である場合についても同様です。

【他覚症状】

神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査などの結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。

【反社会的勢力】

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

共通項目

こくみん共済名称対比表

こくみん共済の共済商品名称(募集タイプ名称)と各事業規約に該当する共済商品名称の対比表です。

共済商品名称 (募集タイプ名称)	事業規約	契約規定上の名称
終身医療保障タイプ	終身生命共済	終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60
終身医療保障 引受基準緩和タイプ		引受基準緩和型プラン(2019)
こども保障満期金付タイプ	個人長期生命共済	定期生命プラン(2019)
個人賠償プラス	個人賠償責任共済	個人賠償責任共済

ご契約に際して

1. 契約者について

契約者とは、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方です。契約者となるためには、各都道府県の労済(共済)生協の組合員になっていただくことが必要です。組合員になるためには出資金が必要です(すでに当会の他の共済に加入している場合は新たに出資金は不要です)。また、脱退する場合には、出資金の払い戻しを請求することができます。

2. 告知義務について

共済は大勢の方が共済掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、ご加入者間の公平性が保たれません。

そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴(病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がい状態、ご職業などについて、正しく告知していただく義務があります。

質問表には過去の病歴(病名、治療期間など)など、当会がおたずねする事柄について、ありのままを正しく告知してください。

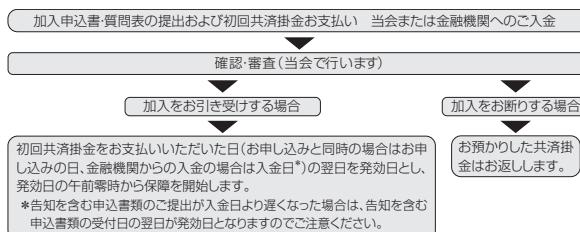
告知していただく内容は、質問表に質問事項として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されると、当会は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。

この場合には、たとえ共済事由が発生していても、共済金を支払わないことがあります。

3. お申し込みから契約の発効まで

当会が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです(契約承諾のご通知は共済契約証書の発行にかえさせていただきます)。なお、申込書をご記入の際には、「申込日(告知日)」(申込書および質問表を記入された日)を必ずご記入ください。

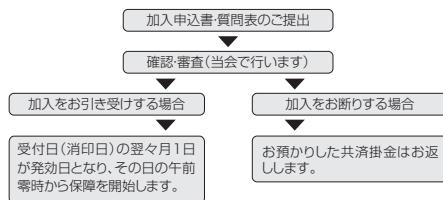
(1) 初回共済掛金を申込書のご提出と同時に当会へお支払いいただく場合、あるいは金融機関へのご入金によりお支払いいただく場合



※なお、初回共済掛金は、申込日からその日を含めて1ヶ月以内に、当会の窓口あるいは最寄りの金融機関にお支払いください。申込日から1ヶ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度申し込みいただくこととなります。

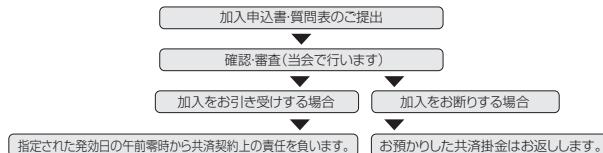
(2) 初回共済掛金を口座振替によりお支払いいただく場合

当会の指定した金融機関を通じて、当会が指定する振替日までに指定の口座へ払い込みください。



※ご指定の口座から初回共済掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

(3) 発効日を指定されている場合



※初回共済掛金は、指定された発効日の前日までにお支払いください。ただし、初回共済掛金を口座振替によりお支払いいただく場合は、当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。ご指定の口座から初回共済掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。

4. クーリングオフについて

契約申込者または契約者(以下、「契約者等」といいます)は、すでに申し込みをした契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回(以下、「クーリングオフ」といいます)することができます。

※申し込みのクーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類、申込日、契約者等の氏名、住所および被共済者の氏名とともに申し込みのクーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※申し込みのクーリングオフがされた場合、当該契約は成立しなかったものとして、すでに初回共済掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回共済掛金をお返しします。

5. 共済掛金の払込経路について

2回目以後の共済掛金は、指定いただいた預金口座より、申込日の翌月以後から払込方法ごとに決まります(当会が指定した日)に口座振替により払い込んでいただきます。

振替日の前日までに共済掛金相当の金額を入金され、残高不足にならないようにご注意ください。払い込まれたご契約の共済掛金につきましては、通帳への記帳をもって領収書にかえさせていただきます。

※同一の指定口座から2契約以上(当会が実施する他の共済事業による契約を含みます)の共済掛金を同日に振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の共済掛金のみを振り替えることはできません。共済掛金の遅延がある場合は、遅延分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足していますと、すべての共済掛金が振替不能となり契約が失効となる場合がありますので、ご注意ください。

※共済掛金の遅延がある場合は、遅延分も同時に引き落とされます。口座の残高が不足しておりますとすべての共済の共済掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、ご注意ください。

税金について

この取り扱いは、平成26年1月1日現在施行中の税法にもとづくもので、今後、税法の改正により取り扱いが変更されることがあります。個別の取り扱い等については、所轄の税務署等でご確認ください。

1. 共済掛金の控除について

共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に共済掛金をお支払いいただいた契約について、発行します。生命保険料控除の対象となる契約は、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

○生命保険料控除の対象となる契約

納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が本人または配偶者(※)その他の親族である契約。

※内縁関係にある方は、対象となりません。

○生命保険料控除の対象となる共済掛金

1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割り戻し金を差し引いた額(正味払込共済掛金額)

(注)個人賠償プラス(個人賠償責任共済)は、控除の対象となりません。

2. 生命保険料控除のしくみ

<各生命保険料控除の分類>

基本契約・特約それぞれの保障内容に応じて次のとおり適用する保険料控除を判定します。

一般生命保険料控除	生存または死亡に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金 (例)生命基本契約、災害特約 など
介護医療保険料控除	入院や手術等に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金 (例)医療60基本特約、先進医療特約 など
生命保険料控除対象外	身体の傷害のみに起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金 (例)災害医療特約 など

3. 控除額について

(1) 所得税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除額
20,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
20,000円を超えて40,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2)+10,000円
40,000円を超えて80,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4)+20,000円
80,000円を超える場合	一律40,000円

(2) 住民税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除額
12,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
12,000円を超えて32,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2)+6,000円
32,000円を超えて56,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4)+14,000円
56,000円を超える場合	一律28,000円

4. 生命保険料控除の手続き

控除をお受けになるには申告が必要です。当会より「証明書」(生命保険料控除対象共済掛金証明書)を発行しますので、次の要領で申告してください。

○給与所得者の場合

毎年の年末調整に間に合うよう「保険料控除申告書」に「証明書」を添付して勤務先に提出してください。

○申告納税者の場合

事業所得者などの申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に控除対象額を記入し、「証

明書」を添付して税務署に提出し控除を受けてください。

〈ご注意〉

その年の正味払込共済掛金額が1契約で9,000円(法令改正で変更される場合があります)を超える場合は「証明書」が必要です。

5. 共済金等の税法上の取り扱い

(1) 共済金

●共済金と税金について

共済金にかかる税金は、契約者、被共済者、受取人の関係によって異なります。

下表は契約者=共済掛金負担者の場合です。

○は契約者、△は被共済者、◎は受取人をあらわします。

共済金	契約内容	契約例			課せられる税金
		○	△	◎	
死亡共済金	契約者と被共済者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	
	契約者、被共済者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	子	夫	
満期金	契約者=受取人	夫	子	夫	贈与税
その他の共済金は課税されません。(注)					所得税(一時所得)

(注)共済金の受取人が被共済者、被共済者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族であるときは非課税になります。

●生命共済金控除について

契約者と被共済者が同一で、死亡共済金受取人がその契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡共済金(契約が2件以上の場合は合計します)について相続税法上次の範囲で非課税扱いを受ける特典があります。

《生命共済金控除額》×500万円×法定相続人数が非課税相続財産となります。

(2) 解約返戻金

① 共済掛金負担者と解約返戻金受取人が同一の場合は、解約返戻金は一時所得となります。

② 共済掛金負担者と解約返戻金受取人が異なる場合は、解約返戻金相当額が贈与されたものとみなされ、贈与税が課せられます。

割り戻し金について

毎年の事業年度(6月1日から翌年5月末日まで)の決算によって剩余が生じた場合には、契約者に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象です)。

なお、こども保障満期金付タイプに対する割り戻し金は利息をつけて満期までですべて置かせていただきます。すえ置き割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることができます。

(注)個人賠償プラスを除きます。

氏名・住所や指定口座等の変更について

次のような場合は速やかに当会へ連絡してください。

〈住所変更〉

契約者の転居などで住所の変更があった場合。

〈改姓、改名〉

契約者、被共済者および指定している死亡共済金受取人または指定代理請求人が改姓、改名された場合。

〈共済契約証書の紛失〉

こくみん共済(終身生命共済・個人長期生命共済)

ご契約に際して

1. 加入できる方(被共済者になることができる方)

次の条件をすべて満たす方が加入できます(被共済者になることができます)。

(1) 契約者との続柄が次のいずれかである方。

- ① 契約者本人
- ② 配偶者(内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者およびその内縁関係にある方のいずれにも婚姻の届け出のある配偶者がいない場合に限ります。以下同じ)
- ③ 契約者と同一生計の子、父母(継父母を含みます。こども保障満期金付タイプを除きます)、孫、兄弟姉妹、子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と同一生計の配偶者の子、父母(継父母を含みます。こども保障満期金付タイプを除きます)、孫、兄弟姉妹、子の配偶者(嫁・婿)

(2) 加入申込書、「質問表」へのご回答を当会が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできると判断した方。

※「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままご回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問い合わせのうえ、正確にご回答ください。

(3) 契約の発効日において、加入タイプごとの加入年齢の範囲の方。

- ① 終身医療保障タイプ、終身医療保障引受基準緩和タイプ
発効日現在の年齢が満15歳から満80歳までの方。

② こども保障満期金付タイプの加入年齢の範囲は各コースの満了年齢によって異なります。詳しくは下表のとおりです。

コース名	満了年齢	新規加入年齢	共済期間
中学準備コース	満11歳	0歳～満6歳	5年～11年
	満12歳	0歳～満7歳	5年～12年
高校準備コース	満14歳	0歳～満9歳	5年～14年
	満15歳	0歳～満10歳	5年～15年
大学準備コース	満17歳	0歳～満12歳	5年～17年
	満18歳	0歳～満14歳	4年～18年

※コース選択は、満期金を受け取りたい時期に応じて単独または複数のコースを組み合わせて加入できます。

2. 加入できない方(被共済者になることができない方)

(1) 続柄、年齢が前記「1. 加入できる方(被共済者になることができる方)」の範囲外である方。

(2) 発効日において次の職業に従事されている方。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業の方
- ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業の方
- ③ その他、当会が指定する職業の方

(3) 加入申込書、「質問表」へのご回答にもとづいて健康状態を当会が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできないと判断した方。

(4) P.13「4. 契約できる限度について」に該当される方。

3. 共済期間

(1) 終身医療保障タイプ、終身医療保障引受基準緩和タイプ

- ① 基本契約の共済期間は終身となります。
- ② 先進医療特約の契約期間は10年(自動更新により一生涯保障です)。

※契約規定を改正した場合は更新日における契約規定の内容で更新します。

(2) こども保障満期金付タイプ

共済期間は加入時の年齢と各コースの満了年齢によって異なります。詳しくは前記「1. 加入できる方(被共済者になることができる方)」の(3)②をご確認ください。なお、契約は満

期日をもって終了となります。契約の更新の取り扱いはありませんのでご注意ください。
※こども保障満期金付タイプが満了しても、こども保障タイプは満18歳の契約満了日まで継続します。

4. 契約できる限度について

(1) 終身医療保障タイプ

終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプ(終身医療保障引受基準緩和タイプおよび総合医療共済終身引受基準緩和型プランを除く)の入院日額を合計して10,000円まで(ただし、満71歳から満80歳の方は5,000円まで)となる場合に加入できます。

(2) 終身医療保障引受基準緩和タイプ

終身生命共済の事業規約にもとづく引受緩和型プランの入院日額を合計して10,000円まで(ただし、満71歳から満80歳の方は5,000円まで)となる場合に加入できます。

(3) 終身生命共済と個人長期生命共済の事業規約にもとづくプラン・タイプの入院日額を合計して以下の①～③を超える場合は、終身医療保障タイプおよび終身医療保障引受基準緩和タイプにはご加入いただけません。

① 満15歳から満60歳: 15,000円まで

② 満61歳から満70歳: 10,000円まで

③ 満71歳から満80歳: 5,000円まで

※重度障がい状態の方は、通算して入院日額5,000円が限度です。

(4) 終身医療保障タイプ、終身医療保障引受基準緩和タイプに付帯できる先進医療特約

個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプとあわせて、1人の被共済者につき1共済契約に限ります。

(5) こども保障満期金付タイプ

1人の被共済者が同じコースに複数加入することはできません。また、各コースともに死亡共済金100万円・満期共済金100万円(死亡共済金と同額)を限度とします(各コースの組み合わせは通算して300万円が限度です)。その他、個人長期生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプの死亡共済金額と合計して500万円まで、満期共済金額と合計して500万円までが限度となります。

(6) その他、共済額を制限させていただく場合

下記一部の職業に従事されている方のご加入額を制限させていただくことがあります。また、その他当会の契約にすでにご加入の方についてもご加入額を制限させていただくことがあります。

＜一部のご職業について＞

次のご職業に従事される方については、加入金額を制限させていただく場合があります。

①～⑨の職業に従事されている方は、終身医療保障タイプ、終身医療保障引受基準緩和タイプおよび個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプを合計して入院日額5,000円を超えて加入することはできません。

①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者

②潜水・潜航・サルベージ等に従事する方

③警察官・海上保安官その他これに類する方

④自衛官(防衛大学校生を含む)

⑤坑内・隧道内作業に従事する方

⑥近海または遠洋漁業の船舶乗組員

⑦1,000トン未満の船舶乗組員

⑧ハイヤー・タクシー運転手

⑨その他当会が指定する職業に従事する方

5. 共済掛金の払込方法について

(1) 終身医療保障タイプ、終身医療保障引受基準緩和タイプ

払込方法は月払いです。

※共済掛金払込期間は終身払いのみです。

(2) こども保障満期金付タイプ

払込方法は月払いです。

共済金のお支払いについて

①終身医療保障タイプの保障内容

<基本契約>

病気やけで入院したとき (入院共済金)	1日以上入院したとき1日目から(日帰り入院も保障) 1回の入院で最高60日、通算1,000日まで 日額5,000円
病気やけで手術を受けたとき (手術共済金)	診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等を受けたとき 入院・外来問わず1回につき50,000円
病気やけで放射線治療を受けたとき (放射線治療共済金)	診療報酬点数が算定された放射線治療等を受けたとき 入院・外来問わず1回につき50,000円
<先進医療特約(自動更新)>	
先進医療を受けたとき (先進医療共済金)	先進医療を受けたときの技術料実額(※) 入院・外来問わず最高1,000万円(通算1,000万円)

(※)先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。

②終身医療保障引受基準緩和タイプの保障内容

<基本契約>

病気やけで入院したとき (入院共済金)	1日以上入院したとき1日目から(日帰り入院も保障) 1回の入院で最高60日、通算1,000日まで 日額5,000円
病気やけで手術を受けたとき (手術共済金)	診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等を受けたとき 入院・外来問わず1回につき50,000円
病気やけで放射線治療を受けたとき (放射線治療共済金)	診療報酬点数が算定された放射線治療等を受けたとき 入院・外来問わず1回につき50,000円
<先進医療特約(自動更新)>	
先進医療を受けたとき (先進医療共済金)	先進医療を受けたときの技術料実額(※) 入院・外来問わず最高1,000万円(通算1,000万円)

(※)先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。

<ご注意いただきたいこと>

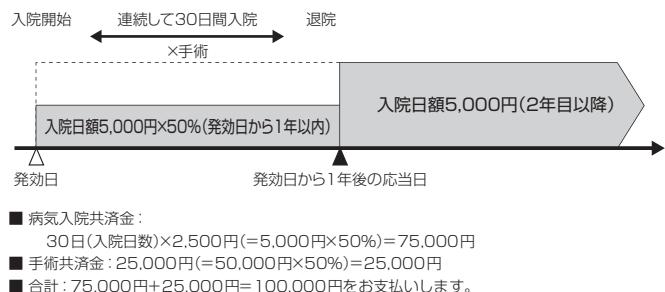
- この共済は健康状態に不安を抱えている方などを対象としたタイプのため、こくみん共済の他のタイプに比べて共済掛金が割り増しされています。
- 健康状態によっては、共済掛金を割り増していない他のタイプにご加入いただける場合があります。
- 保障を開始した日からその日を含めて1年内に支払い事由に該当した場合は、支払われる共済金が半額となります。

<発効日から1年以内に共済事由が発生した場合>

発効日から1年以内に共済事由に該当した場合には、支払われる共済金(※)の額が半額になります。ただし、共済事由が入院の場合は、発効日から1年以内の入院期間に対応する部分のみ半額となります。

なお、入院を開始した日が発効日より前の場合には、共済金をお支払いできません。
(※)すべての共済金が対象となります(病気入院共済金、災害入院共済金、手術共済金、放射線治療共済金、先進医療共済金)。

【例1】発効日から1年以内に連続して30日間入院し、入院期間中に手術を受けた場合



【例2】発効日から1年以内の期間に15日間、発効日から2年目以降の期間に15日間、合計連続して30日間入院した場合(発効日から1年以内の期間に手術を受けた場合)



③こども保障満期金付タイプの保障内容(こども保障タイプの保障は除く)

<基本契約>

死亡・重度の障がいが残ったとき (死亡・重度障害共済金)	50万円型	100万円型
	50万円	100万円
満期金	50万円	100万円

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

※こども保障タイプの保障内容は、別冊のこくみん共済のしおり・契約規定にてご確認ください。

<ご注意いただきたいこと>

- (1) こくみん共済こども保障満期金付タイプは生命保険会社等が取り扱っている「学資保険」とは異なります。次の点にご注意ください。
 - ① 契約者死亡時の共済掛金払込免除の取り扱いはありません。
 - ② 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- (2) 基本契約を減額することはできません。また災害特約を付帯することはできません。

1. 共済金受取人について

共済金の受取人を共済金受取人といい、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を共済事故(共済事由)として支払う共済金の受取人を死亡共済金受取人といいます。

- (1) 共済金受取人は、契約者本人です。
- (2) ただし、契約者が被共済者となっている場合の死亡共済金受取人は、次の順位および順序のとおりとなります。なお、同順位の死亡共済金受取人が2人以上いるときには、代表者1名を定めさせていただきます。

- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ 契約者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ 前記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ 前記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 契約者は、共済事由が発生するまでは、所定の書類により被共済者の同意および当会の承諾を得て、(2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(2)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

※終身医療保障タイプ・終身医療保障引受基準緩和タイプには死亡共済金はありません。

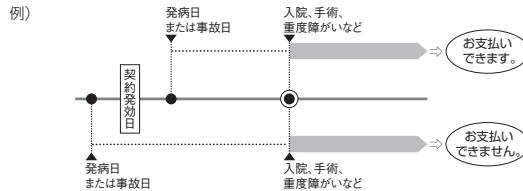
2. 共済金のご請求について

- (1) 共済事由が発生した場合は、遅滞なくその状況や程度について当会へ連絡してください。共済金請求書等の必要書類一式を送付しますので、速やかに共済金を請求してください。
- (2) 終身医療保障タイプ・終身医療保障引受基準緩和タイプの必要書類は別表第11(P.94)、子ども保障満期金付タイプについては別表第12(P.130)の「各共済金等請求の提出書類」のとおりです。これらの書類が提出されないと共済金をお支払いできないことがあります。
- (3) 共済金受取人が共済事由の発生した日の翌日から請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金をお支払いできなことがあります。

＜終身医療保障タイプ・子ども保障満期金付タイプ＞

契約の発効日前に共済金のお支払い原因となる傷病や事故等が生じている場合について

- (1) 新規加入した場合
共済金の請求対象となる共済事由は、契約の発効日以後に発病した病気もしくは発生した不慮の事故が原因のものとなります。

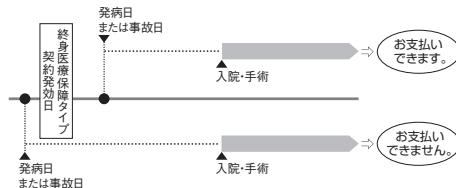


※死亡共済金は被共済者が共済期間中に死亡された場合にお支払いします。

- (2) 契約内容を変更(移行)した場合
ごくみん共済(医療タイプ等)から終身医療保障タイプに契約を変更(移行)した場合、保障範囲(保障額)が拡大(増額)する部分については、契約発効日(移行日)以後に発病した病気もしくは発生した不慮の事故を原因としたものをお支払い対象とします。

例) ごくみん共済医療タイプから終身医療保障タイプに契約内容を変更(移行)した場合
ごくみん共済医療タイプから終身医療保障タイプに契約内容を変更(移行)することにより保障範囲が拡大する手術は、終身医療保障タイプの契約発効日(移行日)以後に発病した病気もしくは発生した不慮の事故を原因としたものをお支払い対象とします。

＜大腸ポリープの摘出手術を受けた場合＞



3. 共済金のお支払いにあたって

- (1) 当会は、共済金の請求を受けた場合、給付審査または必要に応じて事実の確認を行います。
- (2) 共済金をお支払いする場合は、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後10営業日以内に共済金を共済金受取人にお支払いします。ただし、傷病の内容、事故発生の状況等、当会が支払うべき共済金の額を確定するため調査を必要とする場合を除きます。
- (3) 共済金の請求時に未払込共済掛金があるときには、共済金から未払込共済掛金を差し引いて共済金をお支払いできる場合がありますので、当会にご相談ください。なお、未払込共済掛金が共済金を上回る場合には共済金をお支払いすることはできません。

4. 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

- (1) 契約者が共済金等(※1)を請求できない特別な事情(※2)がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます。

※1 共済金等の名称は問いません。また、返戻金、割り戻し金および共済掛金の返還を含みます。

※2 契約者が共済金等を請求できない特別な事情とは、次のような場合をいいます。

- ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたとき。
- ② 治療上の都合により、当会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。
- ③ その他①および②に準じる状態であると当会が認めたとき。
- (2) 契約者は、次の範囲から1名に限り、指定代理請求人(※3)を指定または変更することができます。

 - ① 契約者の配偶者
 - ② 契約者の直系血族
 - ③ 契約者の兄弟姉妹
 - ④ 契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

※3 指定代理請求人は、共済金の請求時にも上記の範囲内になければなりません。

(3) 指定代理請求人が指定されていないとき、共済金請求時に指定代理請求人が規定の範囲外であるとき、または指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情(共済金の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたとき)以下、この項目において同じです)があるときには、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます。代理請求人となる方は、共済金の請求時において次の①または②のいずれかに該当する方です。

 - ① 契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の配偶者
 - ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

5. 共済金をお支払いできない主な場合

- (1) 契約者または被共済者の故意または重大な過失により告知義務違反があったとき(加入申込書や質問表への回答に事実でないことを記載したり、事実を記載しなかったとき)
- (2) 被共済者がP.12「1. 加入できる方(被共済者になることができる方)」の範囲外であったとき。
加入金額が限度を超過していたとき
- (3) 共済金請求にあたって必要書類の偽造・虚偽の記載などがあったとき
- (4) 発効日から1年以内の自殺または自殺行為によるとき
- (5) 被共済者、契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為によるとき
- (6) 被共済者の薬物依存、無免許運転、酒気帯び運転、精神障がい、泥酔によるとき。むち打ち症または腰・背痛で他覚症状がないとき
- (7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき

※詳細は契約規定を参照いただき、不明な点は当会にお問い合わせください。

6. 天災や戦争などの非常な出来事の場合

- 次のいずれかにより、所定の共済金を支払うことができない場合には、共済金の分割支払い、支払いの繰り延べ、または削減をすることがあります。

- (1) 戦争その他の非常な出来事
- (2) 地震、津波、噴火、その他これらに類する天災

契約の終了について

1. 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2) 被共済者が発効日において被共済者の範囲外であったとき
- (3) 契約のお申し込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき
- (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (5) 共済金額が加入限度を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する契約
- (6) 被共済者にすでに終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約、引受緩和型先進医療特約または個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該特約

※前記に該当する場合で、当会が共済金、割り戻し金および返戻金を支払っていたときには返還していただきます。

※前記(1)から(6)までに該当する場合、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返します。

2. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合

当会は、契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合には、その契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

3. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※共済事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

4. 契約が解除となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 契約者または被共済者が、契約のお申し込みの際に、故意または重大な過失によって、加入申込書のうち質問事項に対する回答やその他の重要な事実を告げず、または事実でないことを告げた場合
- (2) この契約にもとづく、共済金の請求、受領または共済掛金の払込免除の請求に際して共済金受取人または契約者が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (3) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に共済金を支払わせることを目的として共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不正に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 他の共済契約や保険契約との重複加入によって、共済金額等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大となって共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (6) (2)から(5)のほか、当会が契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

契約の解除は契約者に対する通知により行います。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合は、被共済者または死亡共済金受取人への通知により行います。

契約の解除が共済事由発生のちになされたときであっても、共済金を支払いません。すで

に共済金をお支払いしていたときは、返還していただきます。ただし、(1)の場合で、契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつことを証明した場合を除きます。

(1)の場合で、当会が解除の原因を知ったときから1ヵ月以内に契約を解除しなかつた場合、または当会が契約の申し込みの承諾を契約者等に通知してから5年を経過したときには、当会が契約を解除する権利は消滅します。

※当初の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約が解除されることがあります。

※契約が解除された場合、解約返戻金相当額を支払います。当該契約の払込共済掛金はお返しません。

5. 契約を解約する場合

契約は、契約者とご家族にとっての大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。やむをえず、解約される場合には、所定の書面で手続きをしてください。解約返戻金(※)がある場合には経過年月(1ヵ月単位に切り上げます。日割り計算は行いません)に応じた金額をお支払いします。

(※)解約返戻金について

- (1) こども保障満期金付タイプ
解約返戻金の額は契約年齢、経過年月などによって異なります。詳しくは当会までお問い合わせください。
- (2) 終身医療保障タイプ・終身医療保障引受基準緩和タイプ
解約返戻金はありません。解約返戻金をなくすことなく共済掛金を安くする仕組みとなっています。

6. 契約が消滅する場合

被共済者が死亡した場合にはそのときをもって、また、こども保障満期金付タイプは重度障害共済金が支払われた場合には重度障がいとなったときをもって、契約は消滅します。

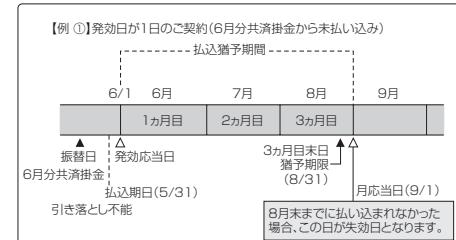
※契約が消滅し、共済金が契約者または死亡共済金受取人に支払われる場合で、当該契約に未払込共済掛金があるときは、その金額を共済金から差し引かせていただきます。

7. 契約が失効する場合

(1) 共済掛金が払い込まれないために契約が失効した場合には、失効日以降は共済期間中ではありませんので一切の保障をいたしません。

(2) 2回目以降の共済掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に共済掛金の払い込みがあれば、契約はそのまま継続となります。この期間内に共済掛金の払い込みがない場合には、発効日によって、以下の日より契約の効力を失います。

- ① 発効日が1日の契約……共済掛金の払込猶予期間末日の翌日午前零時
- ② 発効日が1日以外の契約……共済掛金の払込猶予期間末日の属する月の発効応当日の午前零時



8. 被共済者が契約の解除を請求する場合

(1) 被共済者が契約者以外である場合において、次の①から④のいずれかに該当する場合には、被共済者は契約者に対し、契約を解除することを求めるることができます。

- ① 契約者または共済金受取人にP.18「4. 契約が解除となる場合」(2)または(3)いずれかの行為があったとき
- ② 契約者または共済金受取人が、P.18「4. 契約が解除となる場合」(4)に該当するとき

- ③ ①および②のほか、契約者または共済金受取人が、被共済者に対する信頼を損ない、契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
- ④ 契約者と被共済者との間の親族関係の終了、その他当会が定める事由により、被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2) 契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から契約の解除請求があったときは、当会に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、当会の定める方法により、当会に対し契約の解除を求めることができます。
- (4) (3)の解除請求を受けた場合には、当会は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (5) (4)により、契約を解除された場合には、当会は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

9. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

- (1) 差押債権者、破産管財人等の契約者以外で、契約の解約をすることができる方(以下「債権者等」といいます)が契約を解約する場合には、当会が定める方法によって書面で行うものとします。
- (2) (1)の解約を行う場合には、解約の通知が当会に到達したときから1ヶ月を経過した日に効力を生じます。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知のときに次の①および②のいずれも満たす共済金受取人は、契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じません。
 - ① 契約者の親族、被共済者の親族または被共済者本人であること
 - ② 契約者でないこと
- (4) (1)の解約の通知が当会に到達した日以後、当該解約の効力が生じたときは(3)により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が生じ、当会が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

共済掛金の払い込みについて

1. 共済掛金の払込期日と充当期間

共済掛金の払込期日と充当期間は次のようになります。

こくみん共済の他のタイプとは取り扱いの一部が異なっていますのでご注意ください。

また、毎回払い込みいただぐ共済掛金は、発効応当日からその次の払込方法別の発効応当日の前日までの期間に対応する共済掛金です。

例① 発効応当日が10日の場合

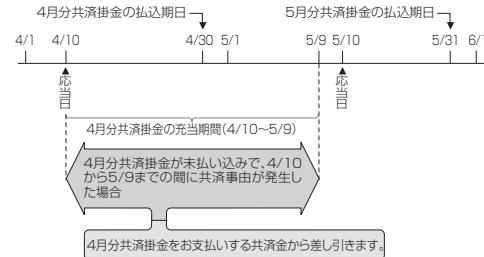


したがって、共済事由、共済掛金の払込免除事由が発生した場合の共済掛金の取り扱いは、次のようになります。

共済事由が発生した日の属する共済掛金充当期間について、共済掛金を払い込みいただいていない場合は、その未払込共済掛金をお支払いする共済金から差し引きます。

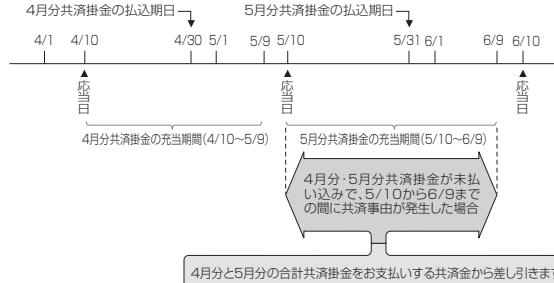
ただし、未払込共済掛金全額が共済金を上回るなどで相殺ができない場合は、未払込共済掛金の全額が払い込まれるまでは、共済金はお支払いできません。

例② 発効応当日が10日の場合



なお、共済掛金払込猶予期間中の発効応当日以降に、共済事由が発生し、そのときすでに到来している共済掛金充当期間の共済掛金を払い込みいただいていない場合にも同様です。

例③ 発効応当日が10日の場合



<ご注意>

- (1) 前記例②、③において、共済金が未払込共済掛金より不足する場合には、未払込共済掛金全額を払い込んでいただきます。
- (2) こくみん共済の他のタイプ(こども保障満期金付タイプのこども保障タイプおよび個人賠償プラスを含みます)では、初回加入時の発効日が月の1日以外であるときでも、2年目以降の更新日は月の1日となります。

このため、初回加入時の発効日が月の1日以外であるときは、2年目以降は終身医療保障タイプ・終身医療保障引受基準緩和タイプ・子ども保障満期金付タイプとその他のタイプ(子ども保障満期金付タイプの子ども保障タイプおよび個人賠償プラスを含みます)では共済掛金の払込期日と充当期間が異なります。

2. 共済掛金の払込免除について

終身医療保障タイプ・終身医療保障引受基準緩和タイプのみ

(1) 次のいずれかに該当する場合には、以後の共済掛金の払い込みを免除します。
被共済者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその事故の日を含めて180日以内で、かつ、共済期間中に当会所定の身体障がいの状態(別表第1「身体障害等級別支払割合表」の障害等級第1級～第6級)に該当したとき(例:両眼の視力が0.1以下になったときなど)

(2) 次の①から⑥によるときは、共済掛金の払い込みは免除しません。
① 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
② 被共済者の故意または重大な過失
③ 被共済者の犯罪行為
④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故
⑥ 被共済者の精神障がいまたは泥酔

⑦ 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

⑧ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき

(3) 地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、共済掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないことがあります。

共済金請求の時効について

共済金受取人が共済事由の発生した日の翌日から請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

契約者の変更(契約の権利義務の承継)について

(1) 契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、契約の権利義務を第三者に承継させることができます。新たに契約者となる方は、承継の申し出の日において被共済者との関係がP.12「1. 加入できる方(被共済者になることができる方)」(1)に該当する方です。

(2) 契約者が死亡した場合、当会の承諾を得て、①被共済者、②契約者の相続人、③第三者の順に契約の権利義務を承継できます。ただし、契約者が死亡してから6ヶ月以内に承継の手続きがなされなかった場合には、契約は6ヶ月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、当会は相続人に解約返戻金相当額を支払います。

※(1)(2)いずれの場合も、新たに契約者となる方には、組合員となっていただきます。

こくみん共済(個人賠償責任共済)

付帯される契約との関係

(1) 契約は、当会が別に定める契約(以下「付帯される契約」)に付帯して締結しなければその効力を生じません。
※付帯される契約は、終身医療保障タイプ、終身医療保障引受基準緩和タイプ、終身医療5000または終身医療3000です。

※個人長期生命共済事業規約にもとづくタイプには個人賠償プラスを付帯することはできません。

(2) 契約者は付帯される契約の契約者と同一とします。また、主たる被共済者は、付帯される契約の被共済者と同一とします。

(3) 契約の発効日は、付帯される契約の発効日と同一の日とします。

(4) 契約を締結した後、付帯される契約が終了した場合は、付帯される契約の終了事由を契約の終了事由とし、契約は同時に終了します。

主たる被共済者の範囲

個人賠償プラスの主たる被共済者は、付帯される契約の被共済者とします。1人の主たる被共済者について重複して加入することはできません。

なお、被共済者の範囲は、次のいずれかに該当する人とします。ただし、責任無能力者は含みません。

(1) 主たる被共済者
(2) 主たる被共済者の配偶者
(3) 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族
(4) 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子
※主たる被共済者と主たる被共済者以外の被共済者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

共済期間

共済期間は契約の発効日から1年となります。ただし、発効日が月の1日でない契約については、加入された最初の年の共済期間を契約の満了する日の属する月の末日まで延長します。したがって、更新契約の発効日は月の1日となります。

その結果、更新契約の発効日については月の1日となり、「付帯される契約」の年応当日とは異なります。

契約の更新

共済期間満了後、満了する契約と同じ保障に引き続き加入する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です(ご加入いただいている契約の満了日までに、契約者から更新をしない旨の申し出がなく、かつ当会が更新を承認し、毎年の発効応当日の前月の振替日(当会が指定した日)に指定口座より共済掛金の振替がされた場合、契約満了日の翌日から更新契約の効力が発生し、共済契約証書も有効となります。振替日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします)。

更新契約の共済掛金払い込みは発効応当日から3ヶ月の猶予期間があります。猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合、更新前の契約の満了日をもって契約は終了します。この場合、その旨を契約者に通知します。

※契約規定を改正した場合は更新日における契約規定の内容で更新します。

共済金のお支払いについて

1. 共済事由発生時の義務

損害賠償責任を負う事故が発生したことを知ったときには、次の事項にご協力ください。正当

な理由がなく、これらにご協力いただけない場合には、ご協力いただけなかったことにより被つた損害を共済金から差し引いてお支払いすることができます。

- (1) 損害の発生または拡大の防止につとめること。
- (2) 次の事項を遅滞なく当会にご連絡いただくこと。
 - ① 事故発生の日時、場所および事故の状況、ならびに証人となる方がいるときにはその方の住所、氏名または名前
 - ② 被害者の住所、氏名、年齢および職業
 - ③ 損害賠償の請求を受けたときはその内容
- (3) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、ただちに当会にご連絡いただくこと。
- (4) 他の契約等の有無および内容(すでに他の契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます)についてただちに当会にご連絡いただくこと。
- (5) 当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、ただちにこれをご提出いただくか、または当会が行う損害の調査にご協力いただくこと。
- (6) 第三者に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- (7) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会の承諾を得ないで、その全部または一部を承諾しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を除きます。

2. 当会による援助・解決

- (1) 当会による援助
 - 損害賠償請求権者(被害者)との示談・調停・訴訟にあたっては、被共済者が主体となって行うことが原則であり、当会は間接的にアドバイスなどを含めて協力・援助を行います。
- (2) 当会による解決
 - 下記の場合に限り、当会が主体となり、被共済者のために、損害賠償請求権者(被害者)と折衝・示談または調停もしくは訴訟の手続き(示談交渉サービス)を行います。
 - ただし、1回の事故による法律上の損害賠償責任の総額が明らかに1億円を超える場合を除きます。
 - ① この共済の対象となる賠償事故により、被共済者が損害賠償請求を受けている。
 - ② 被共済者に代わり当会が示談交渉を行うことについて、被共済者および被害者のそれそれが同意している。
 - ③ 当会が被害者から直接損害賠償請求を受けた場合に、被共済者が共済を使用することと、当会が示談交渉を行うことについて、被共済者が同意している。
- ※ 払込猶予期間中に共済掛金が払い込まれていない場合は、当会による解決は行いません。

3. 共済金のお支払いにあたって

日本国内において、被共済者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害(時価額を限度)に対して共済金をお支払いします。

- (1) 被共済者または共済金を受け取るべき人は共済金のご請求にあたって、P.152別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」に規定する請求書類を提出していただきます。
- (2) 当会は、共済金の請求を受けた場合、給付審査または必要に応じて事実の確認を行います。
- (3) 共済をお支払いする場合は、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後30日以内に共済金を被共済者または共済金を受け取るべき人にお支払いします。ただし、損害の内容、事故発生の状況等、当会が支払うべき共済金の額を確定するために調査を必要とする場合を除きます。
- (4) 共済金の請求時に未払込共済掛金があるときには、共済金から未払込共済掛金を差し引いて共済をお支払いする場合がありますので、当会にご相談ください。なお、未払込共済掛金が共済金を上回る場合には共済金はお支払いできません。
- (5) 払込猶予期間中に共済掛金が払い込まれていない場合は、共済金はお支払いできません。

4. 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払い

- (1) 被共済者について、他の契約等がある場合において、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額(P.139ごくみん共済(個人賠償責任共済)契約規定11 一般条項 第3章 2. 基本契約共済金の支払い)(2)⑦に規定する対人臨時費用は除きます。以下、この項目において同じです)を超えるときは、当会は、次の①または②に規定する額を支払います。

区分	限度額
① 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき	他の契約等がないものとして算出した当会の支払責任額
② 他の契約等から共済金または保険金が支払われたとき	「損害の額」-「他の契約等から支払われた共済金または保険金の合計額」 ただし、他の契約等がないものとして算出した当会の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

5. 共済金請求の時効について

個人賠償プラスにかかる共済金請求権の時効は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したとき、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときの翌日から3年間です。

契約の終了について

1. 付帯される契約が終了となる場合

付帯される契約が解約・解除・無効・消滅等により契約が継続できなくなった場合、個人賠償プラスは終了となります。単独での継続はできません。

2. 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 付帯される契約が発効日において無効であるとき
- (2) 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき

※契約が無効の場合、共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

3. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合

当会は、契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的を持って契約を締結した場合には、その契約を無効とし、共済掛金を返還いたしません。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

4. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合

契約者または主たる被共済者が、申し込みの際に、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金をお返ししません。

※共済事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金および返戻金を支払っていた場合には、返還していただきます。

5. 重大事由による契約の解除

(1) 当会は、次の①から④のいずれかに該当する場合は、将来に向かって契約を解除することができます。

- ① この契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、被共済者または共済金を受け取るべき者が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- ② 契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当会に、この契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
- ③ 契約者または被共済者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

- ウ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること。
- エ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③のいずれかに該当するほか、当会の契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

(2) (1)の規定により契約を解除した場合には、その解除が共済事由発生ののちになされたときであっても、当会は、(1)の①から④までに規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事由にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。

(3) (2)の規定にかかわらず、契約者または被共済者が(1)の③のアからエまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の①または②に該当する共済金については適用しません。

- ① (1)の③のアからエまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた共済事故にかかる共済金。
- ② (1)の③のアからエまでのいずれかに該当する被共済者に生じた共済事故にかかる損害賠償共済金。

(4) (1)の規定による解除は、契約者に対する通知により行います。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができます。

6. 契約が解除となる場合

(1) 契約者または主たる被共済者が、契約申し込みの際または契約を変更して更新した当时、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、当会は、将来に向かって契約を解除することができます。ただし、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合には、契約を解除することができません。

- ① 契約の締結時において、当会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかつたとき。
- ② 当会が、契約者または主たる被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
- ③ 当会が、契約者または主たる被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- ④ 当会が、解除の原因を知ったときから解除権を1ヵ月間行使しなかつたとき。
- ⑤ 当会が、契約の申し込みの承諾を契約者等に通知してから5年を経過したとき。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または、更新後の契約が解除されることがあります。

(2) (1)の②および③は、当会の行為がなかったとしても契約者または主たる被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(3) 契約を解除した場合において、その解除が共済事由発生ののちになされたときであっても、当会は、解除された時までに発生した共済事由にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、被共済者の共済事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを証明した場合を除きます。

(4) (1)による解除は、契約者に対する通知により行います。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができます。

7. 契約を解約する場合

ご契約いただいた契約は、契約者とご家族にとっての大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。やむをえず、解約される場合には、解約の日を記載した所定の書面で手続きしてください。これにより契約は、解約の日または書面が当会に到着した日のいずれか遅い日の翌日午前零時に消滅します。

※契約が解約された場合、契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する共済掛金を契約者にお返しします。

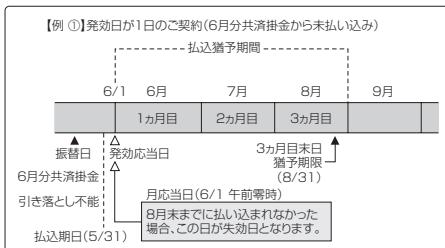
8. 契約が失効する場合

(1) 共済掛金が払い込まれないために契約が失効した場合には、失効日以降は共済期間中ではありませんので一切の保障をいたしません。

(2) 2回目以降の共済掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に共済掛金の払い込みがあれば、契約はそのまま継続となります。

この期間内に共済掛金の払い込みがない場合には、発効日によって、以下の日より契約の効力を失います。

- ① 発効日が1日の契約…払込期日の翌日午前零時
- ② 発効日が1日以外の契約…払込期日の属する月の発効応当日の午前零時



契約者の変更(契約の権利義務の承継)について

(1) 契約者は、当会の承諾を得て、契約の権利義務を第三者に承継させることができます。ただしこの場合、第三者は付帯される契約の契約者にならなければなりません。

(2) 契約者が死亡した場合、当会の承諾を得て、付帯される契約において契約を承継する方が、契約の権利義務を承継できます。ただし、契約満了までに承継の手続きがなされなかつた場合には、契約は契約満了日の翌日午前零時に消滅します。

※上記(1)(2)に反するため契約の権利義務の承継を認めないこと、または付帯される契約においてのみ契約の権利義務の承継を行うことにより、付帯される契約と契約者が同一でなくなる場合には、同一でなくなつたときに契約は終了します。

契約規定

目 次

＜終身医療プラン(2019) 契約規定＞

I	一般条項	
第1章	共済契約の締結	30
第2章	共済金額	35
第3章	共済金の支払い	37
第4章	共済金等の請求、支払時期および支払場所	40
第5章	共済掛金の払込み	41
第6章	共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	43
第7章	共済契約の取消し、無効、解除および消滅	43
第8章	共済契約の変更	47
第9章	契約者割りもどし金	48
第10章	雑則	48
II	先進医療特約条項	50
III	転換特則 I 条項	53
IV	転換特則 II 条項	53
V	転換特則 III 条項	53
VI	移行特則条項	53
VII	特別条件特則条項	56
VIII	掛金口座振替特則条項	56
IX	クレジットカード払特則条項	57
X	インターネット特則条項	58

＜引受基準緩和型プラン(2019) 契約規定＞

I	一般条項	
第1章	共済契約の締結	60
第2章	共済金額	64
第3章	共済金の支払い	65
第4章	共済金等の請求、支払時期および支払場所	68
第5章	共済掛金の払込み	70
第6章	共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	71
第7章	共済契約の取消し、無効、解除および消滅	71
第8章	共済契約の変更	74
第9章	契約者割りもどし金	76
第10章	雑則	76
II	引受緩和型先進医療特約条項	77
III	移行特則条項	80
IV	掛金口座振替特則条項	82
V	クレジットカード払特則条項	83
VI	インターネット特則条項	83

別表	第1 身体障害等級別支払割合表	86
別表	身体部位の名称	90
別表	第2 不慮の事故等の定義とその範囲	91
別表	第3 要介護状態の範囲	(略)
別表	第4 公的医療保険制度の定義	93
別表	第5 心・脳疾患の定義	(略)
別表	第6 悪性新生物の定義	(略)
別表	第7 上皮内新生物の定義	(略)
別表	第8 女性疾患の定義	(略)
別表	第9 先進医療の範囲	93
別表	第10 共済金額を制限する職業	93
別表	第11 各共済金等請求の提出書類	94

＜定期生命プラン(2019) 契約規定＞

I	一般条項	
第1章	共済契約の締結	96
第2章	共済金額	101
第3章	共済金の支払い	102
第4章	共済金等の請求、支払時期および支払場所	102
第5章	共済掛金の払込み	104
第6章	共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	104
第7章	共済契約の取消し、無効、解除および消滅	105
第8章	共済契約の変更	108
第9章	契約者割りもどし金	110
第10章	雑則	110

II	満期共済金条項	112
III	災害特約条項	112
IV	災害死亡特約条項	114
V	転換特則 I 条項	115
VI	移行特則条項	116
VII	リビングニーズ特則条項	118
VIII	掛金口座振替特則条項	119
IX	クレジットカード払特則条項	120
X	インターネット特則条項	121
XI	掛金建特則条項	122

別表	第1 身体障害等級別支払割合表	124
別表	身体部位の名称	128
別表	第2 不慮の事故等の定義とその範囲	(略)
別表	第3 公的医療保険制度の定義	(略)
別表	第4 対象となる手術	(略)
別表	第5 心・脳疾患の定義	(略)
別表	第6 悪性新生物の定義	(略)
別表	第7 上皮内新生物の定義	(略)
別表	第8 女性疾患の定義	(略)
別表	第9 要介護状態の範囲	(略)
別表	第10 先進医療の範囲	(略)
別表	第11 共済金額を制限する職業	129
別表	第12 各共済金等請求の提出書類	130

＜個人賠償責任共済事業 契約規定＞

I	一般条項	
第1章	共済契約の締結	134
第2章	共済金額	138
第3章	基本契約共済金の支払い	138
第4章	共済金等の請求、支払時期および支払場所	140
第5章	共済掛金の払込み	144
第6章	共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	145
第7章	共済契約の取消し、無効、解除および消滅	145
第8章	共済契約の変更	147
第9章	雑則	148
II	掛金口座振替特則条項	148
III	クレジットカード払特則条項	149
IV	インターネット特則条項	150

別表	第1 共済金および損害賠償額請求の提出書類	152
----	-----------------------	-----

終身医療プラン(2019) 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、終身生命共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ、三大疾病タイプおよび女性疾病タイプの共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願いいたします。

この契約規定は、2019年8月1日以後発効する共済契約に適用します。

趣旨

被共済者が疾病あるいは不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合を中心に、終身にわたり、所定の共済金等をお支払いすることを主な内容としたものです。

(1) 共済契約のタイプ

保障内容に応じてつぎの共済契約のタイプがあります。

- ① 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60
入院、手術と放射線治療保障を加えたタイプです。
- ② 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ180
入院、手術と放射線治療保障を加えたタイプです。
- ③ 終身医療プラン(2019)総合タイプ
入院、通院および手術と放射線治療保障を加えた標準的なタイプです。
- ④ 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ
三大疾病(がん(悪性新生物および上皮内新生物)、急性心筋梗塞および脳卒中)の保障に特化したタイプです。
- ⑤ 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ
がん(悪性新生物および上皮内新生物)や女性特有の病気、女性がかかりやすい病気の保障に特化したタイプです。

(2) 掛金払込期間

各タイプの掛金払込期間はつぎの2種類あります。

- ① 終身払
共済掛金を終身にわたって払い込んでいただくものです。
- ② 短期払
共済掛金の払込みを一定の期間で満了とするものです。被共済者の年齢に応じて60歳払込満了、65歳払込満了または70歳払込満了のいずれかで設定していただきます。

I 一般条項

第1章 共済契約の締結

1. 共済契約の締結

終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ、三大疾病タイプおよび女性疾病タイプの共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

2. 定義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	定義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「この会」といいます。)と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等(いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。)を請求できない特別な事情がある場合に、共済金等の代理請求または共済掛金の払込免除の代理請求(第1章「6. 指定代理請求人」(1)に規定する範囲をいいます。以下同じです。)を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。

代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
特約の更新日	特約の共済期間が満了したときに從来の特約に代えて、新たな特約の保障が開始される日をいいます。
特約の中途付帯日	共済期間中に新たな特約が付帯するときの特約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じて1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日に対応する日をいいます。
掛け金払込期間	共済掛金の払込方法が分割払いである場合に共済掛金の払い込みを要する期間をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故(支払事由)	共済金等が支払われる事由をいいます。
身体障害	別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号。(以下「施行規則」といいます。))第14条(障害等級等)に準じて行います。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故およびこの会所定の感染症をいいます。
病院・診療所	「病院」とは、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5(定義)第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいいます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいいます(往診による医師または歯科医師の治療を含みます。)。
公的医療保険制度	別表第4「公的医療保険制度の定義」に規定するものをいいます。
医科診療報酬点数表	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第76条(療養の給付に関する費用)第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)第71条(療養の給付に関する基準)第1項(以下、この号において「法令」といいます。)にもとづき厚生労働大臣が定める医科診療報酬点数表をいい、「歯科診療報酬点数表」とは、法令にもとづき厚生労働大臣が定める歯科診療報酬点数表をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。
三大疾病	別表第5「心・脳疾患の定義」で定める急性心筋梗塞および脳卒中、別表第6「悪性新生物の定義」で定める悪性新生物ならびに別表第7「上皮内新生物の定義」で定める上皮内新生物をいいます。
がん	別表第6「悪性新生物の定義」および別表第7「上皮内新生物の定義」に定めるものをいいます。
女性疾病	別表第6「悪性新生物の定義」で定める悪性新生物、別表第7「上皮内新生物の定義」で定める上皮内新生物ならびに別表第8「女性疾患の定義」で定める女性疾患をいいます。
先進医療	別表第9「先進医療の範囲」に規定するものをいいます。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

共済契約の種類	「7.共済契約のタイプ」に規定する基本契約により分類される「タイプ」をいいます。
共済金額を制限する職業	別表第10「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務厅・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
契約者割りもどし金	終身生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剰余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
特則	この契約規定の「一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。

3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

4. 被共済者の範囲

(1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日において共済契約との統柄がつぎの範囲内にある人です。

- ① 共済契約者本人
- ② 共済契約者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)
- ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母(継父母を含みます。以下、この項目において同じです。)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
- ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

(2) (1)に規定する被共済者となることができる共済契約の発効日または特約の中途付帯日現在の年齢は、掛け金払込期間ごとにつぎのとおりです。

- ① 終身医療プラン(2019)の全てのタイプ
 - ア 終身払 満15歳以上満81歳未満
 - イ 短期払
払込満了年齢により、つぎの(a)から(c)のとおりです。
 - (a) 60歳払込満了 満15歳以上満56歳未満
 - (b) 65歳払込満了 満15歳以上満61歳未満
 - (c) 70歳払込満了 満15歳以上満66歳未満

② 先進医療特約

満15歳以上満81歳未満

(3) 共済契約の発効日または特約の中途付帯日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわざ師その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
- ③ その他この会が指定する職業

5. 共済金受取人

共済金受取人は共済契約者です。

6. 指定代理請求人

(1) 指定代理請求人は、つぎに掲げる事項を行うことができます。

- ① 共済契約者が受け取ることなる共済金等の請求
- ② 第5章「4. 共済掛金の払込免除」に規定する共済掛金の払込免除の請求

(2) 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。

- ① 共済契約者の配偶者

② 共済契約者の直系血族

③ 共済契約者の兄弟姉妹

④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

① 共済金額を減額したとき

② 特約を更新したとき

③ 特約を中途付帯したとき

④ 特約を解約したとき

7. 共済契約のタイプ

(1) 共済契約の申込みをしようとする人(以下「共済契約申込者」といいます。)は、共済契約締結の際、つぎのいずれかの共済契約のタイプにより契約します。

- ① 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60(医療60基本契約)
- ② 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ180(医療180基本契約)
- ③ 終身医療プラン(2019)総合タイプ(総合医療基本契約)
- ④ 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ(三大疾病基本契約)
- ⑤ 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ(女性疾病基本契約)

(2) (1)の共済契約のタイプはそれぞれつぎに掲げる共済金を支払います。

- ① 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60
 - ア 災害入院共済金
 - イ 病気入院共済金
 - ウ 手術共済金
 - エ 放射線治療共済金
- ② 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ180
 - ア 災害入院共済金
 - イ 病気入院共済金
 - ウ 手術共済金
 - エ 放射線治療共済金
- ③ 終身医療プラン(2019)総合タイプ
 - ア 災害入院共済金
 - イ 入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金
 - ウ 病気入院共済金
 - エ 入院前病気通院共済金および退院後病気通院共済金
 - オ 手術共済金
 - カ 放射線治療共済金
- ④ 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ
 - ア 急性心筋梗塞診断共済金
 - イ 脳卒中診断共済金
 - ウ 悪性新生物診断共済金
 - エ 上皮内新生物診断共済金
 - オ 三大疾病入院共済金
 - カ 三大疾病退院共済金
 - キ 三大疾病手術共済金
 - ク 三大疾病放射線治療共済金
 - ケ 在宅ホスピスケア共済金
- ⑤ 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ
 - ア 悪性新生物診断共済金
 - イ 上皮内新生物診断共済金
 - ウ がん入院共済金
 - エ 女性疾病入院共済金
 - オ 女性疾病退院共済金
 - カ がん手術共済金
 - キ がん放射線治療共済金
 - ク 在宅ホスピスケア共済金

8. 共済契約の申込みと成立

(1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、この会に提出してください。

- ① 共済契約の種類
- ② 基本契約共済金額
- ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
- ④ 共済期間
- ⑤ 共済掛金額
- ⑥ 掛金払込期間
- ⑦ 共済掛金の払込方法および払込場所
- ⑧ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
- ⑨ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- ⑩ 申込日
- ⑪ その他この会が必要と認めた事項

(2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等(以下「他の契約等」といいます。)に関する告知を求めた事項(以下「質問事項」といいます。)について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。

(4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その結果を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。

(5) 共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」といいます。)は、「X インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込みおよび共済契約の保全(「X インターネット特則条項」における「5. 共済契約の保全」)に規定する事項をいいます。以下同じです。)の手続をすることができます(以下「インターネット扱い」といいます。)。

(6) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額(以下「初回掛金」といいます。)を、共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければなりません。

(7) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

- ① この会が初回掛金を受け取った日の翌日
- ② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
- ③ 初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日

(8) (7)に規定する日を共済契約の発効日とします。

(9) (7)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければなりません。

(10) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。

(11) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

9. 共済契約の申込みの撤回等

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
- (2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につぎの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。

 - ① 共済契約の種類
 - ② 申込日
 - ③ 共済契約者等の氏名および住所
 - ④ 被共済者の氏名

- (3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

10. 共済期間

- (1) 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ、三大疾病タイプおよび女性疾病タイプの共済期間は終身です。
- (2) 先進医療特約の共済期間は、「II 先進医療特約条項」に規定します。

第2章 共済金額

1. 基本契約共済金額

終身医療プラン(2019)の各タイプにおける入院共済金額は、タイプごとにつぎのとおりです。

- (1) ベーシックタイプ60

① 基本契約のうち病気入院にかかる共済金額(以下「病気入院共済金額」といいます。)は、被共済者1名につき3,000円以上10,000円以内で1,000円単位とします。

② 基本契約のうち災害入院にかかる共済金額(以下「災害入院共済金額」といいます。)は、病気入院共済金額と同額とします。

- (2) ベーシックタイプ180

(略)

- (3) 総合タイプ

(略)

- (4) 三大疾病タイプ

(略)

- (5) 女性疾病タイプ

(略)

(6) 終身医療プラン(2019)に加入することにより、つぎの①から⑩のいずれかの限度をこえる場合には、終身医療プラン(2019)に加入することはできません。

① 終身医療プラン(2019)(ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ)、終身医療プラン(ベーシックタイプ・総合タイプ・三大疾病プラスタイプ・女性疾病プラスタイプ)、終身医療総合5000、終身医療5000、終身医療3000および終身医療追加2000の病気入院共済金額を合計して10,000円を限度とします。

② つぎのすべての病気入院共済金額を合計して15,000円を限度とします。ただし、発効日における被共済者の年齢が満61歳以上満71歳未満であるときは、つぎのすべてを合計して10,000円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)(ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ) (終身生命共済)

イ 引受基準緩和型プラン(2019) (終身生命共済)

ウ 終身医療プラン(ベーシックタイプ・総合タイプ・三大疾病プラスタイプ・女性疾病プラスタイプ) (終身生命共済)

エ 終身医療総合5000 (終身生命共済)

オ 終身医療5000 (終身生命共済)

カ 終身医療3000 (終身生命共済)

キ 終身医療追加2000 (終身生命共済)

ク 定期医療プラン(2019) (個人長期生命共済)

ケ 定期医療総合5000 (個人長期生命共済)

コ 総合医療共済 (個人長期生命共済) (個人長期生命共済とは、2006年4月30日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。)

サ 定期医療プラン (個人長期生命共済) (定期医療プランとは、2006年5月1日以降2019年7月31日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。)

シ 定期介護プラン (個人長期生命共済) (定期介護プランとは、2006年5月1日以降2019年7月31日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。)

ス セット専用プラン (個人長期生命共済)

セ 引受緩和型更新プラン (個人長期生命共済)

③ 共済契約の申込みの当時、被共済者が別表第10「共済金額を制限する職業」に定める職業に從事している場合または重度障害の状態である場合は、つぎのすべての病気入院共済金額を合計して5,000円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ (終身生命共済)

イ 引受基準緩和型プラン(2019) (終身生命共済)

ウ 終身医療プラン(ベーシックタイプ・総合タイプ・三大疾病プラ
 スタイル・女性疾病プラスタイプ)

エ 終身医療総合5000

オ 終身医療5000

カ 終身医療3000

キ 終身医療追加2000

ク 定期医療プラン(2019)

ケ 定期医療総合5000

コ 総合医療共済

サ 定期医療プラン

シ 定期介護プラン

ス セット専用プラン

セ 引受緩和型更新プラン

④ 発効日における被共済者の年齢が満71歳以上であるときは、つぎのすべての病気入院

共済金日額を合計して5,000円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタ

イプ180、総合タイプ

イ 引受基準緩和型プラン(2019)

ウ 終身医療プラン(ベーシックタイプ・総合タイプ・三大疾病プラ

 スタイル・女性疾病プラスタイプ)

エ 終身医療総合5000

オ 終身医療5000

カ 終身医療3000

キ 終身医療追加2000

ク 定期医療プラン(2019)

ケ 定期医療総合5000

コ 総合医療共済

サ 定期医療プラン

シ 定期介護プラン

ス セット専用プラン

セ 引受緩和型更新プラン

⑤ 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプおよび終身医療プラン三大疾病プラスタイプの

三大疾病入院共済金日額を合計して10,000円を限度とします。

⑥ つぎのアからオの三大疾病入院共済金日額を合計して15,000円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ

イ 終身医療プラン三大疾病プラスタイプ

ウ 定期医療プラン(2019)三大疾病医療特約

エ 定期医療プラン三大疾病プラスタイプ

オ 総合医療共済特定疾病医療特約

⑦ 発効日における被共済者の年齢が満71歳以上であるときは、つぎのすべての三大疾病

入院共済金日額を合計して5,000円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ

イ 終身医療プラン三大疾病プラスタイプ

ウ 定期医療プラン(2019)三大疾病医療特約

エ 定期医療プラン三大疾病プラスタイプ

オ 総合医療共済特定疾病医療特約

⑧ 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプおよび終身医療プラン女性疾病プラスタイプの

女性疾病入院共済金日額を合計して5,000円を限度とします。

⑨ つぎのアからエの女性疾病入院共済金日額を合計して7,500円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ

イ 終身医療プラン女性疾病プラスタイプ

ウ 定期医療プラン(2019)女性疾病医療特約

エ 定期医療プラン女性疾病プラスタイプ

⑩ 発効日における被共済者の年齢が満71歳以上であるときは、つぎのすべての女性疾病

入院共済金日額を合計して2,500円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ

イ 終身医療プラン女性疾病プラスタイプ

ウ 定期医療プラン(2019)女性疾病医療特約

エ 定期医療プラン女性疾病プラスタイプ

(終身生命共済)

(終身生命共済)

(終身生命共済)

(終身生命共済)

(個人長期生命共済)

第3章 共済金の支払い

各タイプにおける共済金の支払いはつぎの1から5までのとおりです。

1. 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60

(1) 共済金の種類、共済金を支払う場合(支払事由)および共済金の額

共済金の種類	共済金を支払う場合(支払事由)	共済金の額
病気入院 共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ① 発効日以後に発病した疾病的治療を目的とする入院 ② 1日以上となる入院	病気入院共済金日額 ×入院日数
災害入院 共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ② 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③ 1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数
手術共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき ① つぎのいずれかに該当する手術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 イ 発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ つぎのいずれかに該当する手術 ア 公的医療保険制度にとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術(歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎの(a)から(f)に掲げる手術を除きます。 (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) テブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的投筋術 (e) 抜歯手術 (f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術 イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紉、摘除、郭清、縫合などの操作を含む手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術および(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。	入院共済金日額 ×10
放射線治療 共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす施術(以下、この項目において「放射線治療」といいます)を受けたとき ① つぎのいずれかに該当する施術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術 イ 発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする施術 ② 病院または診療所において受けた施術 ③ つぎのいずれかの種類に該当する施術 ア 公的医療保険制度にとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術(歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる施術のうち、「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。 イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術	入院共済金日額 ×10

(2) 支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)

① この会は、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアからキのいずれかに該当するときには、(1)の表の共済金を支払いません。

ア 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。

イ 被共済者の故意または重大な過失によるとき。

ウ 被共済者の犯罪行為によるとき。

エ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

オ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

カ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。

キ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

② この会は、疾病的治療を目的として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアまたはイのいずれかに該するときはには、(1)の表の共済金を支払いません。

ア 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。

イ 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。

③ この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものについては、(1)の表の共済金を支払いません。

④ この会は、災害入院共済金が支払われる期間については、病気入院共済金を支払いません。

(3) ご注意

① 病気による支払事由とみなす場合

つぎのいずれかを原因とする入院、手術または放射線治療については、疾病的治療を目的とする入院、手術または放射線治療とみなします。

ア この会が異常分娩と認めた分娩による入院、手術または放射線治療

イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院、手術または放射線治療。ただし、災害入院共済金、不慮の事故を直接の原因とした手術共済金または不慮の事故を直接の原因とした放射線治療共済金が支払われる場合を除きます。

ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院、手術または放射線治療

② 発効日から2年以上経過した後の入院、手術および放射線治療について

発効日前に発病した疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院、手術および放射線治療については、それらが発効日からその日を含めて2年以上経過した後に開始された場合には、発効日以後に発病した疾病的治療を目的とするものとみなして扱います。

③ 転入院した場合

被共済者が転入院した場合で、その転入院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があるとこの会が認めたときは、継続した入院とみなします。

④ 入院日数について

(1)の表における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。

⑤ 病気入院共済金について

ア 病気入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について60日を限度とします。また、全共済期間を通じて病気入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

イ 被共済者が当初の入院を開始した場合に異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因により継続して入院したものとみなして取り扱います。

ウ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院中に疾病的治療のための入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

(病気入院共済金日額) × (災害入院共済金が支払われる期間が終了した日の翌日から起算した入院日数)

エ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

オ イおよびエの「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であると間接であるとを問わず、この会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

カ 被共済者の入院中に病気入院共済金日額の減額があった場合には、病気入院共済金の支払額は各入院における病気入院共済金日額により計算します。

⑥ 災害入院共済金について

ア 灾害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について60日を限度とします。また、全共済期間を通じて災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

イ 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。

ウ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

(災害入院共済金日額) × (一連の入院の入院日数) - (当初の入院の入院日数)

エ 病気入院共済金が支払われる入院中に不慮の事故による入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。この場合において、当初の入院と不慮の事故による入院との重複する期間については、病気入院共済金を支払いません。

(災害入院共済金日額) × (不慮の事故により入院を開始した日からその日を含めた災害入院日数)

オ 事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに開始した入院であっても、この会が定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなします。

カ 被共済者の入院中に災害入院共済金日額の減額があった場合には、災害入院共済金の支払額は各入院日における災害入院共済金日額により計算します。

⑦ 手術共済金について

ア 被共済者が、手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

イ アの「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

(a) 1回の手術(手術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の手術が行われたとき

(b) 1日(同じ日)の内に複数回の手術が行われたとき

ウ 被共済者が、手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日のみ手術を受けたものとみなします。

⑧ 放射線治療共済金について

ア 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療共済金を支払いません。

イ 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

ウ イの「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

(a) 1回の施術(施術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の施術が行われたとき。

(b) 1日(同じ日)のうちに複数回の施術が行われたとき。

⑨ 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、(1)の表に規定する共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

ア すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

イ 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

ウ 正當な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかつたこと

⑩ 地震その他の天災の場合

戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、(1)の表に規定する共済金を支払うことができない場合には、この会は、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの継延または削減することができます。

⑪ 事故発生のときの通知義務

不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅滞したときは行われなかった場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害

賠償の請求をすると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

2. 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ180

(略)

3. 終身医療プラン(2019)総合タイプ

(略)

4. 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ

(略)

5. 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ

(略)

第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

(1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第11「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。

(2) この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に、事故の原因、共済金等を請求する場合において、この会の指定する医師または歯科医師の診断を求めることがあります。

(3) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類をすべてこの会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他のこの会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を要する場合において、この会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類をすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

(4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときには、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類をすべてこの会に到着した日の翌日以後、①から⑧に規定する期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	120日
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	180日
⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

(5) この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこ

れに応じなかつたとき（必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。）。

② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかつたとき（必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。）。

(6) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「諸返戻金等」といいます。）の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第11「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。

① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたとき。

② 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

③ その他①および②に準じる状態であるとこの会が認めたとき。

(2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることをします。

(3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第11「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

① 指定代理請求人が共済金等請求時に第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。

② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。

③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。）。

(4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることをします。

① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。

① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。

(6) この会は、(1)から(5)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

(7) 指定代理請求人または代理請求人が、第5章「4. 共済掛金の払込免除」の規定により共済掛金の払込免除を請求する場合には、(1)から(6)までの規定を適用します。

第5章 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

(1) 共済掛金の払込み方法は、月払、半年払または年払とします（以下、それぞれの払込み方法による契約を「月払契約」「半年払契約」または「年払契約」といいます。）。

(2) 第2回以後の共済掛金は、払込み方法別応当日の前日までに払い込まれなければなりません。

(3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込み方法別応当日からその翌払込み方法別応当日の前日までの期間（以下「共済掛金期間」といいます。）に対応する共済掛金とします。

(4) この会は、(2)の規定にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込み方法別応当日の前日までの月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。

(5) 特約の共済掛金の払込み方法は、基本契約と同一とし、特約の共済掛金は基本契約の共済掛金と同時に払い込まれなければなりません。

(6) 共済掛金がその払込み方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金

の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

2. 掛金払込期間

- (1) 共済掛金の払込方法が月払、半年払または年払である共済契約の掛金払込期間は終身払または短期払のいずれかとなります。
- (2) 基本契約が短期払である共済契約において、基本契約の掛金払込満了後の先進医療特約の共済掛金の払込方法については、「Ⅰ. 先進医療特約条項」に規定します。
- (3) 短期払をする場合は、つぎの条件をすべてみたすように設定してください。
 - ① 掛金払込期間の満了時点をつぎの被共済者の年齢で設定してください。
 - 60歳、65歳、70歳
 - この場合には、掛金払込期間は被共済者の年齢がそれぞれ設定した年齢に達する日の直後の発効日の年応当日の前日までとなります。
 - ② 掛金払込期間は5年以上で設定してください。

3. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まれなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、「Ⅳ. 掛金口座振替特則条項」に規定する掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替」といいます。)ができます。
- (3) 共済契約者等は、「Ⅴ. クレジットカード払特則条項」に規定するクレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により、払い込むこと(以下「クレジットカード扱」といいます。)ができます。

4. 共済掛金の払込免除

- (1) この会は、被共済者が共済契約の発効日または特約の中途付帯日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、共済期間中に別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害のうち、第1級から第6級までのいすれかの状態に該当したとき(共済契約の発効日前または特約の中途付帯日前にすでにあった障害状態に共済契約の発効日または特約の中途付帯日以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって該当したときを含みます。)は、共済掛金の払込みを免除します。
- (2) (1)の規定にかかるわざ、この会が定める場合は、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に払込免除の状態となったものとみなします。
- (3) この会は、払込免除としたときは、あらたに共済契約証書を発行します。
- (4) 払込免除とする場合には、払込免除の状態となった日の直後に到来する払込方法別応当日に充当される共済掛金から適用します。
- (5) (1)から(4)の規定により、共済掛金の払込みを免除した場合には、この会は、以後、払込方法別応当日の前日までに共済掛金の払込みがあったものとして取り扱います。
- (6) 被共済者が、つぎの①から⑦のいすれかにより、共済掛金の払込免除の事由に該当した場合には、この会は共済掛金の払込みを免除しません。
 - ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 - ② 被共済者の故意または重大な過失によるとき。
 - ③ 被共済者の犯罪行為によるとき。
 - ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。
 - ⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。
- (7) この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものに対しては、共済掛金の払込みを免除しません。
- (8) 被共済者が、つぎの①または②のいすれかにより払込免除の事由に該当した場合には、この会は、総会の議決を経て共済掛金の全部または一部の額についてその払込みを免除しないことができます。
 - ① 地震、津波、噴火、その他これらに類する天災によるとき。
 - ② 戦争その他の非常な出来事によるとき。
- (9) 共済掛金の払込免除の事由に該当したときは、共済契約者は、遅滞なくこの会に通知しなければなりません。この場合において、共済契約者は、別表第11「各共済金等請求の提出書類」で定める請求書類をこの会に提出して、共済掛金の払込免除を請求してください。

第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(1)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

2. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約または特約はつぎのときに効力を失い、共済契約または特約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う(以下「共済金の差額支払い」といいます。)ことができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかるわざ、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行なわないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込むなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合または特約を中途付帯した場合には、当該共済契約または当該特約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者に対する通知により行なうことができます。

2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合または特約を中途付帯した場合には、その共済契約または特約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

3. 共済契約の無効

- (1) つぎのいすれかに該当する場合には、共済契約または特約は無効とします。
 - ① 被共済者が共済契約の発効日または特約の中途付帯日においてすでに死亡していたとき。
 - ② 被共済者が共済契約の発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日において第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。
 - ③ 被共済者に、すでに終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約、引受緩和型先進医療特約またはこの会の実施する個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該特約。
 - ④ 基本契約または特約の共済金額が、「第2章 共済金額」に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
 - ⑤ 共済契約の申込みまたは特約の中途付帯の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかつたとき。
 - ⑥ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みまたは特約の中途付帯の申込みがされたとき。
- (2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) この会は、(1)の規定により、共済契約または特約が無効であった場合には、すでに支払わ

れた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

4. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約または特約を解約することができます。
- (2) 解約する場合には、別表第11「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの重要事項を記入し、第1章「共済契約の申込みと成立」(1)に規定する申込み時の印(以下「届出印」といいます。)を押して署名し、共済契約書添て、この会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日(以下この日を「解約日」といいます。)の翌日の午前零時から生じます。
- (4) 特約のみの解約、または特則のみの解約の取扱いについては、各特約または各特則で規定します。

5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人(以下「債権者等」といいます。)が共済契約を解約する場合には、この会が定める方法により書面にて行ってください。
- (2) 「4. 共済契約の解約」の規定にかかわらず、(1)の規定による解約は、解約の通知がこの会に到達した時から1ヶ月を経過した日に効力が生じることとします。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの①および②をみたす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこの会に到達した日に解約の効力が生じたとすればこの会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、この会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。
 - ① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
 - ② 共済契約者でないこと

6. 重大事由による共済契約の解除

- (1) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
 - ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領または共済掛金の払込免除の請求に際し、共済金受取人または共済契約者が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - ② 共済契約者または被共済者が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ③ 共済契約者または被共済者が、つぎのいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)の合計額が著しく过大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
- (5) ①から④までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生または共済掛金払込免除事由発生のちになされたときであっても、この会は、(1)の①から⑥に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を、共済掛金の払込みを免除していたときは払込みを免除した共済掛金の払込みを請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者に対する通知により行うことができます。

7. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または特約の中途付帯時、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、こ

の会は、将来に向かって共済契約または特約を解除することができます。

- (2) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約または特約を解除することができます。
 - ① 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかつたとき。
 - ② この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人(この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。)が、共済契約者または被共済者が事実を告げたとき。
 - ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当該被共済者にかかる共済事故または特約の中途付帯から2年以内に共済事故および共済掛金の払込免除となる事由がいずれも生じなかつたとき。ただし、発効日または特約の中途付帯日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないとおよび共済掛金払込免除とならないときを除きます。
 - ⑤ この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
 - ⑥ この会が共済契約の申込みまたは特約の中途付帯の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生または共済掛金払込免除事由発生のちになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を、共済掛金の払込みを免除していたときは払込みを免除した共済掛金の払込みを、請求することができます。ただし、共済契約者または被共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生または共済掛金払込免除事由の原因が解除の原因となった事実によらなかつたことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、被共済者に対する通知により行うことができます。

8. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約(その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目および「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。)を解除することを求めることができます。
 - ① 共済契約者または共済金受取人に、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があつたとき。
 - ② 共済契約者または共済金受取人が、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。
 - ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他この会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があつたとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)に規定する解除請求があつたときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、この会の定める方法により、この会に対し共済契約を解除することを求めるることができます。
- (4) この会は、(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

9. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

10. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い

(1) 基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に各特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。

(2) 各特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。ただし、この会が特に認めた場合に限り、当該特約のみ無効、解除または消滅するものとして、取り扱うことができます。

11. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 許諾等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

(1) この会は、「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」または「8. 被共済者による共済契約の解除請求」の規定により共済契約が解約または解除された場合、返戻金として解約返戻金または解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(2) この会は、「II. 先進医療特約条項」の「7. 先進医療特約の中途付帯、解約および消滅」により先進医療特約のみ解約した場合には、返戻金として当該特約の解約返戻金を共済契約者に払い戻します。

(3) この会は、第8章「6. 病気入院共済金日額、三大疾病入院共済金日額および女性疾病入院共済金日額の減額」により共済契約の共済金額が減額された場合には、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(4) (1)の規定にかかわらず、この会は、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「6. 重大事由による共済契約の解除」(2)の規定により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対する部分の解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

13. 消滅の場合の返戻金の払戻し

この会は、被共済者が死亡したことにより共済契約が消滅した場合には、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

14. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

(1) この会は、第6章「2. 共済契約の失効」ならびにこの章の「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」「9. 共済契約の消滅」「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」または「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。ただし、共済契約のうち特約のみが失効し、解約されまたは解除された場合を除きます。

(2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

(3) (1)および(2)の場合において、この会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

15. 解約返戻金

(1) 解約返戻金および責任準備金相当の返戻金(以下「解約返戻金等」といいます。)の設定方法は、掛金払込期間中は未経過共済掛金のみ、掛金払込期間満了後は一定の額とします。

(2) 解約返戻金は、つぎの①および②のとおりとします。なお、解約日が、低解約返戻期間末日または掛金払込期間満了日となる場合には、低解約返戻期間中または掛金払込期間中として算出した解約返戻金とします。

- ① 掛金払込期間中
未経過共済掛金。ただし、掛金払込免除中の契約は0とします。
- ② 掛金払込期間満了後
基本契約共済金額の10倍

(3) 先進医療特約の解約返戻金は未経過共済掛金とします。ただし、掛金払込免除中の契約は0とします。

第8章 共済契約の変更

1. 共済契約による権利義務の承継

(1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継することができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日ににおいて被共済者との関係が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。

(2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合(被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。)には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)の規定による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。

(5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。

(6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合はまたはその所在が不明である場合には、この会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。

(7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとします。

(8) 共済契約者が死亡してから6か月以内に(2)から(4)までの規定による承継の手続がなされなかった場合には、その共済契約は、当該6か月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、この会は、相続人に解約返戻金相当額を支払います。

(9) (1)から(4)までの規定により共済契約者になる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

2. 生年月日および性別の誤りの取扱い

(1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日による誤りがあった場合において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日もとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

(2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別による誤りがあった場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

3. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

4. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)の②から④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知してください。

5. 共済掛金の払込方法の変更

(1) 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払、半年払および年払について、その払込方法を変更することができます。

(2) この変更を行う場合、共済契約者は、この会の所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて提出してください。

(3) この変更の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の共済契約の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更して扱います。

6. 病気入院共済金日額、三大疾病入院共済金日額および女性疾病入院共済金日額の減額

(1) 共済契約者は、この会が定める方法により終身医療プラン(2019)の各タイプにおける入院

共済金日額を減額することができます。

(2) (1)の規定による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載してください。

(3) 入院共済金日額の単位は、つぎの①から③のとおりです。

- ① 病気入院共済金日額(ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ)
1,000円
※ 病気入院共済金日額が減額される場合には、当該共済契約の災害入院共済金日額は、減額後の病気入院共済金日額と同額に減額されます。
- ② 三大疾病入院共済金日額(三大疾病タイプ)
1,000円
- ③ 女性疾病入院共済金日額(女性疾病タイプ)
500円

(4) (1)から(3)による各タイプの入院共済金額日額の減額の効力は、(2)の減額の日またはその書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日(以下、この項目において「減額日」といいます。)の翌日の午前零時から生じます。

(5) (1)から(4)により病気入院共済金日額、三大疾病入院共済金日額または女性疾病入院共済金日額が減額される場合には、この会は、その減額した分の共済金額について、第7章「4. 共済契約の解約」による解約が行われたものとみなします。

(6) (1)から(5)により病気入院共済金日額、三大疾病入院共済金日額または女性疾病入院共済金日額を減額した場合において、減額後の共済契約について払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日の直後に到来する払込方法別応当日から適用します。

(7) (1)の規定にかかわらず、減額後の病気入院共済金日額、三大疾病入院共済金日額または女性疾病入院共済金日額がつぎの①から③で定める金額未満になるときは減額することができません。

- ① 病気入院共済金日額(ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ)
3,000円
- ② 三大疾病入院共済金日額(三大疾病タイプ)
3,000円
- ③ 女性疾病入院共済金日額(女性疾病タイプ)
1,500円

(8) 入院共済金日額の減額を行った場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

第9章 契約者割りもどし金

1. 契約者割りもどし金

(1) この会は、別に定める基準により、当該事業年度末に有効な共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

(2) この会は、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。

(3) この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または第6章「2. 共済契約の失効」ならびに第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」および「9. 共済契約の消滅」により共済契約が失効、解約、解除、消滅したときは、この会の定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。

(4) 据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中ににおいて請求する場合は、別表第11「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。

第10章 雜 則

1. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てです。

2. 期間の計算

(1) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。

(2) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。

(3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

3. 時 効

(1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。

(2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を払い戻す義務を免れます。

(3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。

(4) 共済契約者は、この会が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れます。

4. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

5. 戦争その他の非常な出来事の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの継延または削減をすることができます。

6. 生死不明の場合

(1) この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。

- ① 被共済者が失踪宣告をうけたとき
- ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合	30日
イ 船舶の危難の場合	3ヶ月
ウ ア、イ以外の危難の場合	1年

(2) (1)の規定により、この会が死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければなりません。

(3) (1)の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、この会に提出してください。

7. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

8. 身体障害等級別支払割合表の変更

(1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、掛金の払い免除事由発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

9. 診療報酬点数表の変更

この会は、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料が算定される手術、放射線治療料が算定される施術または在宅療養が算定される在宅終末期医療の種類が変更されるなど、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正が終身医療プラン(2019)におけるベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ、三大疾病タイプおよび女性疾病タイプ(以下、

この項目においてベーシックタイプ60等)の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、ベーシックタイプ60等の支払事由を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

10. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金受取人に対するこの会の通知は、つぎの住所に発すれば足りるものとします。

- (1) 共済契約の申込みのときと共に済契約申込書に記載された住所
- (2) 第8章「3. 氏名または住所の変更」により通知があったときは、その住所

11. 定めのない事項の取扱い

この契約規定に規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

II 先進医療特約条項

1. 先進医療特約締結の要件

先進医療特約は、その申込みが、終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180および総合タイプに付帯してなされた場合に限り締結できます。

2. 先進医療特約の共済期間

先進医療特約の共済期間は、先進医療特約の発効日から10年とします。ただし、先進医療特約の発効日から終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180および総合タイプの掛け金払済満了日までの期間が2年以上11年以下の場合は、当該期間を先進医療特約の共済期間とします。

3. 先進医療特約の共済掛金の払込期間

先進医療特約の掛け金払込期間は、先進医療特約の発効日から先進医療特約の共済期間の満了の日までとします。

4. 先進医療特約共済金額

- (1) 先進医療特約にかかる共済金額(以下「先進医療特約共済金額」といいます。)は、被共済者1人につき1,000万円とします。
- (2) 終身医療プラン(2019)にもとづく先進医療特約、引受基準緩和型プランにもとづく引受緩和型先進医療特約または定期医療プラン(2019)にもとづく先進医療特約をあわせて、被共済者1人につき1共済契約に限ります。

5. 先進医療特約の共済金の支払い

(1) 先進医療特約の共済金の種類、支払事由および共済金の額

共済金の種類	共済金を支払う場合(支払事由)	共済金の額
先進医療共済金	被共済者が先進医療(先進医療特約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、別表第9「先進医療の範囲」に規定する先進医療による療養を受け、つぎの①または②のいずれかに該当するとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に受けた先進医療による療養 ② 先進医療特約の発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的として受けた先進医療による療養	先進医療による療養を受けるために共済契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額

(2) 支払事由に該当しても共済金を支払わない場合(免責事由)

- ① この会は、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアからキのいずれかに該当するときには、(1)の表の共済金を支払いません。
ア 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
イ 被共済者の故意または重大な過失によるとき。
ウ 被共済者の犯罪行為によるとき。
エ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
オ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
カ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。
キ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。
- ② この会は、疾病的治療を直接の目的として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアまたはイのいずれかに該当するときには、(1)の表の共済金を支払いません。

ア 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。
イ 被共済者の薬物依存によるとときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。

- ③ この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものについては、(1)の表の共済金を支払いません。

(3) ご注意

- ① 被共済者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなします。
- ② ①の「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。
- ③ つぎのいずれかを原因とする先進医療による療養については、疾病的治療を直接の目的とした療養とみなします。
ア この会が異常分娩と認めた分娩により受けた先進医療による療養
イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた先進医療による療養
ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による先進医療による療養
- ④ 先進医療特約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、先進医療特約の発効日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、先進医療特約の発効日以後の原因によるものとみなします。
- ⑤ 他の障害その他の影響がある場合
この会は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、先進医療共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大なついたときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。
ア すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
イ 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
ウ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかつたこと
- ⑥ 事故発生のときの通知義務
不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、先進医療共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかつた場合には、この会は共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。
- ⑦ 地震その他の天災の場合
戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、(1)の表に規定する共済金を支払うことができない場合には、この会は、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減することができます。

6. 先進医療特約の更新

- ① この会は、この条項の「2. 先進医療特約の共済期間」により共済期間が満了する先進医療特約について、満了日までに共済契約者から先進医療特約を更新しない意思の表示がされない場合には、先進医療特約の共済期間の満了日の翌日(この日を「先進医療特約の更新日」とします。)に更新します。
- ② (1)の規定にかかわらず、つぎの①に該当する場合には先進医療特約の更新はできず、②に該当する場合には、この会は、先進医療特約の更新を拒むことができます。
① 先進医療特約の更新日において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であるとき。
② 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この先進医療特約を更新することが適当でないと判断されるとき。
- ③ (1)の更新において、この会は、この契約規定に改正があった場合は、先進医療特約の更新日における改正後の契約規定にもとづく内容への変更を行い、先進医療特約を更新します。
- ④ (1)および(3)の規定にもとづき、更新した先進医療特約を、以下「先進医療特約の更新契約」といいます。
- ⑤ 先進医療特約の更新契約の共済期間は、先進医療特約の更新日から10年とします。ただし、先進医療特約の更新日から終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180および総合タイプの掛け金払済満了日までの期間が2年以上11年以下の場合は、当該期間を先進医療特約の共済期間とします。

(6) 先進医療特約の共済掛金の払込方法は、終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180および総合タイプの掛金払込方法と同一とします。

(7) (6)の規定にかかわらず、掛金払込期間が短期払である共済契約について、先進医療特約の更新日が掛金払込満了日の翌日以降となる場合は、先進医療特約の掛金払込方法は年払いとし、先進医療特約のみ共済掛金を払い込んでいただきます。

(8) (6)および(7)による先進医療特約の更新契約の初回掛金は、先進医療特約の更新日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。

(9) この会は、(8)の規定にかかわらず、先進医療特約の更新契約の初回掛金は、先進医療特約の更新日の前日の属する月の末日までとすることができます。

(10) この会は、先進医療特約の更新契約の初回掛金の払込について、(8)および(9)の初回掛金の払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。

(11) (10)の先進医療特約の更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他のこれらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができます。

(12) つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、先進医療特約は更新されなかったものとします。

- ① 満了する先進医療特約に未払込共済掛金があったとき。
- ② (10)または(11)に規定する払込猶予期間内または、(8)および(9)に規定する初回掛金払込の期日までに、初回掛金の払込みがなかったとき。

(13) (5)から(12)の規定にかかわらず、更新前の先進医療特約において、払込免除が適用されている場合には、先進医療特約の更新契約についても払込免除が適用され、共済掛金の払込みは不要とします。

(14) この会は、(1)から(13)の規定により先進医療特約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知します。ただし、(2)の規定にとづき更新ができない場合には、満了する先進医療特約の満了日までに共済契約者に通知します。

7. 先進医療特約の中途付帯、解約および消滅

(1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180または総合タイプの発効日の年応当日に限り、先進医療特約を中途付帯することができます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当該共済契約が、先進医療特約の中途付帯の申込みの当時すでに第5章「4. 共済掛金の払込免除」の規定により共済掛金の払込みを免除されている場合は、先進医療特約を中途付帯することができません。

(3) 先進医療特約の中途付帯を申し出る場合には、共済契約者または被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(4) 共済契約者は(3)の質問事項のほかこの会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。

(5) この会は、(1)、(3)および(4)により、先進医療特約の申込みがされた場合には、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知します。

(6) この会が先進医療特約の中途付帯を承諾したときの通知は、あらたな共済契約証書の発行により行います。

(7) この会が先進医療特約の中途付帯を承諾した場合には、先進医療特約の中途付帯日を先進医療特約の発効日として、その日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

(8) (7)の規定により中途付帯する先進医療特約については、その先進医療特約の発効日における契約規定を適用します。

(9) 中途付帯における先進医療特約の共済期間は、中途付帯日から10年とします。ただし、先進医療特約の中途付帯日から終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180および総合タイプの掛金払込満了日までの期間が2年以上11年以下の場合は、当該期間を先進医療特約の共済期間とします。

(10) 先進医療特約の共済掛金の払込方法は、終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180および総合タイプの払込方法と同一とします。

(11) 先進医療特約の中途付帯日が終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180および総合タイプの掛金払込満了日の翌日以降となる場合は、先進医療特約の掛金払込方法は年払いとし、先進医療特約のみ共済掛金を払い込んでいただきます。

(12) (10)および(11)の先進医療特約の初回掛金は、先進医療特約の中途付帯日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。

(13) この会は、(12)の規定にかかわらず、先進医療特約の初回掛金の払込について、先進医療特約の中途付帯日の前日の属する月の末日までとすることができます。

(14) この会は、先進医療特約の初回掛金の払込について、(12)および(13)に規定する初回掛金

払込みの期日から3か月間の払込猶予期間を設けます。

(15) (14)に規定する先進医療特約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができます。

(16) 共済契約者は、いつでも将来に向かって先進医療特約のみ解約することができます。

(17) 先進医療特約のみ解約した場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

(18) 先進医療特約において、先進医療共済金の支払累計額(更新前の共済期間も含みます。)が1,000万円に達したときは、1,000万円に達したときの共済事故の発生日に当該特約のみ消滅します。

(19) (18)により先進医療特約が消滅した場合は、この会は、当該特約の未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

III 転換特則I条項

(略)

IV 転換特則II条項

(略)

V 転換特則III条項

(略)

VI 移行特則条項

1. 移行特則の適用

(1) この特則は、すでに締結されているこの会の実施する個人長期生命共済事業規約、こども定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約において、共済契約者の退職により共済契約を同一の内容で継続することができない場合などに、この契約規定により被共済者を同一とする共済契約を締結するとき(以下「移行」といいます。)に適用します。

(2) この特則条項において、(1)の個人長期生命共済事業規約、こども定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約を、以下「移行前契約」といいます。

(3) この特則条項において、移行により締結された共済契約を、以下「移行後契約」といいます。

(4) (3)の規定により移行後契約とができるプランおよびタイプは、つぎの①から⑤のとおりとします。

- ① 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60
- ② 終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ180
- ③ 終身医療プラン(2019)総合タイプ
- ④ 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ
- ⑤ 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ

2. 移行特則の締結

(1) この特則は、つぎの①から⑤のいずれかに該当する場合であり、かつ、共済契約者から申し出があった場合に限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。

- ① 団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約(以下「団体生命共済契約」といいます。)の共済期間中に共済契約者が退職したとき。
- ② 団体生命共済契約において、団体の共済契約者の人数が減少することにより、共済契約が解除されたとき。
- ③ こども定期生命共済事業規約にもとづく共済契約および団体生命共済契約の被共済者(ただし、共済契約者と生計を一にする共済契約者の子または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者の子に限ります。)の年齢が、これらの事業規約で定める被共済者の範囲外となつたとき。
- ④ 個人長期生命共済事業規約または個人定期生命共済事業規約にもとづく共済契約の満了時において、その共済契約を更新しないとき、または共済期間の中途において、その共済契約を解約するとき。
- ⑤ その他、この会が定める事由によるとき。

(2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、特則の締結

はできません。

- ① 被契約者が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっているとき。
- ② 移行前契約の継続期間が2年未満のとき。ただし、(1)の③に規定するこども定期生命共済事業規約にもとづく共済契約から移行する場合は除きます。

3. 移行特則を付帯した共済契約の申込み

この特則を付帯した共済契約の申込みは、共済契約申込書に必要な事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、移行前契約が「2. 移行特則の締結」(1)のいずれかの事由により、終了する日までに原則として行わなければなりません。なお、この場合には、共済契約申込者は被共済者になる人は、この会が書面で行う被共済者の健康およびこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等に関する質問事項の回答は不要です。

4. 移行後契約の発効日

- (1) 移行後契約の発効日は、移行前契約の満期日または解約日の翌日の午前零時とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、移行後契約の発効日をこの会が定める日とすることができます。

5. 移行後契約の共済金額

この特則により移行することのできる移行後契約のプランごとの共済金額の限度は、移行前契約の特約の種類、共済金額に応じて決定されるものとし、別に定める基準によります。

6. 移行後契約の共済金の支払い

- (1) この特則を付帯したベーシックタイプ60の共済契約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約、疾病特約、手術特約、新手術特約、医療保障特約または疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (2) この特則を付帯したベーシックタイプ180の共済契約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約、疾病特約、手術特約、新手術特約、医療保障特約または疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (3) この特則を付帯した総合タイプの共済契約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約、疾病特約、手術特約、新手術特約、医療保障特約または疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (4) (3)の規定により「I 一般条項」における第3章「3. 終身医療プラン(2019)総合タイプ」の災害入院共済金または病気入院共済金が支払われる場合において、その入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したときは、その通院が移行後契約の発効日前であっても、移行後契約の共済期間中の通院とみなします。
- (5) この特則を付帯した三大疾病タイプの共済契約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中を原因として、移行後契約の共済期間中に診断された場合、入院を開始した場合、手術もしくは放射線治療を受けた場合には、移行前契約の三大疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (6) この特則を付帯した三大疾病タイプの共済契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から起算して91日目に、すでに、生後はじめて悪性新生物に罹患した場合は上皮内新生物に罹患し、移行後契約の共済期間中に診断確定された場合には、移行前契約の三大疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (7) この特則を付帯した三大疾病タイプの共済契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から起算して31日目に、すでに、生後はじめて悪性新生物に罹患した場合は上皮内新生物に罹患し、移行後契約の共済期間中に診断確定された場合には、移行前契約の三大疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (8) この特則を付帯した三大疾病タイプの共済契約において、移行前契約で悪性新生物診断共済金を支払っていた場合には、「I 一般条項」における第3章「4. 終身医療プラン(2019)三

大疾病タイプ」の悪性新生物診断共済金が支払われたものとみなし、移行前契約で上皮内新生物診断共済金を支払っていた場合には、「I 一般条項」における第3章「4. 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ」の上皮内新生物診断共済金が支払われたものとみなし「I 一般条項」における第3章「4. 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ」の規定を適用します。

- (9) この特則を付帯した三大疾病タイプの共済契約において、「I 一般条項」における第3章「4. 終身医療プラン(2019)三大疾病タイプ」の急性心筋梗塞診断共済金、脳卒中診断共済金、悪性新生物診断共済金、上皮内新生物診断共済金ならびに、この特則条項の(5)、(6)および(8)の規定にかかわらず、移行前契約で診断共済金を支払っていた場合は、これらの共済事故が発生した日から2年以上経過していなければ、これらに規定する診断共済金は支払いません。
- (10) この特則を付帯した女性疾病タイプの共済契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から起算して91日目に、すでに、生後はじめて悪性新生物に罹患した場合は上皮内新生物に罹患し、移行後契約の共済期間中に診断確定された場合には、移行前契約の女性疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (11) この特則を付帯した女性疾病タイプの共済契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から起算して31日目に、すでに発病していたがんを原因として、移行後契約の共済期間中に入院した場合、手術もしくは放射線治療を受けた場合、または在宅終末期医療を受けた場合には、移行前契約の女性疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (12) この特則を付帯した女性疾病タイプの共済契約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に生じた女性疾病を原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合には、移行前契約の女性疾病医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の発効日として取り扱います。
- (13) この特則を付帯した女性疾病タイプの共済契約において、移行前契約で悪性新生物診断共済金を支払っていた場合には、「I 一般条項」における第3章「5. 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ」の悪性新生物診断共済金が支払われたものとみなし、移行前契約で上皮内新生物診断共済金を支払っていた場合には、「I 一般条項」における第3章「5. 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ」の上皮内新生物診断共済金が支払われたものとみなし「I 一般条項」における第3章「5. 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ」の規定を適用します。
- (14) この特則を付帯した女性疾病タイプの共済契約において、「I 一般条項」における第3章「5. 終身医療プラン(2019)女性疾病タイプ」の悪性新生物診断共済金、上皮内新生物診断共済金ならびに、この特則条項の(10)および(13)の規定にかかわらず、移行前契約で診断共済金を支払っていた場合は、これらの共済事故が発生した日から2年以上経過していなければ、これらに規定する診断共済金は支払いません。
- (15) この特則を付帯した共済契約の先進医療特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、その療養は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした療養とみなして、または、移行前契約の先進医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の先進医療特約の発効日として取り扱います。
- (16) (1)から(15)までの規定にかかわらず、この会は、移行前契約で共済金が支払われる場合には、移行後契約からは共済金を支払いません。
- (17) (1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)および(15)の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約、疾病特約、手術特約、新手術特約、医療保障特約、疾病医療特約、三大疾病医療特約および女性疾病医療特約、先進医療特約の共済金額に相当する部分ならびに手術の範囲にのみ適用します。
- (18) (1)から(3)の場合において、不慮の事故等または不慮の事故が発生した時点の共済金額と移行後契約の共済金額が異なるときには、共済金の支払額は、不慮の事故等もしくは不慮の事故が発生した時点の共済金額または移行後契約の共済金額のいすれか小さい金額により計算します。

7. 移行後契約の通算限度

移行前契約において、この会が病気入院共済金、新病気入院共済金、疾病入院共済金、災害入院共済金、新災害入院共済金、傷害入院共済金および女性入院共済金を支払っていた場合には、その入院日数を「I 一般条項」における「第3章 共済金の支払い」の病気入院共済金、災害入院共済金および女性疾病入院共済金の入院日数の限度に算入します。

8. 移行後契約における指定代理請求人

移行前契約において指定代理請求人が指定または変更されていた場合には、移行により共済金額が変更されたときを含めて、移行後契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

9. 移行前契約が終了した場合の取扱い

この会は、移行前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該移行後契約は無効とし、移行はなされなかつたものとして取り扱います。

VII 特別条件特則条項

1. 特別条件特則の適用

この特則は、共済契約の申込みにあたって、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(2)に規定する質問事項に対する回答が、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(4)に規定するこの会が定める基準に適合しない場合、または先進医療特約の中途付帯の申込みにあたって、「II 先進医療特約条項」における「7. 先進医療特約の中途付帯、解約および消滅」(3)に規定する質問事項に対する回答が、「7. 先進医療特約の中途付帯、解約および消滅」(5)に規定するこの会が定める基準に適合しない場合において、共済契約に定めた条件を付して加入を引受けけるときに適用します。

2. 特別条件特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます(以下、この特則を付帯した共済契約を「特別条件契約」といいます。)。
- (2) (1)の申し出の際に、共済契約者は特別条件を付帯することの同意書を提出してください。

3. 特別条件

特別条件契約においては、この会の定める一部の共済事故について、その事故がこの会の定める期間内に発生した場合は、共済金を支払わないものとします。

4. 特別条件特則の解約の禁止

共済契約者は共済期間の中途において、この特則のみを解約することはできません。

VIII 掛金口座振替特則条項

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。)に設置されていること。
 - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(6)の規定にかかわらず、この会が初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えるとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「I 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」(2)および(4)の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日(以下「振替日」といいます。)ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約(この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約の

うちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。

- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があつたときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行つものとします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まれなければなりません。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出で、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済掛金の払込みを要しなくなったとき。
- (4) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

IX クレジットカード払特則条項

1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払扱とする場合に適用します。

2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

3. 共済掛金の受領

- (1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し(以下、「有効性等の確認」といいます。)、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が初回掛金を受け取った日とみなします。
- (2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとします。
- (3) この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。
 - ① この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。
 - ② 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。
- (4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法

「3. 共済掛金の受領」(1)において、この会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、「I 一般条項」における第7章「3. 共済契約の無効」「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻します。

X インターネット特則条項

1. インターネット特則の適用

この特則は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(5)に規定するインターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用します。

2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者等は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたなければなりません。

3. 電磁的方法による共済契約の申込み

- (1) 共済契約申込者は、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができます。
- (2) (1)に規定する共済契約の申込み手続は、つぎの①から③のとおりです。
 - ① 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」といいます。）に「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する事項を入力し、この会に送信します。
 - ② 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信します。
 - ③ この会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知します。

4. 電磁的方法による共済契約申込みの諸否

- (1) この会は、「3. 電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諸否を電磁的方法により共済契約申込者に通知します。
- (2) この会が「3. 電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に共済契約証書に記載する事項を入力し、共済契約申込者に送信します。

5. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができます。
 - ① 「I 一般条項」における第8章「3. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に定める住所の変更
 - ② 「V 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
 - ③ その他この会が認めた事項
- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
 - ① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。
 - ② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

6. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。

7. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の申込みまたは共済契約の保全の手続を使用することが「I 一般条項」による共済契約の申込みまたは共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。

8. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

- ① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込みまたは共済契約の保全の手続を終了したとき。
- ② 電磁的方法が不可能なとき。

引受基準緩和型プラン(2019) 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、終身生命共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。引受基準緩和型プラン(2019)の共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願ひいたします。

この契約規定は、2019年8月1日以後に発効する共済契約に適用します。

趣 旨

被共済者が疾病あるいは不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合を中心に、終身にわたり、所定の共済金等をお支払いすることを主な内容としたものです。

なお、このプランは、他のプランや共済商品とは異なり、通院・服薬で治療中の方や健康に不安のある方でも、所定の条件を満たせば加入できます。

また、契約の締結前に発病した疾病や受傷した傷害の症状が、共済契約の締結後に悪化して入院・手術が必要になった場合でも、共済金をお支払いします。

そのため、共済掛金の額は、他のプランや共済商品と比べて割り増しされています。

I 一般条項

第1章 共済契約の締結

1. 共済契約の締結

引受基準緩和型プラン(2019)の共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

2. 定 義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用 語	定 義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「この会」といいます。)と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等(い)かなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。)を請求できない特別な事情がある場合に、共済金等の代理請求または共済掛金の払込免除の代理請求(第1章「6. 指定代理請求人」(1)に規定する範囲をいいます。以下同じです。)を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
特約の更新日	特約の共済期間が満了したときに従来の特約に代えて、新たな特約の保障が開始される日をいいます。
特約の中途付帯日	共済期間中に新たな特約を付帯するときの特約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日に対応する日をいいます。
掛金払込期間	共済掛金の払込方法が分割払いである場合に共済掛金の払い込みを要する期間をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故(支払事由)	共済金等が支払われる事由をいいます。

身体障害	別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号。(以下「施行規則」といいます。))第14条(障害等級等)に準じて行います。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故およびこの会所定の感染症をいいます。
病院・診療所	「病院」とは、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5(定義)第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいいます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
公的医療保険制度	別表第4「公的医療保険制度の定義」に規定するものをいいます。
医科診療報酬点数表	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第76条(療養の給付に関する費用)第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)第71条(療養の給付に関する基準)第1項(以下、この号において「法令」といいます。)にもとづき厚生労働大臣が定める医科診療報酬点数表をいい、「歯科診療報酬点数表」とは、法令にもとづき厚生労働大臣が定める歯科診療報酬点数表をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。
悪化	疾病または傷害の症状について、入院、手術、放射線治療および先進医療による療養のいすれも不要な程度であったものが、入院、手術、放射線治療または先進医療による療養を要する程度になることをいいます。入院、手術、放射線治療および先進医療による療養のいすれも不要な程度の症状である疾病について、その疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病し、その発病した新たな疾病的症状が、入院、手術、放射線治療または先進医療による療養を要する程度である場合についても同様です。
先進医療	別表第9「先進医療の範囲」に規定するものをいいます。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約者の収入により 生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済契約の種類	「7. 共済契約のプラン」に規定する基本契約により分類される「プラン」をいいます。
共済金額を制限する職業	別表第10「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
契約者割りもどし金	終身生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剩余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯するとなっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
特則	この契約規定の「I. 一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。

3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

4. 被共済者の範囲

(1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日において共済契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。

- ① 共済契約者本人
- ② 共済契約者の配偶者（内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
- ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母（継父母を含みます。以下、この項目において同じです。）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
- ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

(2) (1)に規定する被共済者となることができる人は、共済契約の発効日または特約の中途付帯日現在の年齢がつぎの範囲にある人です。
満15歳以上満81歳未満

(3) 共済契約の発効日または特約の中途付帯日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわざ師その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
- ③ その他この会が指定する職業

5. 共済金受取人

共済金受取人は共済契約者です。

6. 指定代理請求人

(1) 指定代理請求人は、つぎに掲げる事項を行うことができます。

- ① 共済契約者が受け取ることとなる共済金等の請求
- ② 第5章「4. 共済掛金の払込免除」に規定する共済掛金の払込免除の請求

(2) 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。

- ① 共済契約者の配偶者
- ② 共済契約者の直系血族
- ③ 共済契約者の兄弟姉妹
- ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

- ① 共済額を減額したとき
- ② 特約を更新したとき
- ③ 特約を中途付帯したとき
- ④ 特約を解約したとき

7. 共済契約のプラン

(1) 共済契約の申込みをしようとする人（以下「共済契約申込者」といいます。）は、共済契約締結の際、引受基準緩和型プラン（2019）により契約します。

(2) (1)の引受基準緩和型プラン（2019）はつぎに掲げる共済金を支払います。

- ① 災害入院共済金
- ② 病気入院共済金
- ③ 手術共済金
- ④ 放射線治療共済金

8. 共済契約の申込みと成立

(1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、この会に提出してください。

- ① 共済契約の種類
- ② 基本契約共済金額
- ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
- ④ 共済期間

5. 共済掛金額

⑥ 掛金払込期間

⑦ 共済掛金の払込方法および払込場所

⑧ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所

⑨ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄

⑩ 申込日

⑪ その他この会が必要と認めた事項

(2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等（以下「他の契約等」といいます。）に関する告知を求める事項（以下「質問事項」といいます。）について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。

(4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。

(5) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、「VI. インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込みおよび共済契約の保全（「VI. インターネット特則条項」における「5. 共済契約の保全」に規定する事項をいいます。以下同じです。）の手続をすることができます（以下「インターネット扱い」といいます。）。

(6) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込みなければなりません。

(7) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

① この会が初回掛金を受け取った日の翌日

② ①の規定にかかるわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日

③ 初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日

(8) (7)に規定する日を共済契約の発効日とします。

(9) (7)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込みなければなりません。

(10) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。

(11) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

9. 共済契約の申込みの撤回等

(1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

(2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につぎの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。

① 共済契約の種類

② 申込日

③ 共済契約者の氏名および住所

④ 被共済者の氏名

(3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

10. 共済期間

(1) 引受基準緩和型プラン（2019）の共済期間は終身です。

(2) 引受緩和型先進医療特約の共済期間は「II. 引受緩和型先進医療特約条項」に規定します。

1. 基本契約共済金額

引受基準緩和型プラン(2019)における入院共済金日額は、つぎのとおりです。

(1) 基本契約のうち病気入院にかかる共済金額(以下「病気入院共済金日額」といいます。)は、被共済者1名につき3,000円以上10,000円以内で1,000円単位とします。

ただし、発効日における被共済者の年齢が満71歳以上満81歳未満であるときは、3,000円以上5,000円以内で1,000円単位とします。

(2) 基本契約の災害入院にかかる共済金額(以下「災害入院共済金日額」といいます。)は、病気入院共済金日額と同額とします。

(3) つぎの①から③のいずれかの限度をこえる場合には、引受基準緩和型プラン(2019)に加入することはできません。

① 引受基準緩和型プラン(2019)、終身医療プラン(2019)(ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ)、終身医療プラン(ベーシックタイプ・総合タイプ・三大疾病プラスタイプ・女性疾病プラスタイプ)、終身医療総合5000、終身医療5000、終身医療3000および終身医療追加2000の病気入院共済金日額を合計して15,000円を限度とします。

② つぎのアからセの病気入院共済金日額を合計して15,000円を限度とします。ただし、発効日における被共済者の年齢が、満61歳以上満71歳未満であるときは10,000円、満71歳以上満81歳未満であるときは5,000円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)(ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ) (終身生命共済)

イ 引受基準緩和型プラン(2019) (終身生命共済)

ウ 終身医療プラン(ベーシックタイプ・総合タイプ・三大疾病プラスタイプ) (終身生命共済)

エ 終身医療総合5000 (終身生命共済)

オ 終身医療5000 (終身生命共済)

カ 終身医療3000 (終身生命共済)

キ 終身医療追加2000 (終身生命共済)

ク 定期医療プラン(2019) (個人長期生命共済)

ケ 定期医療総合5000 (個人長期生命共済)

コ 総合医療共済 (個人長期生命共済)

(総合医療共済とは、2006年4月30日以前に発効または更新された契約をいいます。)

サ 定期医療プラン (個人長期生命共済)

(定期医療プランとは、2006年5月1日以後に発効または更新された契約をいいます。)

シ 定期介護プラン (個人長期生命共済)

(定期介護プランとは、2006年5月1日以後に発効または更新された契約をいいます。)

ス セット専用プラン (個人長期生命共済)

セ 引受緩和型更新プラン (個人長期生命共済)

(3) 共済契約の申込みの当時、被共済者が別表第10「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合または重度障害の状態である場合は、つぎのアからセの病気入院共済金日額を合計して5,000円を限度とします。

ア 終身医療プラン(2019)(ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ) (終身生命共済)

イ 引受基準緩和型プラン(2019) (終身生命共済)

ウ 終身医療プラン(ベーシックタイプ・総合タイプ・三大疾病プラスタイプ・女性疾病プラスタイプ) (終身生命共済)

エ 終身医療総合5000 (終身生命共済)

オ 終身医療5000 (終身生命共済)

カ 終身医療3000 (終身生命共済)

キ 終身医療追加2000 (終身生命共済)

ク 定期医療プラン(2019) (個人長期生命共済)

ケ 定期医療総合5000 (個人長期生命共済)

コ 総合医療共済 (個人長期生命共済)

(総合医療共済とは、2006年4月30日以前に発効または更新された契約をいいます。)

サ 定期医療プラン (個人長期生命共済)

(定期医療プランとは、2006年5月1日以後に発効または更新された契約をいいます。)

シ 定期介護プラン (個人長期生命共済)

(定期介護プランとは、2006年5月1日以後に発効または更新された契約をいいます。)

ス セット専用プラン (個人長期生命共済)

セ 引受緩和型更新プラン (個人長期生命共済)

ス セット専用プラン

セ 引受緩和型更新プラン

第3章 共済金の支払い

引受基準緩和型プラン(2019)における共済金の支払いはつぎのとおりです。

1. 共済金の種類、共済金を支払う場合(支払事由)および共済金の額

(1) 引受基準緩和型プラン(2019)

共済金の種類	共済金を支払う場合(支払事由)	共済金の額
病気入院共済金(引受緩和型医療60基本契約)	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ① 発効日以後に発生した疾病的治療を目的とする入院 ② 1日以上となる入院	病気入院共済金日額 ×入院日数
災害入院共済金(引受緩和型医療60基本契約)	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ② 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③ 1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数
手術共済金(引受緩和型医療60基本契約)	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき ① つぎのいずれかに該当する手術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 イ 発効日以後に発生した疾病的治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ つぎのいずれかに該当する手術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術(医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医療科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎの(a)から(f)に掲げる手術を除きます。 (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e) 抜歯手術 (f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術 イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紉、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。	入院共済金日額×10
放射線治療共済金(引受緩和型医療60基本契約)	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす施術(以下、この項目において「放射線治療」といいます。)を受けたとき ① つぎのいずれかに該当する施術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術 イ 発効日以後に発生した疾病的治療を直接の目的とする施術 ② 病院または診療所において受けた施術	入院共済金日額×10

放射線治療共済金 (引受継和型医療 60基本契約)	<p>③ つぎのいずれかの種類に該当する施術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法による施術(歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法による施術を含みます。)ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。 イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>	入院共済金日額×10
---------------------------------	--	------------

(2) 支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)

① この会は、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアからキのいずれかに該当するときには、(1)の表の共済金を支払いません。
ア 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
イ 被共済者の故意または重大な過失によるとき。
ウ 被共済者の犯罪行為によるとき。
エ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
オ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
カ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。
キ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。
② この会は、疾病の治療を目的として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアまたはイのいずれかに該当するときには、(1)の表の共済金を支払いません。
ア 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。
イ 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。
③ この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものについては、(1)の表の共済金を支払いません。
④ この会は、災害入院共済金が支払われる期間については、病気入院共済金を支払いません。

(3) ご注意

① 発効日から1年以内に支払事由に該当した場合の共済金の支払いについて
被共済者が、発効日から1年以内の共済期間中に、支払事由に該当する入院を開始した場合、支払事由に該当する手術を受けた場合または支払事由に該当する放射線治療を受けた場合、この会が支払う共済金の額は(1)の表中の額もしくは⑦「病気入院共済金について」の「ウ」、「⑦「災害入院共済金について」の「ウ」および「エ」で定められている額の100分の50の額となります。ただし、支払事由が入院の場合は、100分の50の額となるのは、発効日から1年以内の入院期間に対応する部分に限ります。
② 病気による支払事由とみなす場合
つぎのいずれかを原因とする入院、手術または放射線治療については、疾病的治療を目的とする入院、手術または放射線治療とみなします。
ア この会が異常分娩と認めた分娩による入院、手術または放射線治療
イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院、手術または放射線治療。ただし、災害入院共済金、不慮の事故を直接の原因とした手術共済金または不慮の事故を直接の原因とした放射線治療共済金が支払われる場合を除きます。
ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院、手術または放射線治療
③ 発効日以後の原因によるものとみなす場合
つぎのいずれかに該当する場合は、発効日以後の原因によるものとみなして、病気入院共済金、手術共済金または放射線治療共済金を支払います。
ア 発効日前に発病した疾病(この会が異常分娩と認めた分娩および不慮の事故以外の外因を原因とする傷害を含みます。)の治療を目的として、共済期間中に入院を開始した、手術を受けたまたは放射線治療を受けた場合であっても、その入院、手術または放射線治療によって治療する疾病的症状が共済期間中に悪化し、その入院が開始された、手術を受けたまたは放射線治療を受けたとき。
イ 発効日前に発生した不慮の事故を直接の原因として、共済期間中に入院を開始した、手術を受けたまたは放射線治療を受けた場合であっても、その入院、手術または放射線治療によって治療される傷害の症状が共済期間中に悪化し、その入院が開始された、手術を受けたまたは放射線治療を受けたとき。

ウ 発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院、手術または放射線治療であっても、それらが発効日からその日を含めて2年を経過した後の入院、手術または放射線治療であるとき。

④ 転院した場合

被共済者が転院した場合で、その転院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があるとこの会が認めたときは、継続した入院とみなします。

⑤ 入院日数について

(1) の表における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。

⑥ 病気入院共済金について

ア 病気入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について60日を限度とします。また、全共済期間を通じて病気入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

イ 被共済者が当初の入院を開始した場合に異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因により継続して入院したものとみなして取り扱います。

ウ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院中に疾病の治療のための入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

(病気入院共済金日額) × (災害入院共済金が支払われる期間が終了した日の翌日から起算した入院日数)

エ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

オ イおよびエの「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、この会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

カ 被共済者の入院中に病気入院共済金日額の減額があった場合には、病気入院共済金の支払額は各入院における病気入院共済金日額により計算します。

⑦ 災害入院共済金について

ア 災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について60日を限度とします。また、全共済期間を通じて災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

イ 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。

ウ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当該の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当該の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

(災害入院共済金日額) × ((一連の入院の入院日数) - (当該の入院の入院日数))

エ 病気入院共済金が支払われる入院中に不慮の事故による入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。この場合において、当該の入院と不慮の事故による入院との重複する期間については、病気入院共済金を支払いません。

(災害入院共済金日額) × (不慮の事故により入院を開始した日からその日を含めた災害入院日数)

オ 事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに開始した入院であっても、この会が定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなします。

カ 被共済者の入院中に災害入院共済金日額の減額があった場合には、災害入院共済金の支払額は各入院における災害入院共済金日額により計算します。

⑧ 手術共済金について

ア 被共済者が、手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

イ アの「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

(a) 1回の手術(手術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の手術が行われたとき

(b) 1日(同じ日)の内に複数回の手術が行われたとき

ウ 被共済者が、手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

⑨ 放射線治療共済金について

ア 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることになった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療共済金を支払いません。

イ 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

ウ イの「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものを行います。

(a) 1回の施術(施術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の施術が行われたとき。

(b) 1日(同じ日)のうちに複数回の施術が行われたとき。

⑩ 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、(1)の表に規定する共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

ア すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

イ 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

ウ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかつたこと

⑪ 地震その他の天災の場合

戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、(1)の表に規定する共済金を支払うことができない場合には、この会は、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減することができます。

⑫ 事故発生の通知義務

不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅滞したときはまたは行われなかつた場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

(1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第11「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。

(2) この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に對し、事實を確認すること、および、この会の指定する醫師または歯科醫師の診断を求めるることができます。

(3) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査(以下「必要な調査」といいます。)を要する場合において、この会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

(4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑥のいずれかに該当するときには、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、①から⑥に規定する期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	120日
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	180日
⑤	弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他の法令にもとづく照会が必要なとき	
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

(5) この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかつたとき(必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。)

② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかつたとき(必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。)

(6) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金(以下「諸返戻金等」といいます。)の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第11「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。

① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたとき。

② 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

③ その他の①および②に準じる状態であるとこの会が認めたとき。

(2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

(3) 共済契約者が共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第11「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

① 指定代理請求人が共済金等請求時に第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。

② 指定代理請求人が指定されていないとき(指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)

③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき(なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。)

(4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。

① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指

定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。

- ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
- ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
- ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) この会は、(1)から(5)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。
- (7) 指定代理請求人または代理請求人が、第5章「4. 共済掛金の払込免除」の規定により共済掛金の払込免除を請求する場合には、(1)から(6)までの規定を適用します。

第5章 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とします(以下、それぞれの払込方法による契約を「月払契約」「半年払契約」または「年払契約」といいます)。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まれなければなりません。
- (3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間(以下「共済掛金期間」といいます)に対応する共済掛金とします。
- (4) この会は、(2)の規定にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日(以下「払込期日」といいます)までとすることができます。
- (5) 特約の共済掛金の払込方法は、基本契約と同一とし、特約の共済掛金は基本契約の共済掛金とともに払い込まれなければなりません。
- (6) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

2. 掛金払込期間

- (1) 共済掛金の払込方法は終身払となります。

3. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まれなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、「IV 掛金口座振替特則条項」に規定する掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替」といいます)ができます。
- (3) 共済契約者等は、「V クレジットカード払特則条項」に規定するクレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます)を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます)により、払い込むこと(以下「クレジットカード扱」といいます)ができます。

4. 共済掛金の払込免除

- (1) この会は、被共済者が共済契約の発効日または特約の中途付帯日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、共済期間中に別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害のうち、第1級から第6級までのいすれかの状態に該当したとき(共済契約の発効日前または特約の中途付帯日前にすでにあった障害状態に共済契約の発効日または特約の中途付帯日以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって該当したときを含みます。)は、共済掛金の払込みを免除します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会が定める場合は、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に払込免除の状態となったものとみなします。
- (3) この会は、払込免除としたときは、あらたに共済契約証書を発行します。
- (4) 払込免除とする場合には、払込免除の状態となった日の直後に到来する払込方法別応当日に充当される共済掛金から適用します。
- (5) (1)から(4)の規定により、共済掛金の払込みを免除した場合には、この会は、以後、払込方法別応当日の前日までに共済掛金の払込みがあったものとして取り扱います。
- (6) 被共済者が、つぎの①から⑦のいすれかにより、共済掛金の払込免除の事由に該当した場合には、この会は共済掛金の払込みを免除しません。

 - ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 - ② 被共済者の故意または重大な過失によるとき。
 - ③ 被共済者の犯罪行為によるとき。

- ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。
- ⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。
- (7) この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものに対しては、共済掛金の払込みを免除しません。
- (8) 被共済者が、つぎの①または②のいすれかにより払込免除の事由に該当した場合には、この会は、総会の議決を経て共済掛金の全部または一部の額についてその払込みを免除しないことができます。

 - ① 地震、津波、噴火、その他これらに類する天災によるとき。
 - ② 戦争その他の非常な出来事によるとき。

- (9) 共済掛金の払込免除の事由に該当したときは、共済契約者は、遅滞なくこの会に通知しなければなりません。この場合において、共済契約者は、別表第11「各共済金等請求の提出書類」で定める請求書類をこの会に提出して、共済掛金の払込免除を請求してください。

第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(1)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

2. 共済契約の失効

- 共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約または特約はつぎのときに効力を失い、共済契約または特約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- (1) 発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う(以下「共済金の差額支払い」といいます)ことができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まれなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合または特約を中途付帯した場合には、当該共済契約または当該特約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者に対する通知により行うことができます。

2. 共済金の不法取得目的による無効

- この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合または特約を中途付帯した場合には、その共済契約または特約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

3. 共済契約の無効

(1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約または特約は無効とします。

- ① 被共済者が共済契約の発効日または特約の中途付帯日にすでに死亡していたとき。
- ② 被共済者が共済契約の発効日、特約の更新日または特約の中途付帯において第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。
- ③ 被共済者に、すでに終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約、引受緩和型先進医療特約またはこの会の実施する個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該特約。
- ④ 基本契約または特約の共済金額が、「第2章 共済金額」に規定する最高限度をこえていたときは、そのえた部分の共済金額に対応する共済契約。
- ⑤ 共済契約の申込みまたは特約の中途付帯の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかつたとき。
- ⑥ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みまたは特約の中途付帯の申込みがされたとき。

(2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。

(3) この会は、(1)の規定により、共済契約または特約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

4. 共済契約の解約

(1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約または特約を解約することができます。

(2) 解約する場合には、別表第11「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する申込み時の印(以下「届出印」といいます。)を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。

(3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日(以下この日を「解約日」といいます。)の翌日の午前零時から生じます。

(4) 特約のみの解約、または特則のみの解約の取扱いについては、各特約または各特則に規定します。

(5) この契約規定にもとづく共済契約には、解約返戻金はつぎのとおりです。

- ① 解約返戻金および責任準備金相当の返戻金(以下「解約返戻金等」といいます。)の設定方法は、掛金払込期間中は未経過共済掛金のみ、掛金払込期間満了後は一定の額とします。
- ② 解約返戻金は、つぎのアおよびイのとおりとします。なお、解約日が、低解約返戻期間末日または掛金払込期間満了日となる場合には、低解約返戻期間中または掛金払込期間中として算出した解約返戻金とします。
- ア 掛金払込期間中
未経過共済掛金。ただし、掛金払込免除中の契約は0とします。
- イ 掛金払込期間満了後
基本契約共済金額の10倍

③ 引受緩和型先進医療特約の解約返戻金は未経過共済掛金とします。ただし、掛金払込免除中の契約は0とします。

5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

(1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人(以下「債権者等」といいます。)が共済契約を解約する場合には、この会が定める方法により書面にて行ってください。

(2) 「4. 共済契約の解約」の規定にかかわらず、(1)の規定による解約は、解約の通知がこの会に到達した時から1か月を経過した日に効力が生じることとします。

(3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの①および②をみたす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこの会に到達した日に解約の効力が生じたとすればこの会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、この会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。

- ① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
- ② 共済契約者でないこと

6. 重大事由による共済契約の解除

(1) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。

- ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領または共済掛金の払込免除の請求に際し、共済金受取人または共済契約者が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

② 共済契約者または被共済者が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

③ 共済契約者または被共済者が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不正に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

(2) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生または共済掛金払込免除事由発生のちになされたときであっても、この会は、(1)の①から⑥に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を、共済掛金の払込みを免除していたときは払込みを免除した共済掛金の払込みを、請求することができます。

(3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者に対する通知により行うことができます。

7. 告知義務違反による共済契約の解除

(1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または特約の中途付帯時、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約または特約を解除することができます。

(2) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約または特約を解除することができません。

- ① 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかつたとき。
- ② この会のために共済契約の締結の媒介を行なうことができる人(この会のために共済契約の締結の代理を行なうことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。)が、共済契約者または被共済者が事実を告げたことを妨げたとき。
- ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日または特約の中途付帯日から2年以内に共済事故および共済掛金の払込免除となる事由がいずれも生じなかつたとき。ただし、発効日または特約の中途付帯日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないとおもとよび共済掛金払込免除とならないとを除きます。
- ⑤ この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかつたとき。
- ⑥ この会が共済契約の申込みまたは特約の中途付帯の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。

(3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生または共済掛金払込免除事由発生のちになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を、共済掛金の払込みを免除していたときは払込みを免除した共済掛金の払込みを、請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生または共済掛金払込免除事由の原因が解除の原因となった事実によらなかつたことを証明した場合を除きます。

(5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者に対する通知により行うことができます。

8. 被共済者による共済契約の解除請求

(1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目および「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。）を解除することを求めることができます。

① 共済契約者または共済金受取人に、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があったとき。

② 共済契約者または共済金受取人が、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。

③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他この会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

(2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)に規定する解除請求があったときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。

(3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、この会の定める方法により、この会に対し共済契約を解除することを求めるることができます。

(4) この会は、(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。

(5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

9. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

10. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い

(1) 基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に各特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。

(2) 各特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。ただし、この会が特に認めた場合に限り、当該特約のみ無効、解除または消滅するものとして、取り扱うことができます。

11. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 証拠等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

(1) この会は、「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」または「8. 被共済者による共済契約の解除請求」の規定により共済契約が解約または解除された場合、ならびに第8章「6. 病気入院共済金日額の減額」の規定により病気入院共済金日額および災害入院共済金日額が減額された場合において、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

13. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

(1) 共済契約が終了し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

(2) (1)の場合において、この会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差引きります。

第8章 共済契約の変更

1. 共済契約による権利義務の承継

(1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。

(2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合（被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。）には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)の規定による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。

(5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。

(6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合はその所在が不明である場合には、この会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。

(7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとします。

(8) 共済契約者が死亡してから6ヶ月以内に(2)から(4)までの規定による承継の手続がなされなかった場合には、その共済契約は、当該6ヶ月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、この会は、相続人に解約返戻金相当額を支払います。

(9) (1)から(4)までの規定により共済契約者になる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

2. 生年月日および性別の誤りの取扱い

(1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日による誤りがあった場合において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

(2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別による誤りがあった場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

3. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

(1) 共済契約者の氏名または住所
(2) 被共済者の氏名
(3) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

4. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)の②から④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知してください。

5. 共済掛金の払込方法の変更

(1) 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払、半年払および年払について、その払込方法を変更することができます。

(2) この変更を行う場合、共済契約者は、この会の所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて提出してください。

(3) この変更の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の共済契約の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更して扱います。

6. 病気入院共済金日額の減額

(1) 共済契約者は、この会が定める方法により病気入院共済金日額を減額することができます。

(2) (1)の規定による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載してください。

(3) 病気入院共済金日額の減額の単位は、1,000円とします。

※ 病気入院共済金日額が減額される場合には、当該共済契約の災害入院共済金日額は、減額後の病気入院共済金日額と同額に減額されます。

(4) (1)から(3)の規定による病気入院共済金日額の減額の効力は、(2)の減額の日またはその書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日（以下、この項目において「減額日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。

(5) (1)から(4)の規定により病気入院共済金日額を減額される場合には、この会は、その減額した分の共済金日額について、第7章「4.共済契約の解約」による解約が行われたものとみなします。

(6) (1)から(5)により病気入院共済金日額を減額した場合において、減額後の共済契約について払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日の直後に到来する払込方法別応当日から適用します。

(7) (1)の規定にかかわらず、減額後の病気入院共済金日額が3,000円未満になるとときは減額することができません。

(8) 病気入院共済金日額の減額を行った場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

第9章 契約者割りもどし金

1. 契約者割りもどし金

(1) この会は、別に定める基準により、当該事業年度末に有効な共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

(2) この会は、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。

(3) この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったときは、または第6章「2. 共済契約の失効」ならびに第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」および「9. 共済契約の消滅」により共済契約が失効、解約、解除、消滅したときは、この会の定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。

(4) 据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中ににおいて請求する場合は、別表第11「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。

第10章 雜 則

1. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日、特約の更新日または特約の中途付帯日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 期間の計算

(1) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。

(2) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。

(3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

3. 時 効

(1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。

(2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を払い戻す義務を免れます。

(3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。

(4) 共済契約者は、この会が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れます。

4. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

5. 戦争その他の非常な出来事の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

6. 生死不明の場合

(1) この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つきのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。

- ① 被共済者が失踪宣告をうけたとき
- ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つきの期間を経過してもわからぬとき。ただし、つきのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合	30日
イ 船舶の危難の場合	3か月
ウ ア、イ以外の危難の場合	1年

(2) (1)の規定により、この会が死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければなりません。

(3) (1)の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、この会に提出してください。

7. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

8. 身体障害等級別支払割合表の変更

(1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、掛金の払込免除事由発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

9. 診療報酬点数表の変更

この会は、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料が算定される手術、放射線治療料が算定される施術または在宅療養が算定される在宅終末期医療の種類が変更されるなど、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正が引受基準緩和型プラン(2019)の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、引受基準緩和型プラン(2019)の支払事由を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

10. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金受取人に対するこの会の通知は、つきの住所に発すれば足りるものとします。

(1) 共済契約の申込みのときに共済契約申込書に記載された住所
(2) 第8章「3. 氏名または住所の変更」により通知があったときは、その住所

11. 定めのない事項の取扱い

この契約規定に規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

II 引受緩和型先進医療特約条項

1. 引受緩和型先進医療特約締結の要件

引受緩和型先進医療特約は、その申込みが、引受基準緩和型プラン(2019)の基本契約に付帯してなされた場合に限り締結できます。

2. 引受緩和型先進医療特約の共済期間

引受緩和型先進医療特約の共済期間は、引受緩和型先進医療特約の発効日から10年とします。

3. 引受緩和型先進医療特約の共済掛金の払込期間

引受緩和型先進医療特約の掛金払込期間は、引受緩和型先進医療特約の発効日から引受緩和型先進医療特約の共済期間の満了の日までとします。

4. 引受緩和型先進医療特約共済金額

(1) 引受緩和型先進医療特約にかかる共済金額(以下「引受緩和型先進医療特約共済金額」といいます。)は、被共済者1人につき1,000万円とします。

(2) 終身医療プラン(2019)にもとづく先進医療特約、引受基準緩和型プランにもとづく引受緩和型先進医療特約または定期医療プラン(2019)にもとづく先進医療特約をあわせて、被共済者1人につき1共済契約に限ります。

5. 引受緩和型先進医療共済金の支払い

(1) 引受緩和型先進医療共済金の共済金の種類、支払事由および共済金の額

共済金の種類	共済金を支払う場合(支払事由)	共済金の額
先進医療共済金	被共済者が共済期間(引受緩和型先進医療特約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、別表第9「先進医療の範囲」に規定する先進医療による療養を受け、つぎの①または②のいずれかに該当するとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた先進医療による療養 ② 引受緩和型先進医療特約の発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的として受けた先進医療による療養	先進医療による療養を受けるために共済契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額

(2) 支払事由に該当しても共済金を支払わない場合(免責事由)

① この会は、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアからキのいずれかに該当するときには、(1)の表の共済金を支払いません。

ア 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。

イ 被共済者の故意または重大な過失によるとき。
ウ 被共済者の犯罪行為によるとき。

エ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

オ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

カ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。

キ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

② この会は、疾病的治療を目的として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアまたはイのいずれかに該当するときには、(1)の表の共済金を支払いません。

ア 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。

イ 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。

③ この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものについては、(1)の表の共済金を支払いません。

(3) ご注意

① 引受緩和型先進医療特約の発効日から1年以内に受けた先進医療による療養に対応する先進医療共済金としてこの会が支払う金額はつぎのとおりとします。

共済契約者または被共済者が負担した技術料の100分の50に相当する金額

② 被共済者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなします。

③ ②の「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含まれません。

④ つぎのいずれかを原因とする先進医療による療養については、疾病的治療を直接の目的とした療養とみなします。

ア この会が異常分娩と認めた分娩により受けた先進医療による療養

イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた先進医療による療養

ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による先進医療による療養

⑤ (1)の表の共済金等を支払う場合(支払事由)の②の規定にかかわらず、つぎのいずれか

に該当する場合は、引受緩和型先進医療特約の発効日以後の原因によるものとみなします。

ア 引受緩和型先進医療特約の発効日前に発病した疾病(この会が異常分娩と認めた分娩および不慮の事故以外の外因を原因とする傷害を含みます。)の治療を目的として、共済期間中に先進医療による療養を受けた場合であっても、その療養によって治療する疾病的症状が悪化した後に、その療養を受けたとき。

イ 引受緩和型先進医療特約の発効日前に発生した不慮の事故を直接の原因として、共済期間中に先進医療による療養を受けた場合であっても、その療養によって治療する傷害の症状が悪化した後に、その療養を受けたとき。

ウ 引受緩和型先進医療特約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする先進医療による療養であっても、引受緩和型先進医療特約の発効日からその日を含めて2年を経過した後に、その療養を受けたとき。

⑥ 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、先進医療共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大な過失によるときには、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

ア すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

イ 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

ウ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療せなかつたこと

⑦ 事故発生の通知義務

不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、先進医療共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅滞した場合は行なわなかった場合には、この会は共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができる認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

⑧ 地震その他の天災の場合

第10章「5. 戦争その他の非常な出来事の場合」に規定するもののほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、先進医療特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、この会は、総会の議決を経て所定の共済金の分割支払い、支払いの継延ベまでは削減することができます。

6. 引受緩和型先進医療特約の更新

(1) この会は、「2. 引受緩和型先進医療特約の共済期間」により共済期間が満了する引受緩和型先進医療特約について、満了日までに共済契約者から引受緩和型先進医療特約を更新しない意思の表示がされない場合には、引受緩和型先進医療特約の共済期間の満了日の翌日(この日を「引受緩和型先進医療特約の更新日」とします。)に更新します。

(2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①に該当する場合には引受緩和型先進医療特約の更新はできません。②に該当する場合には、この会は、引受緩和型先進医療特約の更新を拒むことができます。

① 引受緩和型先進医療特約の更新日において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であるとき。

② 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この引受緩和型先進医療特約を更新することが適当でないと判断されるとき。

(3) (1)の更新において、この会は、この契約規定に改正があった場合は、引受緩和型先進医療特約の更新日における改正後の契約規定にとどめく内容への変更を行い、引受緩和型先進医療特約を更新します。

(4) (1)および(3)の規定にもとづき、更新した引受緩和型先進医療特約を、以下「引受緩和型先進医療特約の更新契約」といいます。

(5) 引受緩和型先進医療特約の更新契約の共済期間は、引受緩和型先進医療特約の更新日から10年とします。

(6) 引受緩和型先進医療特約の共済掛金の払込方法は、引受基準緩和型プラン(2019)における基本契約の掛金払込方法と同一とします。

(7) (6)による引受緩和型先進医療特約の更新契約の初回掛金は、引受緩和型先進医療特約の更新日の前日までに、この会に払い込まれなければなりません。

(8) この会は、(7)の規定にかかわらず、引受緩和型先進医療特約の更新契約の初回掛金の払込について、引受緩和型先進医療特約の更新日の前日が属する月の末日までとすることができます。

(9) この会は、引受緩和型先進医療特約の更新契約の初回掛金の払込みについて、(7)および(8)の初回掛金の払込期日の翌日から3ヶ月間の払込猶予期間を設けます。

(10) (9)の引受緩和型先進医療特約の更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火

その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができます。

(11) つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、引受緩和型先進医療特約は更新されなかつたものとします。

① 満了する引受緩和型先進医療特約に未払込共済掛金があったとき。

② (9)または(10)に規定する払込猶予期間内または、(7)および(8)に規定する初回掛金払込みの期日までに、初回掛金の払込みがなかったとき。

(12) (5)から(11)にかかわらず、更新前の引受緩和型先進医療特約において、払込免除が適用されている場合には、引受緩和型先進医療特約の更新契約についても払込免除が適用され、共済掛金の払込みは不要とします。

(13) この会は、(1)から(12)により引受緩和型先進医療特約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知します。ただし、(2)の規定にとづき更新ができない場合には、満了する引受緩和型先進医療特約の満了日までに共済契約者に通知します。

7. 引受緩和型先進医療特約の中途付帯、解約および消滅

(1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、引受緩和型プラン(2019)の基本契約の発効日の年応当日に限り、引受緩和型先進医療特約を中途付帯することができます。

(2) (1)にかかわらず、当該共済契約が、引受緩和型先進医療特約の中途付帯の申込みの当時すでに第5章「4. 共済掛金の払込免除」の規定により共済掛金の払込みを免除されている場合は、引受緩和型先進医療特約を中途付帯することができません。

(3) 引受緩和型先進医療特約の中途付帯を申し出る場合には、共済契約者または被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(4) 共済契約者は(3)の質問事項のほかこの会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。

(5) この会は、(1)、(3)および(4)により、引受緩和型先進医療特約の申込みがされた場合には、引受条件により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知します。

(6) この会が引受緩和型先進医療特約の中途付帯を承諾したときの通知は、あらたな共済契約証書の発行により行います。

(7) この会が引受緩和型先進医療特約の中途付帯を承諾した場合には、引受緩和型先進医療特約の中途付帯日を先進医療特約の発効日として、その日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

(8) (7)の規定により中途付帯する引受緩和型先進医療特約については、その引受緩和型先進医療特約の発効日における契約規定を適用します。

(9) 中途付帯における引受緩和型先進医療特約の共済期間は、中途付帯日から10年とします。

(10) 引受緩和型先進医療特約の共済掛金の払込方法は、基本契約の払込方法と同一とします。

(11) (10)の引受緩和型先進医療特約の初回掛金は、引受緩和型先進医療特約の中途付帯日の前日までに、この会に払い込まれなければなりません。

(12) この会は、(11)の規定にかかわらず、引受緩和型先進医療特約の初回掛金は、引受緩和型先進医療特約の中途付帯日の前日の末日までとすることができます。

(13) この会は、引受緩和型先進医療特約の初回掛金の払込みについて、(11)および(12)に規定する初回掛金払込みの期日の翌日から3ヶ月間の払込猶予期間を設けます。

(14) (13)に規定する引受緩和型先進医療特約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができます。

(15) 共済契約者は、いつでも将来に向かって引受緩和型先進医療特約のみ解約することができます。

(16) 引受緩和型先進医療特約のみ解約した場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

(17) 引受緩和型先進医療特約において、先進医療共済金の支払累計額(更新前の共済期間も含む)が1,000万円に達したときは、1,000万円に達したときの共済事故の発生日に当該特約のみ消滅します。

(18) (17)により引受緩和型先進医療特約が消滅した場合は、この会は、当該特約の未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

III 移行特則条項

1. 移行特則の適用

(1) この特則は、すでに締結されているこの会の実施する個人長期生命共済事業規約にもとづく共済契約において、共済契約者の退職により共済契約を同一の内容で継続することができな

い場合などに、この契約規定により被共済者を同一とする共済契約を締結するとき(以下「移行」といいます。)に適用します。

(2) この特則条項において、(1)の個人長期生命共済事業規約にもとづく共済契約を、以下「移行前契約」といいます。

(3) この特則条項において、移行により締結された共済契約を、以下「移行後契約」といいます。

(4) (3)の規定により移行後契約とができるプランおよびタイプは、引受基準緩和型プラン(2019)とします。

2. 移行特則の締結

(1) この特則は、つぎの①から②のいずれかに該当する場合であり、かつ、共済契約者から申し出があった場合に限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。

① 個人長期生命共済事業規約または個人定期生命共済事業規約にもとづく共済契約の満了時において、その共済契約を更新しないとき、または共済期間の中途において、その共済契約を解約するとき。

② その他、この会が定める事由によるとき。

(2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、特則の締結はできません。

① 被契約者が「1. 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっているとき。

② 移行前契約の継続期間が2年未満のとき。

3. 移行特則を付帯した共済契約の申込み

この特則を付帯した共済契約の申込みは、共済契約申込書に必要な事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、移行前契約が「2. 移行特則の締結」(1)のいずれかの事由により、終了する日までに原則として行わなければなりません。なお、この場合には、共済契約申込者または被共済者になる人は、この会が書面で行う被共済者の健康およびこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等に関する質問事項の回答は不要です。

4. 移行後契約の発効日

(1) 移行後契約の発効日は、移行前契約の満期日または解約日の翌日の午前零時とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、移行後契約の発効日をこの会が定める日とすることができます。

5. 移行後契約の共済金額

この特則により移行することのできる移行後契約のプランごとの共済金額の限度は、移行前契約の特約の種類、共済金額に応じて決定されるものとし、別に定める基準によります。

6. 移行後契約の共済金の支払い

(1) この特則を付帯した共済契約の引受基準緩和型プラン(2019)において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、その入院、手術または放射線治療とみなして、または、第3章「1. 共済金の種類、共済金を支払う場合(支払事由)および共済金の額」の表中「発効日」とあるのを「移行前契約の疾病医療特約または引受緩和型疾病医療特約の発効日または更新日」として取り扱います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会は、移行前契約で共済金が支払われる場合には、移行後契約からは共済金を支払いません。

(3) (1)の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の疾病医療特約または引受緩和型疾病医療特約の共済金額に相当する部分ならびに手術の範囲にのみ適用します。

7. 移行後契約の通算限度

移行前契約において、この会が病気入院共済金または災害入院共済金を支払っていた場合には、その入院日数を「1. 一般条項」における第3章「1. 共済金の種類、共済金を支払う場合(支払事由)および共済金の額」の病気入院共済金または災害入院共済金の入院日数の限度に算入します。

8. 移行後契約における指定代理請求人

移行前契約において指定代理請求人が指定または変更されていた場合には、移行により共済金額が変更されたときを含めて、移行後契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

9. 移行前契約が終了した場合の取扱い

この会は、移行前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該移行後契約は無効とし、移行はなされなかったものとして取り扱います。

IV 掛金口座振替特則条項

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

(1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。

(2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。

① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。

② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替による共済掛金の払込み

(1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」（6）の規定にかかわらず、この会が初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。

(2) 第2回以後の共済掛金は、「I 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」（2）および（4）の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この会が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。

(3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

(4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。

(5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

(1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があつたときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行ふものとします。

(2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければなりません。

5. 指定口座の変更等

(1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。

(2) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出で、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。

(3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」（2）に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済掛金の払込みを要しなくなったとき。
- (4) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

V クレジットカード払特則条項

1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払とする場合に適用します。

2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者等から申し出があつたときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

3. 共済掛金の受領

(1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し（以下、「有効性等の確認」といいます。）、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が初回掛金を受け取った日とみなします。

(2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」に規定する共済契約申込書が提出されないとときには、当該共済契約について申込みがなかったものとします。

(3) この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。
① この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。
② 共済契約者がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。

(4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. クレジットカード払における返戻金等の払戻方法

「3. 共済掛金の受領」（1）において、この会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、「I 一般条項」における第7章「3. 共済契約の無効」「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻します。

VI インターネット特則条項

1. インターネット特則の適用

この特則は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」（5）に規定するインターネットによる共済契約の申込みおよび共済契約の保全を実施する場合に適用します。

2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者等から申し出があつたときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたさなければなりません。

3. 電磁的方法による共済契約の申込み

- (1) 共済契約申込者は、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができます。

(2) (1)に規定する共済契約の申込み手続は、つぎの①から③のとおりです。

- ① 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面(以下「契約情報画面等」といいます。)に「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する事項を入力し、この会に送信します。
- ② 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信します。
- ③ この会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知します。

4. 電磁的方法による共済契約申込みの諾否

- (1) この会は、「3. 電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知します。
- (2) この会が「3. 電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に共済契約証書に記載する事項を入力し、共済契約申込者に送信します。

5. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができます。
 - ① 「I 一般条項」における第8章「3. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に定める住所の変更
 - ② 「IV 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
 - ③ その他この会が認めた事項
- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
 - ① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。
 - ② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

6. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。

7. 重複の回避

インターネットによる当該の共済契約の申込みまたは共済契約の保全の手続を使用することが「I 一般条項」による共済契約の申込みまたは共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。

8. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

- ① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込みまたは共済契約の保全の手続を終了したとき。
- ② 電磁的方法が不可能なとき。

こくみん共済

終身生命共済

別 表

別表第 1	身体障害等級別支払割合表	86
	身体部位の名称	90
別表第 2	不慮の事故等の定義とその範囲	91
別表第 3	要介護状態の範囲	(略)
別表第 4	公的医療保険制度の定義	93
別表第 5	心・脳疾患の定義	(略)
別表第 6	悪性新生物の定義	(略)
別表第 7	上皮内新生物の定義	(略)
別表第 8	女性疾患の定義	(略)
別表第 9	先進医療の範囲	93
別表第 10	共済金額を制限する職業	93
別表第 11	各共済金等請求の提出書類	94

別表第1

身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なさき損状態その他この会が認めるものをいいます。

2 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

(平成23年2月1日現在)

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	100%
	2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 削除	
	6両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	7両上肢の用を全廃したもの	
	8両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	9両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	100%
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの	
	5 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	
第3級	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの	90%
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5両手の手指の全部を失ったもの	
	6両眼の視力が0.06以下になったもの	
第4級	2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	80%
	3 両耳の聽力を全く失ったもの	
	4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	8両眼に盲視を残すもの	
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	70%
	1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	2 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	3 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	4 1上肢の用を全廃したもの	
	5 1下肢の用を全廃したもの	
	6両足の足指の全部を失ったもの	

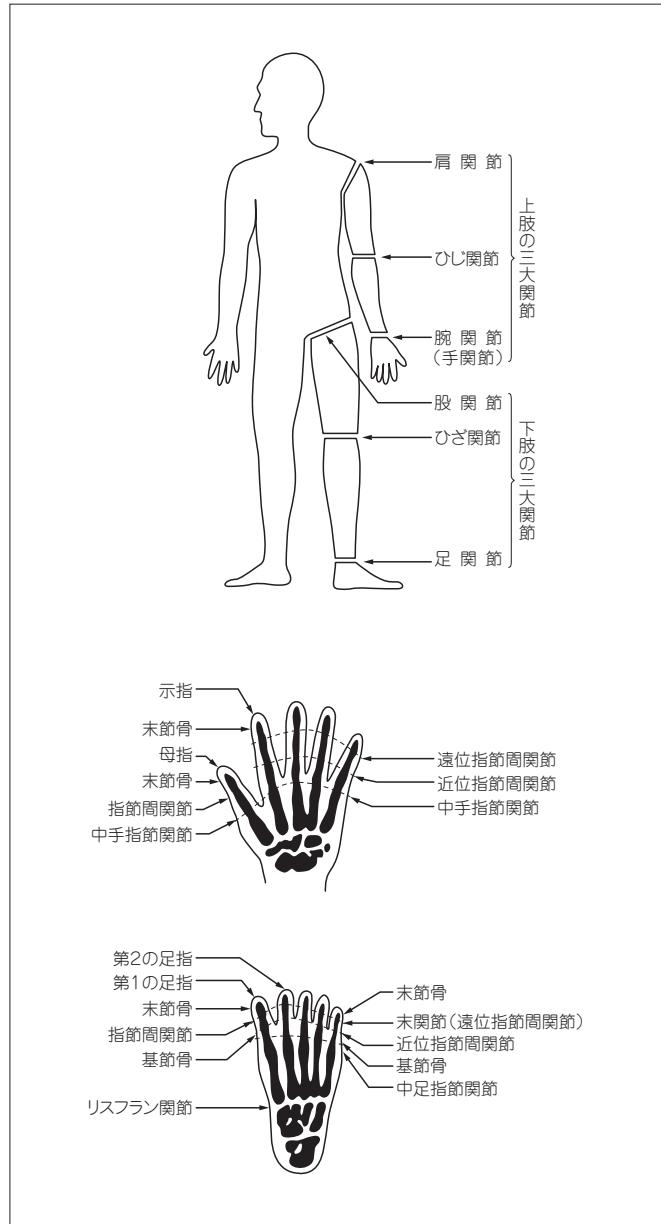
障害等級	身体障害	支払割合
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
	2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	3の2 1耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	
	5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
第7級	7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	50%
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 両耳の聽力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	2の2 1耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 削除	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11両足の足指の全部の用を廃したもの	
第8級	12 外ぼうに著しい醜状を残すもの	45%
	13両側のこう丸を失ったもの	
	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	
	2 せき柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	
	4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に偽関節を残すもの	
第9級	9 1下肢に偽関節を残すもの	30%
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聽力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	6の3 1耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聽力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができ困難である程度になったもの	
	7 1耳の聽力を全く失ったもの	
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	

障害等級	身体障害	支払割合
第9級	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したものの 11の2 外ぼうに相当程度の醜状を残すものの 12 生殖器に著しい障害を残すものの	30%
	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すものの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すものの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したものの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったものの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すものの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すものの	
	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すものの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すものの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すものの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すものの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したものの 5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すものの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すものの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すものの 8 長管骨に変形を残すものの 8の2 1手の小指を失ったものの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの 10 1足の第2の足指を失ったものの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったものの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの 12 局部にがんこな神経症状を残すものの 13 削除 14 外ぼうに醜状を残すものの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すものの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すものの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したものの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったものの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すものの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すものの	20%
	1 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すものの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったものの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すものの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すものの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったものの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったものの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの 9 局部に神経症状を残すものの	
	1 両眼のまぶたに著しい調節機能障害又は運動障害を残すものの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すものの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったものの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったものの 5 せき柱に変形を残すものの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったものの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すものの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したものの 5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すものの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すものの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すものの 8 長管骨に変形を残すものの 8の2 1手の小指を失ったものの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの 10 1足の第2の足指を失ったものの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったものの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの 12 局部にがんこな神経症状を残すものの 13 削除 14 外ぼうに醜状を残すものの	
	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すものの 2の2 正面視以外で複視を残すものの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すものの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すものの 4 1手の小指の用を廃したものの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったものの 6 削除	
	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すものの 2の2 正面視以外で複視を残すものの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すものの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すものの 4 1手の小指の用を廃したものの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったものの 6 削除	

障害等級	身体障害	支払割合
第13級	7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したものの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったものの 10 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すものの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったものの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すものの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すものの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったものの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったものの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの 9 局部に神経症状を残すものの	
	1 1眼のまぶたに著しい調節機能障害又は運動障害を残すものの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すものの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったものの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったものの 5 せき柱に変形を残すものの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったものの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すものの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すものの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたものの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したものの 5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すものの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すものの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すものの 8 長管骨に変形を残すものの 8の2 1手の小指を失ったものの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの 10 1足の第2の足指を失ったものの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったものの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの 12 局部にがんこな神経症状を残すものの 13 削除 14 外ぼうに醜状を残すものの	

(備考)

- 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはさよう正視力について測定します。
- 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。



不慮の事故等の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときは除きます。

- (1) 急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。
- (2) 偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
- (3) 外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。

2 外因による事故の範囲

外因による事故の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病的診断、治療を目的としたものは除外する。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(フード球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性食餌性中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病的診断、治療を目的としたものは除外する。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病的診断、治療を目的としたものは除外する。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火炎による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渴」は除外する。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外する。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音曝露、振動」は除外する。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病的診断、治療を目的としたものは除外する。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969

19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外する。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999
21. その他この会が特に認めた場合	

3 感染症

感染症とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要、ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
アメバ赤痢	A06.0,A06.1
結核	A15-A19
ベスト	A20
ジフテリア	A36
猩紅熱	A38
流行性脳脊髄膜炎(髄膜炎菌性髄膜炎)	A39.0
発疹チフス	A75.0
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
日本脳炎	A83.0
南米出血熱	アルゼンチン出血熱 A96.0 ボリビア出血熱 A96.1 ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱 A96.8
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean - Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘そう(天然痘)	B03
鳥インフルエンザ(H5N1)	J09
重症急性呼吸器症候群[SARS] (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	U04

別表第4

公的医療保険制度の定義

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)
- (2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)
- (6) 船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)

別表第9

先進医療の範囲

1 先進医療とは、つぎのすべてをみたすものをいう。

- (1) つぎに掲げる法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいう。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。
 - ア 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)
 - イ 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
 - ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)
 - エ 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)
 - オ 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)
 - カ 船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)
- (2) 療養を受けた日現在において、(1)中のアからキまでに掲げる法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養以外の療養

2 「療養」とは、診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表第10

共済金額を制限する職業

終身医療プラン(2019)ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ、三大疾病タイプおよび女性疾病タイプにおける共済金額を制限する職業とは、下表の①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方から⑨その他この会が指定する職業に従事される方までをいいます。

また、終身生命プラン(2019)基本タイプおよび介護タイプにおける共済金額の限度は下表の「基本契約共済金額」および「災害特約共済金額・災害死亡特約共済金額の合計額」のとおりです。

職業名	基本契約共済金額	災害特約共済金額・災害死亡特約共済金額の合計額
①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方	500万円	500万円
②潜水・潜函・サルベージ等に従事される方	500万円	500万円
③警察官・海上保安官その他これに類する方	2,000万円	500万円
④自衛官(防衛大学校生を含む。)の方	2,000万円	500万円
⑤坑内・隧道内作業に従事される方	500万円	500万円
⑥近海または遠洋漁業の船舶乗組員の方	500万円	500万円
⑦1,000トン未満の船舶乗組員の方	500万円	500万円
⑧ハイヤー・タクシー運転手の方	2,000万円	2,000万円
⑨その他この会が指定する職業に従事される方	500万円	この会の指定する額

各共済金等請求の提出書類

1 各共済金等請求の提出書類はつぎのとおりです。

○印のある書類を提出してください。

【各共済金等請求の提出書類】

提出書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	その他の必要書類
共済契約証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共済金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
解約返戻金請求書またはその他の返戻金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
死亡診断書(死体検査書)																
後遺障害診断書																
入院・通院・手術等を証明する医師の診断書																
この会所定の診断書																
不慮の事故等である証明書																
被共済者および共済金受取人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)																
共済契約者の印鑑証明書(届出印のないとき)																
費用を支払ったことを示す領収書																
最終の掛金払込みを証明するもの																
○印のある書類を提出してください。																

【共済掛金の払込免除の請求】

- (1) 共済契約証書
- (2) 掛金払込免除請求書
- (3) 後遺障害診断書(別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態のとき)
- (4) 不慮の事故である証明書
- (5) 届出印のないときは印鑑登録証明書
- (6) 最終の掛金払込を証明するもの

2 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、【各共済金等請求の提出書類】および【共済掛金の払込免除の請求】に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。

- (1) 共済契約者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し(世帯全員のもの)
- (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

3 この会は、各共済金等請求・共済金払込免除の請求および代理請求の提出書類の一部の省略を認めることができます。

4 【各共済金等請求の提出書類】の(4)、(5)および(6)ならびに【共済掛金の払込免除の請求】の(3)の(ア)および(イ)に規定する「診断書」とは、この会が定める書式によるものに限りります。

5 施術所に入所または通所した場合の提出書類は、それぞれつぎの(1)または(2)に規定する書類を医師の診断書に代えることができます。

- (1) 入所したとき
柔道整復師の施術証明書および医師の同意書
- (2) 通所したとき
柔道整復師の施術証明書

6 【各共済金等請求の提出書類】の(8)に規定する「不慮の事故等である証明書」および【共済掛金の払込免除の請求】の(4)に規定する「不慮の事故等である証明書」とは、つぎの(1)から(6)までのものをいいます。

(1)	交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2)	エレベーター・エスカレーターの事故、建物の倒壊、物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3)	労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し
(4)	公務上の災害による場合	公務災害認定申請書および公務災害認定書の写し
(5)	上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6)	その他	上記(1)から(5)までに準ずる不慮の事故等を証明する書類

定期生命プラン(2019) 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、個人長期生命共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。定期生命プラン(2019)の共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願ひいたします。

この契約規定は2019年8月1日以後に発効する共済契約から適用します。

趣 旨

被共済者が共済期間中に疾病あるいは不慮の事故等により死亡した場合を中心に、所定の共済金等をお支払いすることを主な内容としたものです。

I 一般条項

第1章 共済契約の締結

1. 共済契約の締結

定期生命プラン(2019)の共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

2. 定 義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用 語	定 義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「この会」といいます。)と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等(いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。)を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに從来の契約に代えて、新たなる共済契約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故(支払事由)	共済金等が支払われる事由をいいます。
身体障害・重度障害	「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。「重度障害」とは、同表の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他この会が認めるものをいいます。なお、「重度障害」および「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)。(以下「施行規則」といいます。)第14条(障害等級等)に準じて行います。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故およびこの会所定の感染症をいいます。

他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持するこれが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済契約の種類	この会が定める基本契約および特約により分類されるプランをいいます。
共済金額を制限する職業	別表第11「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用して方法であつて、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務府・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
契約者割りもどし金	個人長期生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剩余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
特則	この契約規定の「一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
更改	共済契約者が共済期間の途中で共済契約を解約すると同時に、被共済者を同じくする共済契約を新たに申込み、解約日の翌日を発効日とする共済契約を締結することをいいます。

3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

4. 被共済者の範囲

- (1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日または更新日において共済契約者の続柄がつぎの範囲内にある人です。
 - ① 共済契約者本人
 - ② 共済契約者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)
 - ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母(継父母を含みます。以下、この項目において同じです。)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
 - ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
- (2) (1)に規定する被共済者となることができる年齢は、つぎのとおりです。
 - ① 共済契約の発効日において満0歳以上満71歳未満
 - ② 共済契約の更新日において満79歳未満
- (3) 共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。
 - ① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわざ師その他これらに類する職業
 - ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
 - ③ その他この会が指定する職業

5. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者と同一である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑥のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑥の順序により、②から⑥までの間にあっては、それぞれの項目中の順序によります。
 - ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、兄弟姉妹

祖父母および兄弟姉妹

- ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。

(4) (1)および(2)の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、この会所定の書類により被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができません。

- ① (2)に規定する死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき
- ② (2)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき
- ③ この会が認める金融機関等の債権保全のとき
- ④ その他特にこの会が認めるとき

(5) (4)の規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、つぎの

①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

- ① 共済契約を更新したとき
- ② 共済契約を更改したとき
- ③ 共済金額を減額したとき
- ④ 特約を解約したとき

(6) (4)の書類がこの会に到達し、この会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類がこの会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この会は共済金を支払いません。

(7) (4)および(5)の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たに死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(2)に規定する順位および順序によります。

6. 指定代理請求人

(1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。

(2) 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。

- ① 共済契約者の配偶者
- ② 共済契約者の直系血族
- ③ 共済契約者の兄弟姉妹
- ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

- ① 共済契約を更新したとき
- ② 共済契約を更改したとき
- ③ 共済金額を減額したとき
- ④ 特約を解約したとき

7. 共済契約のタイプ

(1) 共済契約の申込みをしようとする人(以下「共済契約申込者」といいます。)は、共済契約締結の際、定期生命プラン(2019)により契約します。

(2) この契約規定による共済契約は、死亡共済金または重度障害共済金を支払います。

8. 共済契約の申込みと成立

(1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、この会に提出してください。

- ① 共済契約の種類
- ② 生命基本契約共済金額
- ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
- ④ 共済期間

⑤ 共済掛金額

⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所

⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所

⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約との続柄

⑨ 申込日

⑩ その他この会が必要と認めた事項

(2) (1)の場合には、共済契約申込者は被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に関するある重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等(以下「他の契約等」といいます。)に関する告知を求めた事項(以下「質問事項」といいます。)について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。

(4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。

(5) 共済契約申込者は共済契約者(以下「共済契約者等」といいます。)は、「XI インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込みおよび共済契約の保全(「XI インターネット特則条項」における「3. 共済契約の保全」)に規定する事項をいいます。以下同じです。)の手続をすることができます(以下「インターネット扱い」といいます。)

(6) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額(以下「初回掛金」といいます。)を、共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければなりません。

(7) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

① この会が初回掛金を受け取った日の翌日

② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日

③ 初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日

(8) (7)に規定する日を共済契約の発効日とします。

(9) (7)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければなりません。

(10) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。

(11) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

9. 共済契約の申込みの撤回等

(1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

(2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につぎの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。

① 共済契約の種類

② 申込日

③ 共済契約者の氏名および住所

④ 被共済者の氏名

(3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

10. 共済期間

(1) 共済期間は、共済契約の発効日または更新日から2年以上の範囲で1年単位とし、最長で共済契約の発効日または更新日から被共済者の年齢が満80歳に達する日の直後に到来する共済契約の発効日または更新日の年応当日の前日までとします。

(2) (1)の共済期間を被共済者の年齢によって指定する場合は、指定した被共済者の年齢に達する日の直後に到来する年応当日の前日を共済期間の満了日とします(以下「年齢満了日」とい

ます。)。

(3) 生命基本契約に付帯される特約の共済期間は、生命基本契約と同一とします。

11. 共済契約の更新

(1) この会は、共済期間が満了する定期生命プラン(2019)について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一の共済金額および共済期間で、共済期間の満了日の翌日(この日を「更新日」とします。)に更新します。

ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、更新の申し出をしていただきます。

① 共済掛金の払込方法を一時払とする共済契約を更新するとき

② 共済期間を年齢満了日で定めた共済契約を更新するとき

(2) (1)の規定にかかわらず、更新日において、被共済者が「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であるときは共済契約の更新はできません。

(3) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適切ないと判断されるつぎの①から⑤までのいずれかに該当する事由があるときは、この会は、共済契約の更新を拒むことができます。

① 被共済者が医学的な観点からみて不必要な治療を繰り返しているとき。

② 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき。

③ 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき。

④ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に対して共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)を支払わせることを目的として、共済事故が発生させ、または発生させようとしたとき。

⑤ その他、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき。

(4) (1)の規定にかかわらず、この会は、つぎの場合には、それぞれに規定する内容への変更を行い、共済契約を更新します。

① 更新後の共済契約の満了日時点での被共済者の年齢が満78歳をこえるときは、80歳から更新時点の満年齢を差し引いた年数を共済期間とします。

② 契約規定に改正があったときは、更新日における改正後の契約規定にとづく共済契約となります。

(5) 共済契約者が、更新時において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければなりません。

① 共済契約の種類

② 基本契約共済金額

③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項

④ 共済期間

⑤ 共済掛金額

⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所

⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所

⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄

⑨ 申込日

⑩ その他この会が必要と認めた事項

(6) (5)の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(7) 共済契約者は、(5)および(6)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会が指定する書類を提出しなければなりません。

(8) この会は、(5)の申し出を承認したときには、その内容で更新し、承認しないときには、変更の申し出はなかったものとみなします。

(9) (1)から(8)までの規定にとづき、この会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」といい、更新日時点の満年齢により共済掛金額を計算します。

(10) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まれなければなりません。

ただし、この会は、払込方法を一時払以外とする更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日の前日の属する月の末日とすることがあります。

また、この会が特に認めた場合には、払込方法を一時払とする更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日から1か月以内の日とすることができます。

(11) この会は、払込方法を一時払以外とする更新契約の初回掛金の払込みについて、(10)に規定する初回掛金の払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。

(12) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難

であると、この会が認める場合には、この会は、(11)に規定する払込猶予期間を延長することができます。なお、この場合には、共済掛金の払込方法を一時払とする更新契約についても、初回掛金の払込猶予期間を設けることができます。

(13) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとします。

① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。

② (10)および(11)に規定する払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなったとき。

(14) この会は、(1)から(12)までの規定にとづき共済契約の更新が行われた場合には、共済契約証書の交付により共済契約者に通知します。ただし、(2)または(3)により更新ができない場合および(8)にとづきこの会が共済契約の変更を承認しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。

第2章 共済金額

1. 生命基本契約共済金額

(1) 生命基本契約にかかる共済金額(以下「生命基本契約共済金額」といいます。)の限度は、被共済者1人につき3,000万円とします。

(2) このプランに加入することにより、当該被共済者にかかる生命基本契約共済金額が、別表第11「共済金額を制限する職業」の職業・状態ごとに定められた限度をこえる場合には、このプランに加入することはできません。

また、更新時に共済金額を変更する場合において、当該被共済者にかかる生命基本契約共済金額が、別表第11「共済金額を制限する職業」の限度および満了した契約の生命基本契約共済金額をこえるときは、共済金額を変更して更新することはできません。

(3) (1)および(2)の共済金額には、つぎのアからオの共済契約の共済金額を通算します。

ア セイめい共済 (個人長期生命共済事業規約: 2000年5月31日以前発効)

イ セイめい共済 (個人長期生命共済事業規約: 2000年6月1日以降2006年4月30日以前発効)

ウ 定期生命プラン総合タイプ (個人長期生命共済事業規約: 2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効)

エ 定期生命プラン(2019) (個人長期生命共済事業規約: 2019年8月1日以降発効)

オ 定期生命300 (個人長期生命共済事業規約)

1. 共済金の支払い

各共済金の支払いはつぎのとおりです。

(1) 共済金の種類、支払事由、共済金の額および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)

共済金の種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき (1) 死亡共済金 死亡したとき (2) 重度障害共済金 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となつたとき	生命基本契約共済金額	つぎのいずれかに該当したとき (1) 死亡共済金 ① 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ③ 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④ 共済契約者が故意に被共済者を死亡させたとき。(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) (2) 重度障害共済金 ① 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺行為により重度障害となつたとき ② 被共済者の故意(自殺行為を除きます。)により重度障害となつたとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となつたとき ④ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害させたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) ⑤ 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となつた傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき ⑥ この会が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となつた傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき。

2. ご注意

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の共済金額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この章の規定を適用します。

第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

(1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。

(2) この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、この会の指定する医師または歯科医師の診断を求めるできます。

(3) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。
ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するため必要な事項の調査(以下「必要な調査」といいます。)を要する場合において、この会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこ

の会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

(4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときには、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、①から⑧に規定する期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	90日
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日
⑤	弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他の法令にもとづく照会が必要なとき	
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	180日
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

(5) この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかつたとき(必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。)
② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかつたとき(必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。)
(6) この会は、共済金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りどし金(以下「諸返戻金等」といいます。)の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から⑧のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。
① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたとき。
② 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。
③ その他①および②に準じる状態であるとこの会が認めたとき。

(2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

(3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から⑧のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。
① 指定代理請求人が共済金等請求時に第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。
② 指定代理請求人が指定されていないとき(指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)
③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき(なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。)
(4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいず

れかの人であることを要します。

- ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者
- ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。
 - ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) この会は、(1)から(5)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

第5章 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一時払とします(以下、それぞれの払込方法による契約を「月払契約」「半年払契約」「年払契約」または「一時払契約」といいます)。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まれなければなりません。
- (3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間(以下「共済掛金期間」といいます。)に対応する共済掛金とします。
- (4) この会は、(2)の規定にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日(以下「払込期日」といいます。)まですることができます。
- (5) 特約の共済掛金の払込方法は、生命基本契約と同一とし、特約の共済掛金は生命基本契約の共済掛金と同時に払い込まれなければなりません。
- (6) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

2. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まれなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、「FX掛金口座振替特則条項」に規定する掛け口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替」といいます。)ができます。
- (3) 共済契約者等は、「FXクレジットカード払特則条項」に規定するクレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により、払い込むこと(以下「クレジットカード扱」といいます。)ができます。

第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(1)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

2. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日または更新日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと(以下「共済金の差額支払い」といいます。)ができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まれなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

3. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約または特約は無効とします。
 - ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
 - ② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。
 - ③ 生命基本契約または特約の共済金額が、「第2章 共済金額」に規定する最高限度をこえているときは、そのえた部分の共済金額に対応する共済契約。
 - ④ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
 - ⑤ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) この会は、(1)の規定により、共済契約または特約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

4. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約または特約を解約することができます。ただし、生命基本契約においては満期共済金(累加死亡共済金または累加重度障害共済金を含みます。以下、この項目において同じです。)のみ解約することができます。
- (2) 解約する場合には、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する申込み時の印(以下「届出印」といいます。)を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日(以下この日を「解約日」といいます。)の翌日の午前零時から生じます。
- (4) (1)から(3)までの規定により、特約のみ解約した場合または満期共済金のみ解約した場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人(以下「債権者等」といいます。)が共済契約を解約する場合には、この会が定める方法により書面にて行ってください。
- (2) 「4. 共済契約の解約」の規定にかかわらず、(1)の規定による解約は、解約の通知がこの会に到達した時から1ヶ月を経過した日に効力が生じることします。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこの会に到達した日に解約の効力が生じたとすればこの会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、この会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。

- ① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
- ② 共済契約者でないこと

(4) (1)の解約の通知がこの会に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が生じ、この会が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

6. 重大事由による共済契約の解除

- (1) この会は、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
 - ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - ② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不正に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
- (3) ①から④までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この会は、(1)の①から⑤に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金(死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。)を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

7. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約を変更して更新(第1章「1. 共済契約の更新」(5)から(8)までの規定による更新)した当時(以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。)、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約を解除することができません。
 - ① 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかつたとき。
 - ② この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人(この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。)が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
 - ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日(更新時に契約内容の変更があった場合には更新日)から2年以内に共済事故が生じなかつたとき。ただし、発効日または更新日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないとを除きます。
 - ⑤ この会が解除の原因を知つたときから解除権を1か月間行使しなかつたとき。
 - ⑥ この会が共済契約の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済

者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となつた事実によらなかったことを証明した場合を除きます。

(5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

8. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約(その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目ならびに「1.2. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。)を解除することを求めるることができます。
 - ① 共済契約者または共済金受取人に、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があつたとき。
 - ② 共済契約者または共済金受取人が、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。
 - ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他のこの会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事項に著しい変更があつたとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)に規定する解除請求があつたときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、この会の定める方法により、この会に対し共済契約を解除することを求めることができます。
- (4) この会は、(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

9. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となつたときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

10. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い

- (1) 基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に各特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。
- (2) 各特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。ただし、この会が特に認めた場合に限り、当該特約のみ無効、解約、解除または消滅するものとして、取り扱うことができます。

11. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸戻戻金等の返還を請求します。

12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

- (1) この会は、「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」または「8. 被共済者による共済契約の解除請求」の規定により共済契約が解約または解除された場合において、返戻金として解約返戻金または解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- (2) この会は、「4. 共済契約の解約」の規定により、特約のみ解約した場合には、返戻金として特約のみ解約する場合の解約返戻金を共済契約者に払い戻します。
- (3) この会は、第8章「6. 共済金額の減額」の規定により、共済契約の共済金額が減額された場合において、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金を共済契約者に払い戻します。
- (4) (1)の規定にかかわらず、この会は、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当

共済契約を解除した場合において、「6. 重大事由による共済契約の解除」(2)の規定により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

13. 消滅の場合の返戻金の払戻

(1) この会は、「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が消滅し、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)(1)の①から③のいずれかに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として責任準備金相当額を共済契約者に払い戻し、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)(1)の④に該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

また、共済契約が消滅し、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の二つ以上に該当することによって、死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(2) (1)の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第3章「1. 共済金の支払い」

(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の共済金等を支払う場合の規定により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、この会は、未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

14. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

(1) この会は、第6章「2. 共済契約の失効」ならびにこの章の「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」「9. 共済契約の消滅」「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」または「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。

(2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

(3) (1)および(2)の場合において、この会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

第8章 共済契約の変更

1. 共済契約による権利義務の承継

(1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。

(2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合(被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。)には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)の規定による承継がなされなかつときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。

(5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。

(6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合はまたはその所在が不明である場合には、この会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。

(7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとします。

(8) 共済契約者が死亡してから6か月以内に(2)から(4)までの規定による承継の手続がなされなかつた場合には、その共済契約(更新された場合は更新後の共済契約)は、当該6か月を経過

した日の午前零時に消滅します。この場合、この会は、相続人に解約返戻金相当額を支払います。(9) (1)から(4)までの規定により共済契約者になる人は、この会の会員である組合員とならなければなりません。

2. 生年月日および性別の誤りの取扱い

(1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

(2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

3. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- (4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

4. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)①および(2)②に規定する共済契約者との続柄に該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知してください。

5. 共済掛金の払込方法の変更

(1) 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払、半年払および年払について、その払込方法を変更することができます。

(2) この変更を行う場合、共済契約者は、この会の所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて提出してください。

(3) この変更の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日または更新日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更して扱います。

6. 共済金額の減額

(1) 共済契約者は、生命基本契約の共済金額または特約の共済金額を減額することができます。ただし、生命基本契約の場合は、死亡・重度障害共済金額のみの減額および満期共済金額のみの減額(累積死亡・累積重度障害共済金額の満期共済金額と同額の減額を含みます。以下、項目において同じです。)もできるものとします。

(2) この会は、つぎのいずれかに該当する場合は、それぞれに規定する内容で生命基本契約の共済金額の減額または特約の共済金額の減額を行うものとします。

- ① 死亡・重度障害共済金額が減額された場合で、かつ「II 満期共済金条項」の「1. 満期共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、当該規定をみたすよう満期共済金額も減額されます。
- ② 死亡・重度障害共済金額が減額される場合で、かつ「III 災害特約共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、当該規定をみたすよう災害特約共済金額も減額されます。
- ③ 死亡・重度障害共済金額が減額される場合で、かつ「IV 災害死亡特約共済金額」の「2. 災害死亡特約共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、当該規定をみたすよう災害死亡特約も減額されます。
- ④ (1)および(2)の規定による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載するものとします。
- ⑤ (1)から(3)までの規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、生命基本契約および各特約ごとにこの会が別に定めます。
- ⑥ (1)から(4)までの規定による共済金額の減額の効力は、(3)の減額の日または(3)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日(以下この項目において「減額日」といいます。)の翌日の午前零時から生じます。
- ⑦ (1)から(5)までの規定により共済金額を減額する場合には、この会は、その減額した分の

共済金額に対応する生命基本契約または特約について、第7章「4. 共済契約の解約」の規定による生命基本契約または特約の解約が行われたものとみなします。

(7) (1)から(6)までの規定により共済金額を減額した場合において、減額後の共済契約について、払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日直後に到来する払込方法別応当日から適用します。

(8) (1)および(2)の規定にかかわらず、減額後の共済金額が、この会が定める額の範囲外になるときは、減額することができません。

(9) (1)から(8)までの規定により、共済金額の減額を行った場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

第9章 契約者割りもどし金

1. 契約者割りもどし金

(1) この会は、別に定める基準により、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割り当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

- ① 当該事業年度末に有効な共済契約
- ② 当該事業年度中に満期をむかえた共済契約

(2) この会は、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。

(3) この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または第6章「2. 共済契約の失効」ならびに第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」および「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が失効、解約、解除、消滅または満了したときは、この会の定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。

(4) (2)により据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中において請求する場合は、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。

第10章 雜 則

1. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 期間の計算

(1) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。

(2) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。

(3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

3. 時 効

(1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。

(2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を払い戻す義務を免れます。

(3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。

(4) 共済契約者は、この会が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れます。

4. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

5. 戦争その他の非常な出来事の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

6. 生死不明の場合

(1) この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。

- ① 被共済者が失踪宣告をうけたとき
- ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払うことができます。
 - ア 航空機の危難の場合 30日
 - イ 船舶の危難の場合 3か月
 - ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

(2) (1)の規定により、この会が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければなりません。

(3) (1)の規定により、共済金受取人が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を受ける場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、この会に提出してください。

7. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

8. 身体障害等級別支払割合表の変更

(1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において効力がある障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

9. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金受取人に対するこの会の通知は、つぎの住所に発すれば足りるものとします。

- (1) 共済契約の申込みまたは更新のときに共済契約申込書に記載された住所
- (2) 第8章「3. 氏名または住所の変更」により通知があったときは、その住所

10. 定めのない事項の取扱い

この契約規定で規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

II 満期共済金条項

1. 満期共済金額

このプランの満期共済金額の限度は、基本契約共済金額または500万円のいずれか小さい額と同額とします。

2. 満期共済金条項による共済金の支払い

(1) 満期共済金を付帯した場合には、「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」に加えてつぎの共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
満期共済金	被共済者が共済期間満了まで生存しているとき	満期共済金額	—
累加死亡共済金および重度障害共済金	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡したとき ② 生命基本契約の発効日または更新日から死亡日(または重度障害となった日)までに積み立てられた積立金の額	満期共済金を支払うために、発効日(または更新日)から死亡日(または重度障害となった日)までに積み立てられた積立金の額	「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)と同様です。

(2) 「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)(1)の①から④までに該当した場合について、この累加死亡共済金についても、「I 一般条項」における第7章「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」と同様の取扱いとなります。

III 災害特約条項

1. 災害特約の締結の要件

災害特約は、その申込みが、生命基本契約に付帯してなされた場合に限り締結します。

2. 災害特約共済金額

- (1) 災害特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき2,000万円または生命基本契約の死亡・重度障害共済金額のうち、いずれか小さい金額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が災害特約申込みの当時または更新時の変更申込みの当時に別表第11「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合の最高限度は、同表に規定する金額とします。
- (3) 災害特約共済金額は(1)および(2)に定める最高限度内で、つぎのいずれも満たさなければなりません。
 - ① 災害特約と災害死亡特約を同時に付帯する場合には、災害特約共済金額と災害死亡特約共済金額の合計額が、死亡・重度障害共済金額以下となること。
 - ② 個人長期生命共済事業規約にもとづく共済契約と、この会の実施する終身生命共済事業規約にもとづく共済契約を重複して締結する場合には、個人長期生命共済事業規約にもとづく災害特約共済金額と終身生命共済事業規約にもとづく災害特約共済金額を合計した額が、2,000万円以下となること

3. 災害特約の共済金の支払い

共済金の種類	共済金を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
災害死亡共済金および重度障害共済金(災害特約)	つぎのいずれかに該当したとき (1) 災害死亡共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき。 (2) 障害共済金 被共渌者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になったとき。	(1) 災害死亡共済金 災害特約共済金額 (2) 障害共済金 災害特約共済金額 に、障害の程度に応じ、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する支払割合を乗じた金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の故意または重大な過失 ③ 被共済者の犯罪行為 ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔 ⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑧ 原因がいかなる場合でも、頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの ⑨ 障害共済金(重度障害の状態となり支払われる場合に限ります)を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき。 ⑩ 灾害死亡共済金の支払後に障害共済金(重度障害の状態となり支払われる場合に限ります)の支払請求が行われたとき。

4. ご注意

- (1) 不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額、被共済者が死亡した日における災害特約共済金額または被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額とします。
- (2) 障害共済金
 - ① すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関するこの会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。
 - ② 共済期間中に身体障害の状態となっていない状態であっても、この会が別に定める場合には、共済期間中に身体障害の状態となつたものとみなします。
- (3) 灾害特約共済金の支払いの限度

同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金の支払額は、通算して災害特約共済金額を限度とします。
- (4) 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故等により傷害をこうむり、災害特約の共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかつた場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

 - ① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
 - ② 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
 - ③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかつたことまたは共済契約もしくは共済金受取人が治療させなかつたこと
- (5) 事故発生のときの通知義務

被共済者について、不慮の事故等による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅延した場合または行わなかつた場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができる認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。
- (6) 地震その他の天災の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、災害特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て災害特約の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減することができます。

IV 災害死亡特約条項

1. 災害死亡特約の締結の要件

災害死亡特約は、その申込みが、生命基本契約に付帯してなされた場合に限り締結します。

2. 災害死亡特約共済金額

- (1) 災害死亡特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき3,000万円または生命基本契約の死亡・重度障害共済金額のうち、いずれか小さい金額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が災害死亡特約申込みの当時または更新時の変更申込みの当時に別表第1「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合の最高限度は、同表に規定する金額とします。
- (3) 災害特約に災害死亡特約を同時に付帯する場合には、災害死亡特約共済金額は(1)および(2)に定める最高限度内で、災害特約共済金額と災害死亡特約共済金額の合計額が、死亡・重度障害共済金額以下となることを要します。

3. 災害死亡特約の共済金の支払い

共済金の種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
災害死亡共済金および障害共済金 災害死亡特約)	つぎのいずれかに該当したとき (1) 災害死亡共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき。 (2) 障害共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障害となつたとき。	災害死亡特約共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の故意または重大な過失 ③ 被共済者の犯罪行為 ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔 ⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑧ 原因がかかる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの ⑨ 障害共済金(重度障害の状態となり支払われる場合に限ります)を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき。 ⑩ 灾害死亡共済金の支払後に障害共済金(重度障害の状態となり支払われる場合に限ります)の支払請求が行われたとき。

4. ご注意

- (1) 不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害死亡特約共済金額と、被共済者が死亡した日における災害死亡特約共済金額または重度障害となつた日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額とします。

(2) 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故等により傷害をこうむり、災害死亡特約の共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となつたときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

- ① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
- ② 当該事故のうちにその原因となつた事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
- ③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかつたことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかつたこと

(3) 事故発生のときの通知義務

被共済者について、不慮の事故等による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅延した場合または行わなかつた場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

(4) 地震その他の天災の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、災害死亡特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て災害死亡特約の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

V 転換特則 I 条項

1. 転換特則 I の適用

- (1) この特則は、すでにこの会の実施する団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約(以下、この特則条項において「団体生命共済契約」といいます。)および新団体年金共済事業規約にもとづく共済契約(以下、この特則条項において「新団体年金共済契約」といいます。)のいずれも締結している場合において、共済契約者の退職により団体生命共済契約を継続できないとき等に、新団体年金共済契約を同事業規約の共済契約転換特則による被転換契約として、この契約規定により被共済者を同一とする共済契約を締結する場合(以下、この特則条項において「契約転換」といいます。)に適用します。
- (2) この特則条項において、新団体年金共済事業規約にもとづく被転換契約を、以下、この特則条項において「転換前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、契約転換により締結された共済契約のうち、この特則条項が付帯された共済契約を、以下「転換後契約」といいます。
- (4) (3)により転換後契約とする定期生命プラン(2019)には、災害特約および災害死亡特約は付帯できません。
- (5) この特則条項において、転換後契約の発効日を、以下「転換日」といいます。

2. 転換特則 I の締結

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者になる人の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、転換日において、共済契約者および被共済者の続柄が「一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となつてある共済契約は、契約転換をすることはできません。
- (3) 共済契約者がこの特則による扱いの申し出をする場合は、この会が定める方法による申し出をしなければなりません。

3. 転換特則 I による転換後契約の共済金額

この特則により転換することのできる転換後契約のプランごとの共済金額は、別に定めます。

4. 転換特則 I を付帯した共済契約の払込方法

この特則を付帯した共済契約の共済掛金の払込方法は、一時払とします。

5. 転換後契約の死亡共済金の支払い

「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の共済金の額の規定にかかわらず、被共済者が、転換日においてすでに発病していた疾病またはすでに発生していた不慮の事故その他の外因を原因として、転換日から2年以内に死亡した場合において、団体生命共済契約の発効日から起算した転換日までの期間(以下「経過期間」といいます。)がつぎの(1)から(3)のいずれかに該当するときは、死亡共済金の額はそれぞれに規定する金額とします。

- (1) 経過期間が1年未満であるとき
生命基本契約共済金額の100分の50に相当する金額
- (2) 経過期間が1年以上3年未満であるとき
生命基本契約共済金額の100分の60に相当する金額
- (3) 経過期間が3年以上5年未満であるとき
生命基本契約共済金額の100分の70に相当する金額

6. 転換後契約の重度障害共済金の支払い

- (1) 「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の共済金の額の規定にかかわらず、被共済者が、転換日前に生じた傷害または発病した疾病を原因として、転換後契約の共済期間中に重度障害となつた場合には、その重度障害は、転換日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因とした重度障害とみなします。
- (2) 転換日から2年以内に、(1)で規定する重度障害となつた場合で、経過期間がつぎの①から③のいずれかに該当するときは、重度障害共済金の額はそれぞれに規定する金額とします。

- ① 経過期間が1年未満であるとき
生命基本契約共済金額の100分の50に相当する金額
- ② 経過期間が1年以上3年未満であるとき
生命基本契約共済金額の100分の60に相当する金額
- ③ 経過期間が3年以上5年未満であるとき
生命基本契約共済金額の100分の70に相当する金額

7. 転換後契約における死亡共済金受取人

転換前契約において死亡共済金受取人が指定または変更されていた場合には、契約転換により共済金額が変更されたときを含めて、転換後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

8. 転換前契約が終了した場合の取扱い

この会は、転換前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該転換後契約は無効とし、契約転換はなされなかったものとして取り扱います。

VI 移行特則条項

1. 移行特則の適用

- (1) この特則は、すでに締結されているこの会の実施することも定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約において、共済契約者の退職により共済契約を同一の内容で継続することができない場合などに、この契約規定により被共済者を同一人とする共済契約を締結するとき(以下、この条項において「移行」といいます)に適用します。
- (2) この特則条項において、(1)の子ども定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約を、以下「移行前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、移行により締結された共済契約を、以下「移行後契約」といいます。

2. 移行特則の締結

- (1) この特則は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合であり、かつ、共済契約者から申し出があった場合に限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
 - ① 団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約(以下「団体生命共済契約」といいます。)の共済期間中に共済契約者が退職したとき。
 - ② 団体生命共済契約において、団体の共済契約者の人数が減少することにより、共済契約が解除されたとき。
 - ③ こども定期生命共済事業規約にもとづく共済契約および団体生命共済契約の被共済者(ただし、共済契約者と生計を一にする共済契約者の子または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者の子に限ります。)の年齢が、これらの事業規約で定める被共済者の範囲外となつたとき。
 - ④ 個人定期生命共済事業規約にもとづく共済契約の満了時において、その共済契約を更新しないとき、または共済期間の中途において、その共済契約を解約するとき。
 - ⑤ その他、この会が定める事由によるとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、特則の締結はできません。
 - ① 被契約者が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっているとき。
 - ② 移行前契約の継続期間が2年未満のとき。

3. 移行特則を付帯した共済契約の申込み

この特則を付帯した共済契約の申込みは、共済契約申込書に必要な事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、移行前契約が「2. 移行特則の締結」(1)のいずれかの事由により、終了する日までに原則として行わなければなりません。なお、この場合には、共済契約申込者は被共済者になる人は、この会が書面で行う被共済者の健康およびこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等に関する質問事項の回答は不要です。

4. 移行後契約の発効日

- (1) 移行後契約の発効日は、移行前契約の満期日または解約日の翌日の午前零時とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、移行後契約の発効日をこの会が定める日とすることができます。

5. 移行後契約のプランおよび共済金額

この特則により移行することのできる移行後契約は、移行前契約の特約の種類および共済金額に応じて決定されるものとし、移行することのできるプランごとの共済金額の限度は、別に定める基準によります。

6. 移行後契約の共済金の支払い

- (1) この特則を付帯した共済契約の生命基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に受傷した傷害または発病した疾病を原因として、移行後契約の共済期間中に重度障害となつた場合には、移行前契約の基本契約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の生命基本契約の発効日または更新日として取り扱います。
- (2) この特則を付帯した共済契約の生命基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に自殺または自殺行為を行った場合には、移行前契約の基本契約の発効日または更新日から1年以内にこの特則を付帯した共済契約の生命基本契約の発効日または更新日から1年以内として取り扱います。
- (3) この特則を付帯した共済契約の災害特約および災害死亡特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に死亡し、または身体障害の状態となつた場合には、その死亡または身体障害は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因とした死亡または身体障害(災害死亡特約から災害特約に移行した場合においては、重度障害に相当する身体障害に限る。)とみなします。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、この会は、移行前契約で共済金が支払われる場合には、移行後契約からは共済金を支払いません。
- (5) (1)の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の基本契約の共済金額に相当する部分にのみ適用します。
- (6) (3)の場合において、不慮の事故等または不慮の事故が発生した時点の共済金額と移行後契約の共済金額が異なるときには、共済金の支払額は、不慮の事故等もしくは不慮の事故が発生した時点の共済金額または移行後契約の共済金額のいすれか小さい金額により計算します。

7. 移行後契約の適用限度

移行前契約において、この会が障害共済金または災害障害共済金を支払った場合には、その支払額を「III 災害特約条項」における「4.ご注意」(3)の災害特約共済金の限度に算入します。

8. 移行後契約における死亡共済金受取人および指定代理請求人

移行前契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていた場合には、移行により共済金額が変更されたときを含めて、移行後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

9. 移行前契約が終了した場合の取扱い

この会は、移行前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該移行後契約は無効とし、移行はなされなかったものとして取り扱います。

VII リビングニーズ特則条項

1. リビングニーズ特則の適用

この特則は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断される場合に、定期生命プラン(2019)の死亡共済金(生命基本契約)について、将来における支払いに代えて、生前にリビングニーズ共済金として支払うためのものです。

2. リビングニーズ特則の締結および発効

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則は、その申し出が共済契約の申込みと同時のときは発効日から、申し出が共済期間中のときはその申し出の翌日から成立するものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この会は、つぎのいずれかに該当する場合には、この特則を付帯することができません。
 - ① 申し出の日から共済期間満了の日までの期間が1年以下のとき(更新することができる場合は除きます。)
 - ② 申し出の日において、付帯しようとする共済契約にもとづく共済契約者、被共済者または共済金受取人の権利が第三者の権利の目的となっており、かつ、当該第三者の同意がないとき

3. リビングニーズ共済金

(1) この会は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断され、かつ、つぎのすべてをみたす場合に、生命基本契約の死亡・重度障害共済金額(累加死亡・累加重度障害共済金額を含みます。以下この条項において同じです。)のうち、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が請求時に指定した金額(以下「指定共済金額」といいます。)にもとづきリビングニーズ共済金を支払います。

- ① リビングニーズ共済金の請求に必要な書類すべてが、この会に到着していること。
- ② リビングニーズ共済金の請求日から共済期間の満了の日まで1年をこえる期間があること(更新することができる場合は、請求日から更新後の共済期間満了の日まで1年をこえる期間があること)。
- ③ この会の共済契約で他にリビングニーズ共済金を請求する共済がある場合には、つぎのアからケまでの指定共済金額を通常した額が被共済者1人につき2,000万円以下であること。
 - ア 終身共済マインド(終身生命共済事業規約: 2004年9月30日以前発効)
 - イ 終身生命プラン(終身生命共済事業規約: 2004年10月1日以降2019年7月31日以前発効)
 - ウ 終身生命プラン(2019)(終身生命共済事業規約: 2019年8月1日以降発効)
- エ 定期生命プラン総合タイプ(個人長期生命共済事業規約: 2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効)
- オ 定期生命300(個人長期生命共済事業規約)

カ セいめい共済(個人長期生命共済事業規約: 2000年6月1日以降2006年4月30日以前発効)

キ 定期生命プラン(2019)(個人長期生命共済事業規約: 2019年8月1日以降発効)

ケ 定期医療プラン(2019)(個人長期生命共済事業規約: 2019年8月1日以降発効)

④ 生命基本契約共済金額の一部を指定共済金額に指定する場合には、指定共済金額が100万円の整数倍であり、かつ、リビングニーズ共済金を支払った後の生命基本契約共済金額が200万円以上であること。

(2) (1)に該当する場合にはこの会は、指定共済金額から、この会が定めるところにより、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する利息および共済掛金に相当する金額を差し引いた額をリビングニーズ共済金として支払います。

(3) (1)において、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が生命基本契約共済金額の全額を指定共済金額として指定した場合は、同時に累加死亡・累加重度障害共済金額も指定されたものとみなして、(2)の規定を適用します。この場合、指定共済金額は、生命基本契約共済金額に、請求日から6か月後に死亡したときに支払われるべき累加死亡共済金の額を加えた額とし、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する共済掛金は、累加死亡共済掛金および満期共済掛金を含む生命基本契約共済掛金とします。

(4) この会は、被共済者が、直接であると間接であると問わず、生命基本契約の発効日または更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となり、生命基本契約の発効日または更新日から1年以

内に共済契約者、指定代理請求人または代理請求人がリビングニーズ共済金を請求したときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

- (5) 更新契約における(4)の期間の計算は、満了した共済契約の死亡・重度障害共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日から起算します。
- (6) リビングニーズ共済金の支払は、被共済者1人につき、被共済者の一生涯にわたり1回限りとします。
- (7) この会は、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、リビングニーズ共済金を支払いません。
 - ① リビングニーズ共済金を支払う前に被共済者が死亡しているとき。
 - ② リビングニーズ共済金の支払請求前に、すでに重度障害共済金を支払っていたとき。
 - ③ リビングニーズ共済金を支払う前に、重度障害共済金の支払請求を受けたとき。
- (8) 生命基本契約共済金額(累加死亡共済金を含みます。)の全額が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、共済契約は請求日につきのばって消滅したものとみなします。
- (9) 生命基本契約共済金額の一部が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、指定共済金額に相当する生命基本契約は請求日につきのばって消滅します。
- (10) (9)において、生命基本契約の一部が消滅した場合には、消滅後の共済契約について払い込むべき共済掛金があるときは、消滅した日を含む共済掛金期間の翌期以後の共済掛金を改めることになります。
- (11) (9)において、生命基本契約の一部が消滅し、生命基本契約共済金額が減額された場合は、
 - 「I 一般条項」における「第2章 共済金額」の規定にかかわらず、共済期間の満了までの間は、満期共済金額、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額は、生命基本契約共済金額をこえることができます(災害特約と災害死亡特約の合計額が生命基本契約共済金額をこえる場合を含みます。)

4. リビングニーズ共済金を支払わない場合

この会は、つぎの(1)から(4)のいずれかにより被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となつたときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意
- (2) 被共済者の犯罪行為
- (3) 共済契約者の故意
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の故意

5. リビングニーズ共済金の請求

共済契約者、指定代理請求人または代理請求人は、リビングニーズ共済金の支払請求をするときは、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類を提出してください。当該請求書類すべてがこの会に到達した日を請求日とします。

VIII 掛金口座振替特則条項

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。)に設置されていること。
 - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替により払い込む場合の初回掛金は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(6)の規定にかかわらず、この会が初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。

(2) 第2回以後の共済掛金は、「I 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」(2)および(4)の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。

(3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

(4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約(この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。

(5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

(1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があつたときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行ふものとします。

(2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まれなければなりません。

5. 指定口座の変更等

(1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。

(2) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出で、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。

(3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

(1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなつたとき。

(2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

(3) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

IX クレジットカード払特則条項

1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払扱とする場合に適用します。

2. クレジットカード払特則の締結

(1) この特則は、共済契約締結の際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。

(2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

3. 共済掛金の受領

(1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し(以下、「有効性等の確認」といいます。)、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が初回掛金を受け取った日とみなします。

(2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に「I 一般条項」における第1章「B. 共済契約の申込みと成立」に規定する共済契約申込書が提出されないとぎには、当該共済契約について申込みがなかったものとします。

(3) この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。

① この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。

② 共済契約者がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。

(4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法

「3. 共済掛金の受領」(1)において、この会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、「I 一般条項」における第7章「3. 共済契約の無効」「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返戻または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返戻し、または払い戻します。

X インターネット特則条項

1. インターネット特則の適用

(1) この特則は、インターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用します。

2. インターネット特則の締結

(1) この特則は、共済契約の中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。

(2) 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたさなければなりません。

3. 共済契約の保全

(1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができます。

① 「I 一般条項」における第8章「3. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に定める住所の変更

② 「IX 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更

③ その他この会が認めた事項

(2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。

① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。

② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

4. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。

5. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の保全の手続を使用することが「I 一般条項」による共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。

6. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の保全の手続を終了したとき。

② 電磁的方法が不可能なとき。

XII 掛金建特則条項

1. 掛金建特則の適用

この特則は、共済掛金により共済金額を定める場合に適用します。

2. 掛金建特則の締結

(1) この特則は、共済契約を締結する際に共済契約者から申し出があったときに、この会の承諾

を得て付帯することができます(以下、この特則を付帯した共済契約を「掛金建契約」といいます)。

(2) 掛金建契約においては、満期共済金額を付帯することとします。

(3) 掛金建契約においては、共済掛金の払込方法を月払、半年払または年払とします。

3. 掛金建契約の満期共済金額

(1) 掛金建契約における満期共済金額は、払込方法に応じてこの会が定めた共済掛金額から、死亡、重度障害等の共済金に対応する共済掛金を控除した残額を満期共済金の共済掛金に充当して計算します。

(2) 満期共済金の額は1円単位で算出し、その最低限度額は1円とします。

4. 掛金建契約の更新

(1) 掛金建契約を更新する場合には、更新時における被共済者の満年齢に応じた死亡、重度障害等の共済金に対応する共済掛金額にもとづいて満期共済金を再計算します。

(2) (1)の規定により再計算した満期共済金額が100円未満となる場合には、払込方法ごとの共済掛金の額をあらためます。

5. 掛金建特則のみの解約の禁止

共済契約者は、共済期間中にこの特則のみを解約することはできません。

こくみん共済

個人長期生命共済

別 表

別表第 1	身体障害等級別支払割合表	124
	身体部位の名称	128
別表第 2	不慮の事故等の定義とその範囲	(略)
別表第 3	公的医療保険制度の定義	(略)
別表第 4	対象となる手術	(略)
別表第 5	心・脳疾患の定義	(略)
別表第 6	悪性新生物の定義	(略)
別表第 7	上皮内新生物の定義	(略)
別表第 8	女性疾患の定義	(略)
別表第 9	要介護状態の範囲	(略)
別表第 10	先進医療の範囲	(略)
別表第 11	共済金額を制限する職業	129
別表第 12	各共済金等請求の提出書類	130

別表第1

身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なさき損状態その他この会が認めるものをいいます。

2 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

(平成23年2月1日現在)

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	100%
	2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 削除	
	6両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	7両上肢の用を全廃したもの	
	8両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	9両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	100%
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの	
	5 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	
第3級	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの	90%
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5両手の手指の全部を失ったもの	
	6両眼の視力が0.06以下になったもの	
第4級	2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	80%
	3 両耳の聽力を全く失ったもの	
	4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	8両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	70%
	1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	2 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	3 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	4 1上肢の用を全廃したもの	
	5 1下肢の用を全廃したもの	
	6両足の足指の全部を失ったもの	

障害等級	身体障害	支払割合
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
	2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	3の2 1耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	
	5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
第7級	7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	50%
	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 両耳の聽力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	2の2 1耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 削除	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11両足の足指の全部の用を廃したもの	
第8級	12 外ぼうに著しい醜状を残すもの	45%
	13両側のこう丸を失ったもの	
	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	
	2 せき柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	
	4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に偽関節を残すもの	
第9級	9 1下肢に偽関節を残すもの	30%
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聽力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
第10級	6の3 1耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聽力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができ困難である程度になったもの	20%
	7 1耳の聽力を全く失ったもの	
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	

障害等級	身体障害	支払割合
第9級	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	30%
	11 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	11の2 外ぼうに相当程度の醜状を残すものの生殖器に著しい障害を残すもの	
	12 生殖器に著しい障害を残すもの	

第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	20%
	1の2 正面視で複視を残すもの	
	2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの	
	4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	5 削除	
	6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの	
	7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	

第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	15%
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 セキ柱に変形を残すもの	
	6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの	
	7 削除	
	8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	

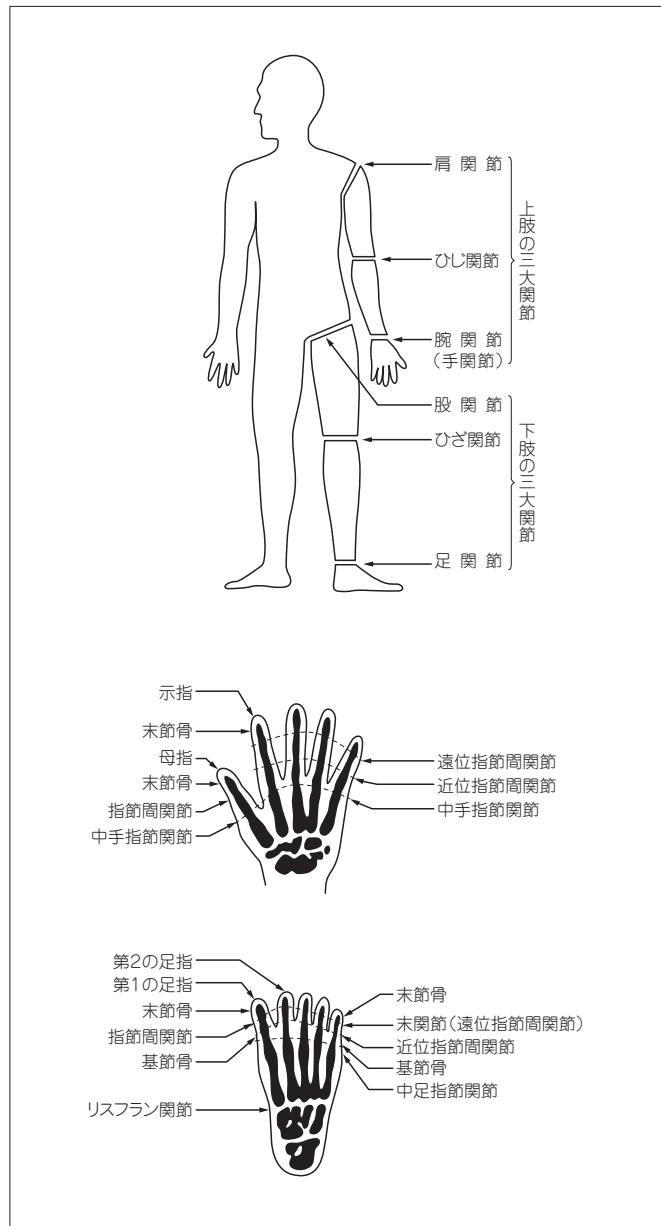
第12級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	10%
	2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	
	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すものの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8 長管骨に変形を残すもの	
	8の2 1手の小指を失ったもの	
	9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	
	10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	12 局部にがん固な神経症状を残すもの	

第13級	13 削除	7%
	1 1眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1眼に半盲症、視野狭さ又は視野変状を残すもの	
	2の2 正面視以外で複視を残すもの	
	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	
	3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	

障害等級	身体障害	支払割合
第13級	7 削除	7%
	8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	4%
	2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	3 上肢の露出面にひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	4 下肢の露出面にひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5 削除	
	6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
	8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの	

(備考)

- 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはさよう正視力について測定します。
- 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。



別表第11

共済金額を制限する職業

定期医療プラン(2019)および引受緩和型更新プランにおける共済金額を制限する職業とは、下表の①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方から⑨その他この会が指定する職業に従事される方までをいいます。

また、定期生命プラン(2019)における基本契約共済金額、災害特約および災害死亡特約の共済金額の限度は下表のとおりです。

被共済者の職業 および状態	A.次の(ア)から(イ)の基本 契約共済金額を通算した額 の限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30日以前 発効のせいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン(2019)	B.次の(ア)から(オ)の基本 契約共済金額を通算した額 の限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30日以前 発効のせいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)引受緩和型更新プラン (オ)定期生命プラン(2019)	C.次の(ア)から(エ)の災害 特約共済金額と災害死亡特 約共済金額を通算した額の 限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30日以前 発効のせいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン(2019)
① 競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方	500万円	600万円	500万円
② 潜水・潜函・サルベージ等に従事される方	500万円	600万円	500万円
③ 警察官・海上保安官その他これに類する方	1,500万円	1,600万円	500万円
④ 自衛官(防衛大学校生を含む。)の方	1,500万円	1,600万円	500万円
⑤ 坑内・隧道内作業に従事される方	500万円	600万円	500万円
⑥ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員の方	500万円	600万円	500万円
⑦ 1,000トン未満の船舶乗組員の方	500万円	600万円	500万円
⑧ ハイヤー・タクシー運転手の方	1,500万円	1,600万円	1,500万円
⑨ その他この会が指定する職業に従事される方	500万円	600万円	この会の指定する額
発効日または更新日において15歳未満の方	500万円	500万円	500万円
発効日または更新日において61歳以上の方	500万円	600万円	500万円
加入または更新時の契約変更の申込みの当時に重度障害の状態になっていた方	500万円	600万円	500万円
発効日または更新日において15歳未満でかつ加入または更新時の契約変更の申込みの当時に重度障害の状態になっていた方	200万円	200万円	200万円
上記に該当しない方	3,000万円	3,300万円	3,000万円

※ 被共済者の職業および状態について、二つ以上の項目に該当する場合は、いずれか小さい金額を適用します。

額を限度とします。

※ ①から⑨については、加入または更新時の契約変更の申込みの同時に①から⑨の職業に従事している方が該当します。

別表第12

各共済金等請求の提出書類

1 各共済金等請求の提出書類はつぎのとおりです。

○印のある書類を提出してください。

【各共済金等請求の提出書類】

提出書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	その他の必要書類
共済契約証書														
共済金請求書														
その他の返戻金請求書または解約返戻金請求書または死後診断書死体検査書														
入院通院手術等を証明する医師の診断書														
不慮の事故等である証明書戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)														
被共済受取人の印鑑証明書(届出印のないとき)														
共済金受取人の印鑑証明書(届出印のないとき)														
費用を支払ったことを示す領収書														
最終の掛金払込みを証明するもの														
その他の必要書類														

提出書類	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
共済契約証書						
共済金請求書						
この会所定の診断書						
認定等を証明する書類要介護						
共済金受取人の印鑑証明書						
その他の必要書類						

共済金の種類

リピングニーズ共済金
在宅ホスピケア共済金
急性心筋梗塞診断共済金
脳卒中診断共済金
悪性新生物診断共済金
上皮内新生物診断共済金

介護共済金 (注)	基準日	○	○	○	※	○	○
	基準日後			△	※		○
介護初期費用共済金		○	○	○	※	○	○

△ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出不要です。

※ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出してください。

(注)介護共済金の支払期間中に共済金受取人が変更された場合は、基準日における請求に準じて、共済金請求書、印鑑証明書、その他必要書類を提出していただきます。

2 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、【各共済金等請求の提出書類】に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。

- (1) 共済契約者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し(世帯全員のもの)
- (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

3 この会は、各共済金等請求および代理請求の提出書類の一部の省略を認めることができます。

4 【各共済金等請求の提出書類】の(4)、(5)、(6)、および(16)に規定する「診断書」とは、この会が定める書式によるものに限ります。

5 施術所に入所または通所した場合の提出書類は、それぞれつぎの(1)または(2)に規定する書類を医師の診断書に代えることができます。

- (1) 入所したとき
柔道整復師の施術証明書および医師の同意書
- (2) 通所したとき
柔道整復師の施術証明書

6 【各共済金等請求の提出書類】の(7)に規定する「不慮の事故等である証明書」とは、つぎの(1)から(6)に規定するものをいいます。

(1) 交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2) エレベーター・エスカレーターの事故、建造物の倒壊、物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書

(3)	労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し
(4)	公務上の災害による場合	公務災害認定申請書および公務災害認定書の写し
(5)	上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6)	その他	上記(1)から(5)までに準ずる不慮の事故等を証明する書類

7 【各共済金等請求の提出書類】の(17)に規定する「公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類」とは、つきのいずれかです。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書
- (3) 介護保険要介護更新認定・要支援更新認定結果通知書
- (4) 介護保険要介護状態区分の変更認定結果通知書

個人賠償責任共済事業 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、個人賠償責任共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。個人賠償責任共済の共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願いいたします。

この契約規定は2017年2月1日から一斉に適用します。

ただし、I 一般条項 第1章 共済契約の締結 11. 共済契約の更新(4)の規定は、2017年2月1日以後に発効する共済契約(更新契約を含みます。)から適用します。

なお、つぎの規定については、共済事故が2017年2月1日以後に発生した場合に適用します。
ア I 一般条項 第3章 基本契約共済金の支払い

趣 旨

個人賠償責任共済では、日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えて、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合を保障します。

I 一般条項

第1章 共済契約の締結

1. 共済契約の締結

個人賠償責任共済の共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

2. 定 義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用 語	定 義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「この会」といいます。)と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	この共済契約によりてん補することとされる損害を受ける人をいいます。また、「主たる被共済者」とは、共済契約証書に記載された人をいいます。
代理請求人	被共済者が共済金を請求できない場合に、共済金の代理請求をすることができる人をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに從来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に応対する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に応対する日をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故(支払事由)	共済金が支払われる事由をいいます。
法律上の損害賠償責任	民法等法律にもとづく損害賠償責任をいいます。
日本国内	日本国政府が統治権を有する領土、領空および領海をいいます。なお、領海とは、領海及び接続水域に関する法律(昭和52年5月2日法律第30号)第1条(領海の範囲)および付則に定める海域をいい、領空とは、領土および領海の上空をいいます。ただし、国内旅客定期航路事業の船舶の場合にあっては、その航路の全域を領海とみなします。国内旅客定期航空運送事業の旅客機もこれに準じます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
財物の破損	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
住宅	主たる被共済者の居住している住宅(単身赴任の場合において、この会が定める要件をみたしたときは、赴任元を含みます。)をいい、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。

病院・診療所	「病院」とは、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5(定義)第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいいます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
損害賠償請求権者	この会に対して損害賠償を直接請求できる人をいい、偶然な事故による身体の障害または財物の破損について、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務省・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
返戻金	共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分をいいます。
特則	この契約規定の「I 一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。

3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

4. 主たる被共済者

主たる被共済者は、「6. 付帯される契約との関係」に規定する付帯される契約の被共済者でなければなりません。

5. 被共済者の範囲

- 被共済者は、つぎの①から④までのいずれかに該当する人とします。ただし、責任無能力者は含みません。
 - 主たる被共済者
 - 主たる被共済者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、主たる被共済者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下、この項目において同じです。)
 - 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族
 - 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子
- (1)における主たる被共済者と主たる被共済者以外の被共済者との統柄は、損害の原因となつた事故発生におけるものをいいます。

6. 付帯される契約との関係

- 共済契約は、この会が別に定める共済契約(以下「付帯される契約」といいます。)に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- 共済契約者は付帯される契約の共済契約者と同一とします。また、主たる被共済者は、付帯される契約の被共済者と同一とします。
- 付帯される契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合の共済期間の満了日は、付帯される契約の共済期間の満了日と同一の日とします。
- 共済契約を締結した後、付帯される契約が終了した場合は、付帯される契約の終了事由を共済契約の終了事由とし、共済契約は同時に終了します。

7. 基本契約共済金の種類

基本契約によりこの会が支払う基本契約共済金の種類はつぎの①および②のとおりとします。

- 損害賠償共済金
- 賠償費用共済金

8. 共済契約の申込みと成立

(1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につきの必要事項を記載し、署名または記名押印のうえこの会に提出してください。

- ① 付帯される契約の種類
- ② 共済掛金額
- ③ 共済掛金の払込方法および払込場所
- ④ 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- ⑤ 主たる被共済者の氏名および生年月日
- ⑥ 申込日

⑦ 偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を保障する他の契約または特約(以下「他の契約等」といいます。)の有無

⑧ その他この会が必要と認めた事項

(2) (1)の場合には、共済契約申込者または主たる被共済者になる人は、共済事故の発生の可能性に關係のある重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の他の契約等に関して告知を求めた事項(以下「質問事項」といいます。)について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(3) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。

(4) 共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」といいます。)は、「IV インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全(「IV インターネット特則条項」における「6. 共済契約の保全」に規定する事項をいいます。以下同じです。)の手続をすることができます(以下「インターネット扱い」といいます。)。

(5) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額(以下「初回掛金」といいます。)を、共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければなりません。

(6) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

- ① この会が初回掛金を受け取った日の翌日
- ② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
- ③ この会が特に認める場合であり、かつ、初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日

(7) (6)に規定する日を共済契約の発効日とします。

(8) (6)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日(ただし、付帯される契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合には、この会が定める基準によりこの会が指定する期日)までにこの会に払い込まなければなりません。

(9) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金に充当します。

(10) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

9. 共済契約の申込みの撤回等

(1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

(2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につきの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。

- ① 付帯される共済契約の種類
- ② 申込日
- ③ 共済契約者等の氏名および住所
- ④ 主たる被共済者の氏名

(3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

10. 共済期間

(1) 共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とします。ただし、この会が特に必要

と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15か月未満または1か月以上1年末満とすることができます。

(2) (1)のただし書きにいう「1年をこえ15か月未満または1か月以上1年末満」の共済契約については、つぎのように規定します。

- ① 1か月以上1年末満の共済契約を「短期契約」といいます。
- ② 1年をこえ15か月未満の共済契約を「長期契約」といいます。

(3) 共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の満了する日の属する月の末日まで延長します。

11. 共済契約の更新

(1) この会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日(この日を「更新日」とします。)に更新します。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会は、契約規定の改正があったときには、更新日における改正後の契約規定による内容で、共済契約を更新します。

(3) (1)の規定にかかわらず、更新日において、付帯される契約を更新しない場合には共済契約の更新はできません。

(4) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①または②のいずれかに該当する事由があるときには、この会は、共済契約の更新を拒むことができます。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、この会に対して共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- ② その他、この会の共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人に対する信頼を損なわせる①に相当する程度の事由があると認められるとき。

(5) 共済契約者が、更新において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につきの必要事項を記載し、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければなりません。

- ① 付帯される契約の種類
- ② 共済掛金額
- ③ 共済掛金の払込方法および払込場所
- ④ 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- ⑤ 主たる被共済者の氏名および生年月日
- ⑥ 申込日
- ⑦ 他の契約等の有無
- ⑧ その他この会が必要と認めた事項

(6) (5)の場合にあっては、共済契約者または主たる被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

(7) この会は、(5)の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなします。

(8) (1)から(7)までの規定にもとづき、この会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」といいます。

(9) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設けます。

(10) (9)の規定にかかわらず、「II 掛金口座振替特則条項」に規定する掛け金口座振替特則を付帯した場合には、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3か月間とすることができます。

(11) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(9)および(10)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

(12) つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとします。

- ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
- ② (9)から(11)までに規定する払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかったとき。

(13) この会は、(1)から(11)までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知します。ただし、(3)または(4)により更新ができない場合および(7)にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。

1. 基本契約共済金額

基本契約共済金額は、損害賠償共済金および賠償費用共済金のそれぞれについて、1回の事故につき1億円とします。

第3章 基本契約共済金の支払い

1. 事故発生のときの義務について

(1) 被共済者について、「2. 基本契約共済金の支払い」に規定する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したときは、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人は、次表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、次表の「義務違反の場合の取扱い」に規定する金額を差し引いて共済金を支払います。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
	以下の金額を差し引いて共済金を支払います。
① 損害の発生または拡大の防止につとめること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② つぎのアからウを遅滞なく、この会に通知すること。 この場合において、この会が書面による通知を求めたときはこれに応じなければなりません。 ア 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびにこれらの事項について証人となる人があるときはその人の住所、氏名または名称 イ 被害者の住所、氏名、年齢および職業 ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	事故発生時の義務に違反したことによりこの会がこうむった損害の額
③ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なくこの会に通知すること。	第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額
④ 他の契約等の有無および内容(すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。)について遅滞なくこの会に通知すること。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、またはこの会が行う損害の調査に協力すること。	
⑥ 第三者に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。右欄においても同じです。)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	
⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめこの会の承諾を得ないで、その全部または一部を承諾しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を除きます。	

(2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、(1)の②または⑥の書類に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類や証拠を偽造または変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。

2. 基本契約共済金の支払い

基本契約共済金の支払いはつぎのとおりです。

基本契約共済金	共済金を支払う場合(支払事由)	共済金の額
(1) 損害賠償共済金	<p>この会は、日本国内において共済期間中に発生したつぎの①または②のいずれかに該当する偶然な事故(以下「事故」といいます。)により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、被共済者が法律上の損害賠償責任を負うことによりこうむる損害に対して、被共済者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金を損害賠償共済金として支払います。</p> <p>① 住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ② 被共済者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する事故</p>	上限1億円
(2) 賠償費用共済金	<p>事故が発生した場合において、損害賠償共済金のほか、つぎの①から⑦に該当する場合の費用の合計額について、賠償費用共済金として支払います。</p> <p>① 被共済者が「1. 事故発生のときの義務について」(1)の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち、この会が必要または有益であったと認められる費用および「1. 事故発生のときの義務について」(1)の⑥の手続のために必要な費用。</p> <p>② 被共済者が損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合、その手段を講じたことにより要した費用のうち、応急手当、護送、診療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめこの会の書面による同意を得て支出した費用。</p> <p>③ 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用。</p> <p>④ 損害賠償責任の解決について、被共済者がこの会の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。</p> <p>⑤ 損害賠償責任の解決について、被共済者が行う折衝または示談について、被共済者がこの会の要求に従い、協力するに要した費用。</p> <p>⑥ 第4章「4. この会による解決」(2)の規定により被共済者がこの会に協力するに要した費用。</p> <p>⑦ 事故による他人の身体の障害について、被共渌者が法律上の損害賠償責任を負う場合で、被共済者が臨時に支出した費用(以下「対人臨時費用」といいます。)。</p> <p>対人臨時費用は、つぎのアおよびイに該当する場合の費用とし、この会は、1回の事故により身体の障害をこうむった人1名につき、それぞれ規定する額を支払います。ただし、イについては、1回の事故につき1回とします。</p>	①～⑦合計で上限1億円
ア 身体の障害をこうむった人が右記のいずれかに該当するとき。	<p>a. 事故を直接の原因として死亡したとき。</p> <p>b. 事故を直接の原因として病院または診療所に10日以上入院したとき。</p>	<p>10万円</p> <p>2万円</p>
イ 身体の障害をこうむった人に対して被共済者が謝罪等をしたとき。		3000円

3. 基本契約共済金の計算

(1) この会が1回の事故につき支払う基本契約共済金の額は、つぎの算式により算出される額とします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ただし、基本契約共済金額を上限とします。	+	② 「2. 基本契約共済金の支払い」(2)賠償費用共済金の①から⑦に規定する費用 ただし、基本契約共済金額を上限とします。	-	③ 被共済者が損害賠償請求権者へ損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがあるときは、その価額
---	---	--	---	--

(2) この会は、(1)に規定する共済金のほか、第4章「4. この会による解決」(1)にもとづく訴訟または被共済者がこの会の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金を支払います。

4. 基本契約共済金を支払わない場合(免責事由)

(1) つぎの①から⑥までのいずれかに該当する損害賠償責任を負うことによりこうむった損害に対しては、基本契約共済金を支払いません。

- ① 被共済者がその職務に従事することに起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被共済者の職務に使用される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら被共済者の職務に使用される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被共済者と同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任
- ④ 被共済者の使用人(家事使用人として使用する人を除きます。)が、被共済者の業務に従事中にこうむった身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被共済者が損害賠償に関し、他人との間に約定を締結しているときは、その約定により加重された損害賠償責任
- ⑥ 被共済者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(2) この会は、つぎの①から⑥までのいずれかにより生じた損害に対しては、基本契約共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者またはこれらの人法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じです。)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由により発生した事故の拡大(事故の形態や規模等が大きくなることをい、延焼を含みます。)
- ⑦ 発生原因がいかなる場合でも、事故の②から⑤までの事由による拡大(事故の形態や規模等がこれらの事由より大きくなることをい、延焼を含みます。)
- ⑧ ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱

5. 他の契約等がある場合

(1) 被共済者について、他の契約等がある場合において、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額(ただし、「2. 基本契約共済金の支払い」(2)⑦に規定する対人臨時費用は除きます。以下、この項目において同じです。)をこえるときは、この会は、つぎの①または②に規定する額を基本契約共済金として支払います。

区分	限度額
① 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき	他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額
② 他の契約等から共済金または保険金が支払われたとき	「損害の額」-「他の契約等から支払われた共済金または保険金の合計額」 ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもとと低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

(1) この会に対する共済金請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行えるものとします。

(2) 被共済者または共済金を受け取るべき人は、別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。

(3) (2)の場合において、共済金を受け取るべき人が2名以上ある場合は、代表者1名を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の共済金を受け取るべき人を代表します。

(4) (3)の場合において、共済金を受け取るべき人の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が共済金を受け取るべき人の1人に対して行ったことは、他の人に対しても効力を生じます。

(5) この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人に対して、別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」に規定する請求書類以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合、または、(2)または(5)に規定する書類に事実でないことや事実と異なることを記載し、もしくはその書類や証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(7) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、損害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他のこの会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査(以下「必要な調査」といいます。)を経て、この会の指定した場所で共済金を被共済者または共済金を受け取るべき人に支払うものとします。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑥までのいずれかに該当するときは、その旨をこの会が被共済者または共済金を受け取るべき人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、つぎの①から⑥までに規定する期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を被共済者または共済金を受け取るべき人に支払います。ただし、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

①	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金を受け取るべき人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	120日
④	後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	180日
⑤	弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他の法令にもとづく照会が必要なとき	
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	必要な調査を日本国内において行うための代替的な手段がない場合で、日本国外における調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震・東海地震・東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

(8) この会が必要な調査を行うにあたり、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかつた場合を含みます。)には、これにより調査が遅延した期間について、(7)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとします。

(9) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で共済契約者に支払います。

2. 代理請求人による代理請求

(1) 被共済者が共済金を請求できないつぎの①または②に定める特別な事情がある場合には、代理請求人が別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」で定める請求書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金を請求することができます。

① 共済金の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたとき。

② その他①に準じる状態(被共済者が死亡した場合を除きます。)であるとこの会が認めたとき。

(2) (1)の共済金の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①から③までのいずれかの人であることを要します。

① 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の配偶者(法律上の配偶者に限ります。以下、この項目において同じです。)

② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金を請求できない特別な事情がある場合(なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたときをいいます。以下、③において同じです。)には、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の③親等内の親族。

③ ①および②に規定する人がいない場合、または①および②に規定する人に共済金を請求できない特別な事情がある場合には、①に規定する人以外の配偶者または②に規定する人以外の③親等内の親族。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合には、代理請求人は共済金を請求することができません。

① 被共済者の代理人に、共済金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

② 代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

③ 代理請求人が、故意または重大な過失により、被共済者を(1)の①または②の状態に該当させたとき。

(4) この会は、(1)から(3)までの規定により代理請求人からの共済金の請求に対して、共済金を支払った場合には、その後重複して共済金の請求を受けても、これを支払いません。

3. この会による援助

被共済者が第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)に規定する事故(被共済者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。)にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、この会は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、この会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

4. この会による解決

(1) この会は、被共済者が第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)に規定する事故(被共済者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。)にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被共済者がこの会の解決条件に同意している場合、またはこの会が、損害賠償請求権者から「5. 損害賠償額の請求、支払時期および支払場所」の規定にもとづく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、この会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、この会の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。以下、この項目において同じです。)を行います。ただし、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)に規定する事故の発生が共済掛金の払込猶予期間内であり、かつ、当該共済掛金が払い込まれていない場合を除きます。

(2) (1)の場合には、被共済者はこの会の求めに応じ、その遂行についてこの会に協力しなければなりません。

(3) この会は、(1)の規定にかかわらず、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合は、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続を行いません。

① 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、基本契約共済金額を明らかにこえる場合

② 損害賠償請求権者が、この会と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなくして被共済者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

5. 損害賠償額の請求、支払時期および支払場所

(1) 第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)に規定する事故により被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、この会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、この会に対して(3)に規定する損害賠償額の支払いを請求することができます。ただし、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)に規定する事故の発生が共済掛金の払込猶予期間内であり、かつ、当該共済掛金が払い込まれていない場合を除きます。

(2) この会は、つぎの①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、支払べき共済金の額(同一の事故について、すでに支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。)を限度とします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被

共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、つぎのアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合

ア 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

(3) 「4. この会による解決」およびこの項目の損害賠償額とは、つぎの算式により算出された額をいいます。

「損害賠償額」=「被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額」-「被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額」

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の損害賠償共済金の請求と競合した場合は、この会は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定にもとづきこの会が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度においてこの会が被共済者に、その被共済者のこうむる損害に対して、損害賠償共済金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(同一の事故について、すでにこの会が支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。)が基本契約共済金額をこえると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできません。この会は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。

① (2)の④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被共済者に対して、第3章「2. 基本契約共済金の支払い」(1)に規定する事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③ この会への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立したとき。

(7) (2)にかかわらず、(6)の②または③に該当する場合は、この会は、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、支払べき共済金の額(同一の事故について、すでに支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。)を限度とします。

(8) この項目の規定により、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払いを請求する場合には、別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」に規定する請求書類を提出しなければなりません。

(9) この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」に規定する請求書類以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(10) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(9)の規定に違反した場合、または、(8)または(9)に規定する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類や証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(11) (2)および(6)の①から③までのいずれかに該当する場合には、その損害賠償額の支払いおよび支払場所について、「1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所」(7)および(8)を準用します。この場合、(7)のなかで「共済金の請求」とあるのは「損害賠償額の請求」と、「共済金の額」とあるのは「損害賠償額」と、被共済者または共済金を受け取るべき人」とあるのは「損害賠償請求権者」と、(7)および(8)のなかで「共済金」とあるのは「損害賠償額」と、(8)のなかで「共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人」とあるのは「損害賠償請求権者」と読み替えます。

(12) (1)から(7)の規定による請求権は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合は、これを行使することができません。

① 「1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所」(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効により消滅した場合

6. 代位

(1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権(共同不法行為等の場合に

おける連帯債務者相互間の求償権を含みます。)を取得した場合において、この会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの会に移転します。ただし、移転するのはつぎの①または②のいずれかの額を限度とします。

① この会が損害の額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、この会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 共済契約者および被共済者は、この会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのためにこの会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、この会に協力するために必要な費用は、この会の負担とします。

7. 先取特権

(1) 損害賠償請求権者は、被共済者のこの会に対する共済金請求権(第3章「2. 基本契約共済金の支払い」に規定する費用に対する共済金請求権を除きます。以下、この項目において同じです。)について先取特権を有します。

(2) この会は、つぎの①から④までのいずれかに該当する場合に、共済金を支払うものとします。

- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償した後に、この会から被共済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、被共済者の指図により、この会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、この会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、この会が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、この会から被共済者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 共済金請求権者は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により、被共済者がこの会に対して共済金の支払いを請求できる場合を除きます。

8. 仮払金および供託金の貸付け等

(1) 第4章「3. この会による援助」または「4. この会による解決」(1)の規定によりこの会が被共済者のため援助または解決にあたる場合には、この会は、1回の事故につき、基本契約共済金額(同一の事故についてすでにこの会が支払った損害賠償共済金または「5. 損害賠償額の請求、支払時期および支払場所」(1)から(7)の規定にもとづく損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。)の範囲内で、仮処分命令にもとづく仮払金を無利息で被共済者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金をこの会の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被共済者に貸付けます。

(2) (1)の規定によりこの会が供託金を貸付ける場合には、被共済者はこの会のために供託金(利息を含みます。以下、この項目において同じです。)の取戻請求権の上に質権を設定します。

(3) (1)の貸付けまたはこの会の名による供託が行われている間においては、「5. 損害賠償額の請求、支払時期および支払場所」(2)ただし書、(7)ただし書、および第3章「3. 基本契約共済金の計算」の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った損害賠償共済金とみなして適用します。

(4) (1)の供託金が第三者に返付された場合には、その返付された供託金の限度で(1)のこの会の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が損害賠償共済金として支払われたものとみなします。

(5) 「1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所」の規定によりこの会の共済金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が損害賠償共済金として支払われたものとみなします。

第5章 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

(1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一括払とします。ただし、半年払および年払は、この会が特に必要と認めた場合に限ります。また、払込方法は、付帯される契約と同一とします。

(2) 長期契約または短期契約の共済掛金の払込方法および払い込むべき共済掛金の額については、この会が定めるとこによります。

(3) 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まれなければなりません。

(4) (3)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に応する共済掛金とします。

(5) この会は、(3)の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込方法について、払込方法別応当日の前日が属する月の末日(以下「払込期日」といいます。)までとすることができます。

(6) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

2. 共済掛金の払込場所

(1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まれなければなりません。

(2) 共済契約者は、「I. 掛金口座振替特則条項」に規定する掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替」といいます。)ができます。

(3) 共済契約者は、「III. クレジットカード払特則条項」に規定するクレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により、払い込むこと(以下「クレジットカード扱」といいます。)ができます。

第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

1. 共済掛金の払込猶予期間

(1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設けます。

(2) (1)の規定にかかわらず、掛金口座振替特則を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間となります。

(3) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、(1)および(2)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

2. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときには効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知します。

(1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時

(2) 発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効応当日の午前零時

第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

1. 詐欺等による共済契約の取消し

(1) この会は、共済契約者または主たる被共済者の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。

(2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができます。

2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得される目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

3. 共済契約の無効

(1) つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とします。

- ① 付帯される契約が共済契約の発効日または更新日において無効であるとき。
- ② 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。

(2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。この場合において、当該共済契約が更新されたものであり、かつ、それ以前の

共済契約が(1)の①または②のいずれかに該当するときは、3年間分を限度として共済契約の共済掛金を返還するものとします。

(3) この会は、(1)の規定により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

4. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- (2) 解約する場合には、この会所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、署名押印のうえ、この会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じます。

5. 重大事由による共済契約の解除

- (1) この会は、つぎの①から④までのいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約(被共済者が③のみに該当した場合はその人にかかる部分に限ります。以下、この項目ならびに「8.返戻金の払戻し」において同じです。)を解除することができます。
 - ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、被共済者または共済金を受け取るべき人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ③ 共済契約者は被共済者が、つぎのアからエまでのいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のちにされたときであっても、この会は、(1)の①から④に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、共済契約者は被共済者が(1)の③のアからエまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、つぎの①または②に該当する共済金については適用しません。
 - ① (1)の③のアからエまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた共済事故にかかる共済金。
 - ② (1)の③のアからエまでのいずれかに該当する被共済者に生じた共済事故にかかる損害賠償共済金。

6. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者は被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約の内容を変更し更新(第1章「1. 共済契約の更新」(5)から(7)までの規定による更新)した当時(以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。)、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) この会は、つぎの①から⑥までのいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約を解除することができません。
 - ① 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかつたとき。
 - ② この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人(この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。)か、共済契約者は主たる被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
 - ③ 共済媒介者が、共済契約者は主たる被共済者に対し、事実を告げず、または事実でな

いことを告げることを勧めたとき。

- (4) この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
- (5) この会が共済契約の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者は主たる被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のちになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となつた事実によらなかったことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができます。

7. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 許勘等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

8. 返戻金の払戻し

- (1) この会は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間(1か月にみたない端数日を切り捨てます。以下、この項目において同じです。)に対する返戻金を共済契約者に払い戻します。
 - ① 「4. 共済契約の解約」「5. 重大事由による共済契約の解除」または「6. 告知義務違反による共済契約の解除」の規定により共済契約が解約または解除されたとき。
 - ② 付帯される契約が解約、解除または消滅したとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、付帯される契約が消滅した場合であっても、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻さない場合は、この共済契約の未経過共済期間に対する返戻金についても共済契約者に払い戻しません。

9. 付帯される契約が消滅した場合の未払込共済掛金の精算

付帯される契約が消滅し、未払込共済掛金の精算がされる場合において、この共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を付帯される契約の共済金から差し引きます。

第八章 共済契約の変更

1. 共済契約による権利義務の承継

- (1) 共済契約者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者が、付帯される契約の共済契約者になる人でなければ、この会は承諾をしません。
- (2) 共済契約者が死亡した場合には、付帯される契約において共済契約を承継する人に限り、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (3) (2)の場合において、共済契約者になる人が2人以上いるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の共済契約者を代理します。
- (4) (3)の場合において、共済契約者の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が共済契約者の1人に対して行ったことは、他の人に對しても効力を生じます。
- (5) (2)の場合において、共済契約者が2人以上あるときには、その責任は連帯とします。
- (6) 共済契約者が死亡してから当該共済期間の満了日までに、(2)の規定による承継の手続がなされなかった場合には、その共済契約は、その満了日の翌日の午前零時に消滅します。
- (7) (1)および(2)の規定により共済契約者になる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。
- (8) (1)および(2)の規定に反するため契約の権利義務の承継を認めないこと、または付帯される契約においてのみ契約の権利義務の承継を行うことにより、付帯される契約と契約者が同一でなくなる場合には、同一でなくなった時に共済契約は終了します。

2. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 主たる被共済者の氏名

3. 他の契約等に関する通知義務

共済契約者または主たる被共済者は、共済契約締結のちにおいて、他の契約等を締結するとき、または他の契約等があることを知った場合には遅滞なく、書面によりその旨をこの会に通知しなければなりません。

第9章 雜則

1. 期間の計算

- (1) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の該当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

2. 時効

- (1) この会は、被共済者または共済金を受け取るべき人が、第4章「1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所」(1)に規定する時の翌日から起算して、共済金の請求手続を3年間行わなかつた場合、共済金を支払う義務を免れます。
- (2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または返戻金の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかつた場合には、共済掛金を返還する義務または返戻金を払い戻す義務を免れます。
- (3) 被共済者または共済金を受け取るべき人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかつた場合には、共済金返還の義務を免れます。
- (4) 共済契約者は、この会が共済掛金または返戻金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかつた場合には、共済掛金または返戻金を返還する義務を免れます。

3. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

4. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

5. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金を受け取るべき人に対するこの会の通知は、つぎの住所に発送すれば足るものとします。

- (1) 共済契約の申込みまたは更新のときに共済契約申込書に記載された住所
- (2) 第8章「2. 氏名または住所の変更」により通知があったときは、その住所

6. 定めのない事項の取扱い

この契約規定で規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

II 掛金口座振替特則条項

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会と共済掛金の口座

振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。

- ② 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替により払い込む場合の初回掛金は、「1. 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(5)の規定にかかわらず、この会が初回掛金を初めて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかつたときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「1. 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」(3)および(5)の規定にかかわらず、払込期日が属する月中のこの会の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日の取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあつたものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 月払契約の振替日ににおける指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかつたため、第2回以後の共済掛金の払込みができない場合において、2回分以上の未払込共済掛金があつたときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行ふものとします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まれなければなりません。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

III クレジットカード払特則条項

1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払とする場合に適用します。

2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

3. 共済掛金の受領

- (1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し（以下「有効性等の確認」といいます。）、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が初回掛金を受け取った日とみなします。
- (2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に当該共済契約の申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとします。
- (3) この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。
 - ① この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。
 - ② 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。
- (4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法

「3. 共済掛金の受領」(1)において、この会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返戻または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返戻し、または払い戻します。

IV インターネット特則案項

1. インターネット特則の適用

この特則は、インターネット扱による共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全を実施する場合に適用します。

2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者等は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたさなければなりません。

3. 電磁的方法による共済契約の申込み

- (1) 共済契約申込者は、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができます。
- (2) (1)に規定する共済契約の申込み手続は、つぎの①から③のとおりです。
 - ① 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」といいます。）に「一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する事項を入力し、この会に送信します。
 - ② 共済契約申込者または主たる被共済者による者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信します。
 - ③ この会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知します。

4. 電磁的方法による共済契約申込みの諾否

- (1) この会は、「3. 電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知します。
- (2) この会が「3. 電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に共済契約証書に記載する事項を入力し、共済契約申込者に送信します。

5. 電磁的方法による共済契約の更新

- (1) 共済契約者は、電磁的方法により共済契約を更新する際に共済契約の変更手続を行うことが

できます。

(2) (1)に規定する共済契約の変更手続は、つぎの①から③までのとおりです。

- ① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に「I 一般条項」における第1章「11. 共済契約の更新」(5)に規定する事項を入力し、この会に送信します。
- ② 共済契約者または主たる被共済者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信します。
- ③ この会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の変更の申し出があつたものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の変更の申し出を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
- (3) この会は、(2)の変更の申し出を受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約者に通知します。
- (4) この会が(2)の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に共済契約証書に記載する事項を入力し、共済契約者に送信します。

6. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代え、電磁的方法によりこの会に通知することができます。
 - ① 「I 一般条項」における第8章「2. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に定める住所の変更
 - ② 「II 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
 - ③ その他この会が認めた事項
- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
 - ① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。
 - ② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があつたものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

7. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。

8. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を使用することが「I 一般条項」による共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。

9. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

- ① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を終了したとき。
- ② 電磁的方法が不可能なとき。

共済金および損害賠償額請求の提出書類

<個人賠償責任共済の場合>

1. 共済金および損害賠償額請求の提出書類はつぎのとおりです。

【共済金および損害賠償額請求の提出書類】

(1) 共済金請求書
(2) 事故である証明書
(3) 損害を証明する書類
(4) 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(5) その他の必要書類

※損害賠償額請求の場合は、上表の「(4) 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類」を「(4) 示談書」と読み替えてください。

2. 代理請求人による共済金の代理請求の場合には、【共済金および損害賠償額請求の提出書類】

に規定する書類に加えて、つぎの書類を提出してください。

- (1) 代理請求人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 代理請求人の印鑑証明書
- (3) 代理請求人の住民票の写し(世帯全員のもの)
- (4) 被共済者が共済金を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (5) その他の必要書類

3. この会は、【共済金および損害賠償額請求の提出書類】および代理請求の提出書類の一部の省略を認めることができます。

4. 【共済金および損害賠償額請求の提出書類】(3)に規定する「損害を証明する書類」とは、次表のとおりです。

損害を証明する書類	
(1) 死亡に関する共済金の請求	死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
(2) 後遺障害に関する共済金の請求	後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
(3) 傷害に関する共済金の請求	診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
(4) 財物の破損に関する共済金の請求	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(すでに支払いがなされたときはその領収書)および損害が生じた物の写真(画像データを含みます。)

※損害賠償額請求の場合は、上表の「共済金」を「損害賠償額」と読み替えてください。

組合員および出資金について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協)を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えないなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとする。

7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

8. 出資口数の減少

- (1) 組合員は、やむを得ない事由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- (2) 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- (3) 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応する払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

—組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報(マイナンバー等)の取扱いについて—

全国労働者共済生活協同組合連合会

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

当会は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、当会の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、当会のホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

当会では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。

なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

当会では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはできません。

- ① 組合員・お客さまが同意されている場合
- ② 法令により必要と判断される場合
- ③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- ④ 業務提携先等との間で、当会が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。
- ア. 共同利用する旨
- イ. 共同で利用される個人データの項目
- ウ. 共同して利用する者の範囲
- エ. 利用する者の利用目的
- オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

(2) 特定個人情報について

当会では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはできません。

- ① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

6. 共同利用

当会では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

- (1) 当会は、自動車損害賠償責任共済・保険（以下、「自賠責共済・保険」といいます。）制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいている。
- (2) 当会は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」といいます。）にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済（以下、「自動車共済」といいます。）制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および（一社）日本損害保険協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。
- (3) 当会は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

7. 開示・訂正・利用停止等

当会は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

なお、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先
最寄りの窓口またはお客様サービスセンターまでお申し出ください

■お客様サービスセンター 0120-00-6031（フリーダイヤル）

■受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00（日曜・祝日・年末年始は除く）

■責任者名称 全国労働者共済生活協同組合連合会

ご加入者の個人情報の共同利用について

当会では保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただることがありますが、これらの場合にあっても当会としてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

1.「支払査定時照会制度」による共同利用について

当会は、2005年1月31日から全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会（2009年3月より日本コープ共済生活協同組合連合会）、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、生命保険協会ホームページ記載の「加盟会社」をご確認ください。）とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます。）の解除・取り消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当会を含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいています。

共済金・年金または給付金（以下「共済金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係わる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはできません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

【共同利用事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは、次の項目になります。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

- (1) 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
- (3) 共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法

■当会が保有する相互照会事項記載の情報については、当会が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金受取人は、当会の定める手続きに従い、相互照会事項に開示を求める、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護法に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当会の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるることができます。上記各手続きの詳細については、最寄りの当会窓口やお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

【支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について】

当会は、下記のとおり、支払査定時照会制度にもとづく相互照会の有無、相互照会の時期、相互照会された事項に関して、当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人からの開示・訂正等の請求を受け付けています。

なお、当会が保有する相互照会事項に関する個人情報保護法第25条ないし第29条の規定にもとづく開示・訂正等については、当会が定める以下の手続きにもとづいて請求していただけになります。請求いただいた場合は、後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

【開示等請求について】

当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めるすることができます。

【開示等対象事項】

- (1) 当制度にもとづく相互照会の有無
- (2) 相互照会の時期
- (3) 相互照会された事項

ただし、相互照会後3年を経過した場合は、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご本人以外の方に関する個人情報等開示できない場合もあります。

【請求の方法】

- (1) 請求受付

当会へのご来訪、郵送での請求等、いずれの場合も最寄りの当会窓口またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (2) 提出いただくもの

① 所定の請求書式

② ご契約者の場合は共済契約証書の写し

③ 本人確認資料

(3) 本人確認資料の提示について

① ご本人による請求の場合

・請求者の運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証等の身分証明書で、ご本人であることを確認できる資料の写し

② 代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委託した代理人)による請求の場合

・代理人本人の写真付証明書(運転免許証・パスポート)、健康保険証、年金手帳
・委任状(ご本人が、会社等届出印もしくは印鑑証明の印(印鑑証明書を添付)を押印ください)

後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

■手数料(徴収する場合)

開示請求手続きに対しては、手数料として実費(郵送料等)をいただくことがあります。

■回答方法

後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《訂正・追加・削除請求について》

万1、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、追加または削除を申し出ることができます。

請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示請求時の回答の写し
- ・当該請求に誤りがあることを示す資料

《利用停止、第三者への提供の停止請求について》

万1、上記手続きにより開示された相互照会について、個人情報保護法に違反する取り扱いがされている場合、利用停止あるいは第三者への提供の停止を申し出ることができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示等請求時の回答の写し
- ・個人情報の保護に関する法律に違反する取り扱いがされていることを示す資料

2. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

当会では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまの当会への共済契約の継続に係る判断、契約の維持管理などにともなう事務を円滑にすすめるため、次のように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただいている。

【共同利用事項】

当会と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (1) 都道府県生協等の保有する組合員名簿
- (2) 都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

個人情報の第三者提供について

当会は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

共通報告基準(CRS)に関するお願い

1. CRSは、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に、各国の税務当局間で非居住者の金融資産の情報を相互交換するために、OECD(経済協力開発機構)が策定した統一基準です。CRS適用国である日本の金融機関(共済団体や保険会社も含む)は、国内法(注)にもとづき、国税庁への報告事項の提供義務があります。

2. 当会では、国内法にもとづき、各種手続きの際などに契約者または受取人の居住地国(納税義務国)を確認しています。CRS適用国に該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあります、また、国税庁へご契約情報等の報告を行います。

(注)租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

当会では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「お客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

◆こくみん共済 coop お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ・ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかるものは取り扱いしておりません。

こくみん共済 coopは、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

こくみん共済 coopは、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください。)

MEMO

MEMO

連絡先一覧

所 在 地	電 話 番 号
北海道 (北海道労働者共済生活協同組合)	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3
青森県 (青森県労働者共済生活協同組合)	〒030-0802 青森市本町3-4-17
岩手県 (岩手県労働者共済生活協同組合)	〒020-0026 盛岡市開運橋通1-1 アカア盛岡ビル7F
宮城县 (宮城県労働者共済生活協同組合)	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-29
秋田県 (秋田県労働者共済生活協同組合)	〒010-0817 秋田市泉菅野1-1-12
山形県 (山形県労働者共済生活協同組合)	〒990-0827 山形市城南町1-18-22
福島県 (福島県労働者共済生活協同組合)	〒960-8540 福島市荒町1-21 協働会館内
新潟県 (新潟県総合生活協同組合)	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-6
茨城县 (茨城県労働者共済生活協同組合)	〒310-0804 水戸市白梅1-1-10
栃木県 (栃木県労働者共済生活協同組合)	〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4
群馬県 (群馬県労働者生活協同組合)	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-3
埼玉県 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	〒338-8504 さいたま市中央区下落合1050-1
千葉県 (千葉県労働者共済生活協同組合)	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-17-1
東京都 (東京都労働者共済生活協同組合)	〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8
神奈川県 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-9
長野県 (長野県労働者共済生活協同組合)	〒380-8710 長野市立町978-2
山梨県 (山梨県労働者共済生活協同組合)	〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11
静岡県 (静岡県労働者共済生活協同組合)	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-13-4
富山县 (富山县労働者共済生活協同組合)	〒930-8563 富山市奥田新町7-41
石川県 (石川県労働者共済生活協同組合)	〒920-8544 金沢市西念1-12-22
福井県 (福井県労働者共済生活協同組合)	〒910-0859 福井市日之出1-10-1
愛知県 (愛知県労働者共済生活協同組合)	〒456-8530 名古屋市熱田区金山町1-12-7
岐阜県 (岐阜県労働者共済生活協同組合)	〒500-8262 岐阜市西郷本郷2-7
三重県 (三重県労働者共済生活協同組合)	〒514-0004 津市栄町4-259-1
滋賀県 (滋賀県労働者共済生活協同組合)	〒520-0801 大津市におの浜4-5-1
奈良県 (奈良県労働者共済生活協同組合)	〒630-8325 奈良市西木辻町200-47

所 在 地	電 話 番 号
京都府 (京都府労働者共済生活協同組合)	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都7F
大阪府 (大阪府労働者共済生活協同組合)	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル
和歌山县 (和歌県労働者共済生活協同組合)	〒640-8331 和歌山市美園町5-10-3
兵庫県 (兵庫労働者共済生活協同組合)	〒650-0027 神戸市中央区中町通4-1-1
島根県 (島根県労働者共済生活協同組合)	〒690-0006 松江市伊勢宮町543-3
鳥取県 (鳥取県労働者共済生活協同組合)	〒680-0846 鳥取市扇町14
岡山县 (岡山県労働者共済生活協同組合)	〒700-8569 岡山市北区駅元町6-26
広島県 (広島県労働者共済生活協同組合)	〒732-8505 広島市東区曙4-1-28
山口県 (山口県労働者共済生活協同組合)	〒753-0222 山口市大内矢田南7-1-1
徳島県 (徳島県労働者共済生活協同組合)	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F
香川県 (香川県労働者共済生活協同組合)	〒760-0011 高松市浜ノ町72-5
愛媛県 (愛媛県労働者共済生活協同組合)	〒790-8513 松山市辻町1-1
高知県 (高知県労働者共済生活協同組合)	〒780-0870 高知市本町4-1-32 こうち勤労センター内
福岡県 (福岡県労働者共済生活協同組合)	〒810-8611 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル
佐賀県 (佐賀県労働者共済生活協同組合)	〒840-0054 佐賀市水ヶ江2-2-19
長崎県 (長崎県労働者生活協同組合)	〒852-8016 長崎市宝栄町3-15
熊本県 (熊本県労働者共済生活協同組合)	〒860-0811 熊本市中央区本荘5-10-30
大分県 (大分県労働者総合生活協同組合)	〒870-0035 大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内
宮崎県 (宮崎県労働者共済生活協同組合)	〒880-0806 宮崎市広島1-11-17
鹿児島県 (鹿児島県労働者共済生活協同組合)	〒892-0835 鹿児島市城南町7-28
沖縄県 (沖縄県共済生活協同組合)	〒900-0014 那覇市松尾1-18-22
森林労連共済 (全国森林労働者共済生活協同組合)	〒112-8627 文京区大塚3-28-7
たばこ共済 (全日本たばこ産業労働者共済生活協同組合)	〒108-0014 港区芝5-26-30
全水道共済 (全日本水道労働者共済生活協同組合)	〒113-0033 文京区本郷1-4-1 全水道会館6F

*共済金ご請求に関する連絡先 共済センター ☎0120-580-699

平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始はお休み)

万一、落丁、乱丁があった場合はお取り替えします。最寄りの窓口までご連絡ください。

お客様サービスセンター
☎ 0120-000-6031

※携帯電話・PHSからも
ご利用いただけます。

受付時間
平日9:00~19:00
土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・
年末年始はお休み)